

第4期

あまがさきし地域福祉計画 関連事業一覧《詳細シート》 令和7年度（令和6年度決算分） 【案】

【～本資料の取扱いについて～】

あまがさきし地域福祉計画の進捗管理や評価を行う『評価・管理シート』の作成や専門分科会等において意見を聴取するにあたって、本計画に関連する事業や取組を一覧にまとめたものであり、参考資料として取り扱うこととする。

基本目標1 「ささえあい」を育む人づくり(目次)

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	事業名(取組名)	一連番号	頁	
展開方向1 福祉学習の推進							
方向性1 多様な手法による学びの推進							
		(1)市民が地域課題に関心をもち、その解決に取り組む意識を醸成するため、自治のまちづくりの拠点である各地域振興センター等において市民活動団体などと連携し、地域の福祉ニーズに応じたさまざまな学びの場づくりを進める。	●	地区学びと活動推進事業	1	2	
				人権啓発事業	2	2	
				人権啓発活動地方委託事業(じんげんを考える市民のつどい事業)	3	2	
				人権啓発リーダー育成事業	4	2	
				みんなの尼崎大学事業	5	2	
				社会力育成事業	6	3	
				みんなの尼崎大学事業	7	3	
				● 支え合いの人づくり支援事業	8	3	
				地域福祉推進事業(生活支援サービス体制整備事業)	9	3	
				心身障害者(児)対策啓発事業	10	3	
		(2)次の世代の担い手の育成に取り組むため、高校生、大学生等と市民活動団体との協働による、地域課題の解決に向けた体験的な取組の促進を行う。	●	社会福祉関係団体補助金(ボランティアセンター事業補助金)	11	4	
			●	支え合いの人づくり支援事業	12	4	
		(3)身近な地域課題を共有、学習するためのICTの活用も含め、さまざまな手法による学びや協議の場づくりを進める。	●	支え合いの人づくり支援事業	13	4	
方向性2 学びの情報発信の充実							
		(4)地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。	●	学社連携推進事業	14	4	
				社会力育成事業	15	5	
				みんなの尼崎大学事業	16	5	
		(5)さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。	●	社会福祉関係団体補助金(ボランティアセンター事業補助金)	17	5	
			●	地区学びと活動推進事業	18	5	
展開方向2 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援							
方向性1 マッチングの推進							
		(1)地域資源情報を検索できる地域情報共有サイト「あましえあ」の情報を活用し、活動を希望する人や事業者等の地域福祉活動への参画や新たな活動の立ち上げを支援する。	●	地域資源情報公開システム事業	19	6	
			(2)学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、引き続き、高校生・大学生等の活動経費を支援するとともに、市社協や各地域振興センターとも連携し、協働の相手方となる市民活動団体の紹介等を行う。	●	支え合いの人づくり支援事業	20	6
					地域団体活動促進事業	21	6
					あまがさき市民まつり事業補助金	22	6
			(3)市社協への支援を通じて、既存の活動団体における活動者やささえあい地域活動センター「むすぶ」登録者に対し、地域で必要とされている具体的な地域福祉活動を提示することで、更なるマッチングを推進する。	●	地域福祉推進事業(生活支援サービス体制整備事業)	23	7
				●	社会福祉関係団体補助金(ボランティアセンター事業補助金)	24	7
					尼崎市社会福祉協議会補助金	25	7
					生活支援サポーター養成事業	26	7
					介護人材確保支援事業	27	7
					あまがさきチャレンジまちづくり事業	28	8
				特定非営利活動促進事業	29	8	
2地域福祉活動情報の提供の充実							
		(4)地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)	●	学社連携推進事業	30	8	
				みんなの尼崎大学事業	31	8	
			●	支え合いの人づくり支援事業	32	8	
			(5)さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。(再掲)	●	社会福祉関係団体補助金(ボランティアセンター事業補助金)	33	8
					あまがさきキッズサポーターズ支援事業	34	8
					地区学びと活動推進事業	35	8
				●	地域資源情報公開システム事業	36	8
					民生児童委員関係事業	37	9
					社会福祉功労者顕彰事業	38	9
展開方向3 地域福祉を推進する人材の育成							
方向性1 地域にかかわる専門職の研修の充実							
		(1)地域福祉活動専門員の研修経費の補助などを通じ、多様化・複合化した地域課題に対応できる専門性の向上に向けた支援を行う。	●	地域福祉推進事業(生活支援サービス体制整備事業)	39	9	
			(2)市職員や地域包括支援センター等の支援関係者と地域で活動する民生児童委員や保護司等の支援関係者が、お互いを理解し、顔の見える関係を構築するための研修を実施する。	●	民生児童委員関係事業	40	9
					重層的支援推進事業	41	9
					地域包括支援センター運営事業	42	9

基本目標1「ささえあい」を育む人づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
①福祉学習の推進														
1多様な手法による学びの推進														
		(1)市民が地域課題に関心を持ち、その解決に取り組む意識を醸成するため、自治のまちづくりの拠点である各地域振興センター等において市民活動団体などと連携し、地域の福祉ニーズに応じたさまざまな学びの場づくりを進める。	●	重層	地区学びと活動推進事業	生涯にわたる様々な学びの機会を提供するとともに、地域におけるお互いの顔の見える関係づくり、ひいては地域発意の課題解決や魅力向上の取組が広がる環境づくりを進める。	・地域コミュニティの活性化に向け、地域の方々にとって関心が高く身近なテーマを入り口として地域活動の参加へとつなげることを目的に、全ての地域課において防災や多文化共生をテーマに地域の実情に即した事業を実施した。 ・地域発意の取組を増やしていくために、地域課主催のプラットフォームで実施日時の見直しなど、新規の参加者を増やす工夫を行った。	・テーマ型の活動が増えつつある中、地縁型の活動者が減少している状況が継続しており、テーマ型の活動者を地縁型の活動につなげ、支援する取組がより一層必要である。 ・エリア分析の活用は、市民活動の参加者を増やすきっかけづくりに効果的であり、より効率的・効果的な分析手法の導入などに取り組むとともに、地域課間で好事例を共有するなど横展開を行う必要がある。	維持(継続)	・課題となっている地縁型の活動の活性化に向け単位福祉協会の加入促進へつなげる取組を行うとともに、防災をはじめとした全市民的な課題や地域特性に応じた課題それぞれをテーマとした取組を推進することで、引き続き、テーマ型と地縁型の活動が協働した取組の生まれる状況を目指す。			各地域課	1
					人権啓発事業	人権問題を正しく理解し、差別意識や偏見を解消するため、人権問題講演会や啓発映画の上映をはじめ各種の啓発事業を行う。	・各地域の特徴に応じた人権問題講演会や啓発映画の上映等の事業を実施した。 ・性的マイノリティのほか、事実婚も対象者に加え、互いの子や親等の近親者も含めて受領証に名前等を記載する「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」へと拡充し、生活上の困り事への解消・対応を図った。	・拡充したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について、周知する必要がある。	維持(継続)	・令和6年度実施した市民等意識調査の結果を踏まえたテーマや、各地域の特徴に応じた啓発事業を実施する。 ・令和7年6月からの制度実施に際しては、市報やホームページ、リーフレット等を活用し、制度と対象となる公的サービスについて効果的な周知に努める。			ダイバーシティ推進課	2
					人権啓発活動地方委託事業 (じんけんを考える市民のつどい事業)	一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現に向け、講演会等を実施し、市民の人権意識の高揚を図る。	・じんけんを考える市民のつどいについて、参加人数は201名で昨年度とほぼ同じであった。 ・参加者アンケートでは、人権問題についての関心や理解が高まったとする回答割合は93.6%であり、広く市民を対象として様々な人権課題に対する啓発の場として有効な機会となっている。	-	維持(継続)	・兵庫県と共催で「ひょうごヒューマンフェスティバル」を実施する。「じんけんを考える市民のつどい」の拡大版として、「平和と人権」をテーマに命の大切さ・尊重されるべき人権の大切さについて、戦場カメラマンの渡部陽一氏を講師にお招きし、講演会を実施するとともに、テーマと連動した展示会や体験会を実施し、普段人権を意識していない、関心を持っていない市民にも広く参加を呼び掛ける。※令和7年度は「じんけんを考える市民のつどい」は実施しない。	拡充		ダイバーシティ推進課	3
					人権啓発リーダー育成事業	人権啓発推進リーダー及びオピニオンリーダーの育成	・オピニオンリーダー研修を一般参加できるよう引き続き公開講座とした(一般参加者延べ人数36人)。	・人権教育小集団学習会等を市民主体の学習会とするため、助言者として市民で一定の経験があり、人権教育に熱意のある人12人を人権啓発推進リーダーとしているが、担い手の育成の必要がある。	維持(継続)	・多様な人権問題への対応や、アプローチ方法が的確かつ新たな気づきにつながるよう、講師の開拓、学習内容の企画、学習資料の作成等に当たっては、常に情報収集に努める。 ・小集団学習グループメンバーやオピニオンリーダーから推進リーダーが生まれるよう人材を育成していく。			社会教育課	4
					みんなの尼崎大学事業	地域活動を担う“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学がプラットフォームとなり、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱き、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくりに取り組む。 また若年層を中心に、身近な地域への愛着や主体的な地域への関わりといったシチズンシップを育てる。	まちで活動したい人などの相談・交流の場となるプラットフォーム「みんなの相談室」や「みんなの談話室」、市民と職員がフラットに話せる場「尼大ランチミーティング」などを開催した。また、「オープンキャンパス」では、市内にあるさまざまなスポットを会場に、体験と対話を通じて学びを深めた。	「みんなの相談室」、「みんなの談話室」の実施が偶数月に実施していたが、定期的に集まれる場として実施することも検討する。	維持(継続)	従前実施してきた、「みんなの相談室」、「みんなの談話室」、「ランチミーティング」を「オープンミーティング」として全市横断的に開催し、毎月意見交換を行う機会として実施する。			生涯、学習！推進課	5

基本目標1「ささえあい」を育む人づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
①福祉学習の推進														
1 多様な手法による学びの推進														
		(1)市民が地域課題に関心を持ち、その解決に取り組む意識を醸成するため、自治のまちづくりの拠点である各地域振興センター等において市民活動団体などと連携し、地域の福祉ニーズに応じたさまざまな学びの場づくりを進める。			社会力育成事業	社会力の育成を推進するため、①学級を基盤とした集団において目標や規範を設定し、望ましい人間関係を築く。②生徒会活動を活性化し、協力して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育成する。③体験活動を通して、その意義を理解し、地域社会に参画する態度を育成する。という3つの観点により事業を実施する。	(学校教育課) 市立中学校の生徒会執行部を対象とした夏季研修会を実施した。生涯、学習！推進課と連携したカードゲーム「ATTF2」を通じて他校生徒と交流する中で、自分の学校や地域の特徴・課題について主体的・実践的に考えることができた。	(学校教育課) 規範意識やコミュニケーション力の低下、地域のつながりや人間関係の希薄化など、児童生徒の社会性に関する課題が多く存在しているため、集団活動や生徒会活動等を通して、社会力の育成を図る必要がある。	維持(継続)	(学校教育課回答) 自分たちの住む町に愛着を持ち、社会性を高めていくため、中学校においては、引き続き地域に出向いての活動等を実施することで生徒会を中心とした生徒の自治活動を支援していく。			学校教育課	6
					みんなの尼崎大学事業	地域活動を担う“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学がプラットフォームとなり、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱き、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくりに取り組む。また若年層を中心に、身近な地域への愛着や主体的な地域への関わりといったシチズンシップを育てる。			維持(継続)				生涯、学習！推進課	7
	●	重層			支え合いの人づくり支援事業	市が市民活動団体等と共催して市民の福祉に関する講座等を実施する。また、高校生、大学生が学びを通して、市内の福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働する取組に要する経費の一部を補助する。	当事者団体や支援団体等の多様な主体と連携し、様々な世代に向けて地域共生社会をテーマに講演会を実施し、参加者から地域づくりの大切さの理解が得られた。	多くの市民が地域課題を把握し、我が事として行動してもらえるよう福祉学習を各地区で展開する必要がある。	維持(継続)	引き続き、地域振興センターや市社協、地域の様々な団体と連携し地域住民が自分の暮らす地域の福祉活動に気づき、活動のきっかけとなる学びの場づくりに取り組む。			重層的支援推進担当	8
		重層再犯			地域福祉推進事業(生活支援サービス体制整備事業)	市社協に対し、地域福祉活動の推進や地域福祉のネットワークの構築、災害時要援護者支援体制の基盤づくり等を支援する地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)の配置にかかる経費等を補助する。	6地区の地域福祉ネットワーク会議で地域住民や事業所、福祉専門職等が参画して地域課題の協議が行われ、中央地区では依存症回復施設が運営する喫茶店や地域の会館において、独居高齢者向けのふれあい喫茶の取組、小田地区では地域住民や地域の活動者による複合課題事例の検討会を通して、地域住民等と福祉専門職との関係構築・相互理解の取組が行われた。	地域福祉ネットワーク会議において、子ども・子育てや障害者支援など、様々な分野の地域課題の共有・協議が行われるよう、引き続き、多様な支援団体・関係者の参画が必要となる。	維持(継続)	市社協と連携し、6地区の地域福祉ネットワーク会議に様々な分野の支援者の参画を進めるとともに、様々な地域づくりの好事例を共有することで、地域課題に応じた地域福祉活動の推進を図る。			重層的支援推進担当	9
					心身障害者(児)対策啓発事業	市民に対する障害者への正しい理解と認識を深めるための事業を実施するほか、各種サービスの周知を図る。	・「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」は、提案型事業委託制度が期限(原則3年間)を迎えたため、プロポーザル方式により選定した委託事業者により引き続き「ミーツ・ザ・福祉」として開催された。ステージプログラム等様々な催し(雑貨・飲食店や体験型コンテンツ、ミーツ新喜劇など)を実施しており、障害のある人もない人も相互理解を深め、障害者問題に関する市民等への理解と認識を深めるという目的に寄与している。 ・令和5年度より25店舗多く参加があり、多様な体験コンテンツが新たに出そろうなど、イベントの活性化が図られている。 ○令和6年度実績令和6年10月26日開催・橘公園軟式野球場・入場者約2,500人)	・「市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)」は、提案型事業委託制度が期限(原則3年間)を迎えたため、プロポーザル方式により選定した委託事業者により引き続き「ミーツ・ザ・福祉」として開催された。ステージプログラム等様々な催し(雑貨・飲食店や体験型コンテンツ、ミーツ新喜劇など)を実施しており、障害のある人もない人も相互理解を深め、障害者問題に関する市民等への理解と認識を深めるという目的に寄与している。	維持(継続)	・市民福祉のつどい(ミーツ・ザ・福祉)については、企画段階から福祉や障害について考える機会と障害のある人が参加・活躍できる場を創出し、そこに幅広い世代のボランティアが関わるなど多様な人を巻き込み実施することで、障害のある人となない人の交流や相互理解を深めてきている。これらの取組を継続しつつ、更なる付加価値を生み出していくとともに、イベントの出席数を更に増やしていくなど、より良いイベントへと発展していけるよう、実行委員会や市民等との協働に取り組む。			障害福祉課	10

基本目標1「ささえあい」を育む人づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
①福祉学習の推進														
1 多様な手法による学びの推進														
		(2)次の世代の担い手の育成に取り組むため、高校生、大学生等と市民活動団体との協働による、地域課題の解決に向けた体験的な取組の促進を行う。	●	重層	社会福祉関係団体補助金 (ボランティアセンター事業補助金)	尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等へ補助を行い、ボランティア活動を推進する。	尼崎市社会福祉協議会(市社協)ボランティアセンター等では、SNSを活用して、イベント情報やボランティア活動の動画などの発信に取り組んだほか、他団体と連携して担い手づくり等の講座を開催した。(市社協主催講座等数/延べ参加者数 R4:115回/3,063人、R5:141回/4,379人、R6:151回/4,397人)	市社協ボランティアセンターではSNSによる情報発信を実施したが、若い世代の参加者への拡充につなげていない。	維持(継続)	地域住民が自分の暮らす地域の福祉課題に気づき、活動のきっかけとなる学びの場づくりや、SNSの活用や新たに催事場でボランティアセンターの活動PRを行うこと等により、様々な世代に向けた情報発信に引き続き取り組む。			福祉課	11
		(3)身近な地域課題を共有、学習するためのICTの活用も含め、さまざまな手法による学びや協議の場づくりを進める。	●	重層	支え合いの人づくり支援事業	市が市民活動団体等と共催して市民の福祉に関する講座等を実施する。また、高校生、大学生が学びを通して、市内の福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働する取組に要する経費の一部を補助する。	・「支え合いを育む人づくり支援事業」において、学生等の活動支援により、新たに子ども食堂での活動や親子対象の防災クッキングなど、12校19グループの学生等による市民活動団体と協働した地域貢献活動が行われた。 ・関西国際大学の学生や兵庫県立尼崎小田高等学校の生徒、地域住民が連携して行う要支援者への見守り活動において、引き続き学生等が活動しやすい環境を整えた。学生等は、地域住民の声に耳を傾け、孤立問題や支え合いの大切さを学んだ。	見守りや独居高齢者等のごみ出しなど、地域住民が必要とする活動の立ち上げや継続には、多様な世代の参画の促進が必要となる。	維持(継続)	地域振興センターや市社協と連携し、「支え合いを育む人づくり支援事業」を活用していない市内の高校や大学に対して働きかけ等を行い、学生と地域福祉活動に取り組む団体との協働の取組を支援していく。			重層的支援推進担当	12
		(3)身近な地域課題を共有、学習するためのICTの活用も含め、さまざまな手法による学びや協議の場づくりを進める。	●	重層	支え合いの人づくり支援事業	市が市民活動団体等と共催して市民の福祉に関する講座等を実施する。また、高校生、大学生が学びを通して、市内の福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働する取組に要する経費の一部を補助する。	・「支え合いを育む人づくり支援事業」において、学生等の活動支援により、新たに子ども食堂での活動や親子対象の防災クッキングなど、12校19グループの学生等による市民活動団体と協働した地域貢献活動が行われた。 ・関西国際大学の学生や兵庫県立尼崎小田高等学校の生徒、地域住民が連携して行う要支援者への見守り活動において、引き続き学生等が活動しやすい環境を整えた。学生等は、地域住民の声に耳を傾け、孤立問題や支え合いの大切さを学んだ。	見守りや独居高齢者等のごみ出しなど、地域住民が必要とする活動の立ち上げや継続には、多様な世代の参画の促進が必要となる。	維持(継続)	地域振興センターや市社協と連携し、「支え合いを育む人づくり支援事業」を活用していない市内の高校や大学に対して働きかけ等を行い、学生と地域福祉活動に取り組む団体との協働の取組を支援していく。			重層的支援推進担当	13
2 学びの情報発信の充実														
		(4)地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。	●		学社連携推進事業	市民の活動や学習を支援し、その取組を充実することで地域での人材育成や資源発掘を行い、その結果を地域社会に活かすことのできる人づくり、仕組みづくりを推進し、子どもたちや地域へ還元する機会の創出を図る。	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、コミュニティ・スクールの導入に合わせて、新たに中学校10校にコーディネーターを配置した。また、令和4年度に「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰を受賞した尼崎北小学校の学校長及び学校運営協議会会長を講師に研修会を実施し、地域の歴史や伝統文化に着目しつつ、多様な地域団体等と連携・協力しながら実施した地域学校協働活動の好事例として、発信し横展開を図った。	小学校以外の学校種においては、コーディネーターを配置してから日が浅いため、コーディネーターを活用した活動事例がそれほど多くない。そのため、地域課等とも連携・協力しながら、効果的かつ具体的な活動例を検証・共有していく必要がある。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進には、行政による継続した伴走支援が必要である。	継続(維持)	令和7年度に全市展開を目指すコミュニティ・スクールの導入に合わせて、市立学校全校にコーディネーターを配置する。また、地域・学校・行政が連携しながら、様々な地域学校協働活動の事例の検証・共有と更なる横展開を図り、これまでの活動の充実や新たな活動への着手など取組全体の底上げに取り組み、地域と学校のより良い関係づくりと地域のつながりづくりを目指す。			社会教育課ほか	14

基本目標1「ささえあい」を育む人づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
①福祉学習の推進														
2学びの情報発信の充実														
		(4)地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。			社会力育成事業	社会力の育成を推進するため、①学級を基盤とした集団において目標や規範を設定し、望ましい人間関係を築く。②生徒会活動を活性化し、協力して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育成する。③体験活動を通して、その意義を理解し、地域社会に参画する態度を育成する。という3つの観点により事業を実施する。	(学校教育課回答) 市立中学校の生徒会執行部を対象とした夏季研修会を実施した。生涯・学習！推進課と連携したカードゲーム「ATTF2」を通じて他校生徒と交流する中で、自分の学校や地域の特徴・課題について主体的・実践的に考えることができた。	(学校教育課回答) 規範意識やコミュニケーション力の低下、地域のつながりや人間関係の希薄化など、児童生徒の社会性に関する課題が多く存在しているため、集団活動や生徒会活動等を通して、社会力の育成を図る必要がある。	継続 (維持)	(学校教育課回答) 自分たちの住む町に愛着を持ち、社会性を高めていくため、中学校においては、引き続き地域に出向いての活動等を実施することで生徒会を中心とした生徒の自治活動を支援していく。			学校教育課	15
		(4)地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。			みんなの尼崎大学事業	地域活動を担う“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学がプラットフォームとなり、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱き、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくりに取り組む。 また若年層を中心に、身近な地域への愛着や主体的な地域への関わりといったシチズンシップを育てる。			維持 (継続)				生涯・学習！推進課	16
		(5)さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。	●	重層	社会福祉関係団体補助金 (ボランティアセンター事業補助金)	尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等へ補助を行い、ボランティア活動を推進する。	尼崎市社会福祉協議会(市社協)ボランティアセンター等では、SNSを活用して、イベント情報やボランティア活動の動画などの発信に取り組んだほか、他団体と連携して担い手づくり等の講座を開催した。(市社協主催講座等数/延べ参加者数 R4:115回/3,063人、R5:141回/4,379人、R6:151回/4,397人)	市社協ボランティアセンターではSNSによる情報発信を実施したが、若い世代の参加者への拡充につなげていない。	継続 (維持)	地域住民が自分の暮らす地域の福祉課題に気づき、活動のきっかけとなる学びの場づくりや、SNSの活用や新たに催事場でボランティアセンターの活動PRを行うこと等により、様々な世代に向けた情報発信に引き続き取り組む。			福祉課	17
		(5)さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。	●	重層	地区学びと活動推進事業	生涯にわたる様々な学びの機会を提供するとともに、地域におけるお互いの顔の見える関係づくり、ひいては地域発意の課題解決や魅力向上の取組が広がる環境づくりを進める。	・自治のまちづくりの拠点となる生涯学習プラザにおいて、賑わいや交流が生まれる環境づくりに向け、生涯学習プラザで市や指定管理者が実施する講座・イベント等について各主体が一元化した情報発信を行った。	・まちに対する興味や関心はあるが、活動に結び付いていない市民に対して、参加意欲を高めるような情報や、実施主体を問わずまちじゅうで開催される学びの場の情報を届ける手法を構築する必要がある。	継続 (維持)	・まちじゅうで実施主体を問わず展開されている幅広い学びと活動に関わる情報について、市ホームページ等で一元化して発信するなど工夫を行うことで、身近なテーマや課題意識に関連する取組への参加をきっかけにした、地域活動への参加者のすそ野を広げる。			各地域課	18

基本目標1「ささえあい」を育む人づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
②地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援														
1マッチングの推進														
		(1)地域資源情報を検索できる地域情報共有サイト「あましえあ」の情報を活用し、活動を希望する人や事業者等の地域福祉活動への参画や新たな活動の立ち上げを支援する。	●		地域資源情報公開システム事業	地域の交流や集いの場、相談窓口、コミュニティ拠点施設等の地域資源情報を、分野やエリアごとに検索できるシステムを運用することにより、市民サービスの向上を図るとともに、市・尼崎市社会福祉協議会(市社協)・地域活動の担い手など各主体間における情報共有を推進する。	・関係者の地域資源情報の登録、利用等を引き続きサポートし、情報共有が活発に行われるよう、各地域課、各支部社協、生涯、学習！推進課のメンバーで構成したあましえあ担当者会にて操作説明会や意見交換等を行うとともに、マニュアル等の整備を行った。 ・「あましえあ」と「シニア元気アップパンフレット」との情報運動を行い、業務の効率化につなげた。 ・掲載している地域情報は適宜情報更新を行っており、それに加え、令和5年度から年に一度、登録情報の一斉更新を行うように改めた。	「あましえあ」は、市・市社協・地域活動の担い手などの関係者間における円滑な情報共有を可能にするともに、公営・民営を問わず、地域の交流や集いの場、相談窓口などの地域情報を掲載するサイトであることから、より効果的な運用を行っていく必要がある。	維持(継続)	・地域資源の共有が円滑に進むよう、あましえあ担当者会にて「あましえあ」の効果的な活用方法等の検討を行う。 ・「あまがさき共創DXプラン」に記載の「誰もが必要な情報を得て活動参画できる仕組みづくり」の1つとして、各主体が必要な社会資源等につながるよう、引き続き「あましえあ」の機能向上、周知等に努める。 ・あましえあの導入から5か年が経過することから、令和8年度向けに仕様書等を見直す。			協働推進課	19
		(2)学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、引き続き、高校生・大学生等の活動経費を支援するとともに、市社協や各地域振興センターとも連携し、協働の相手方となる市民活動団体の紹介等を行う。	●	重層	支え合いの人づくり支援事業	市が市民活動団体等と共催して市民の福祉に関する講座等を実施する。また、高校生、大学生が学びを通して、市内の福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働する取組に要する経費の一部を補助する。	・「支え合いを育む人づくり支援事業」において、学生等の活動支援により、新たに子ども食堂での活動や親子対象の防災クッキングなど、12校19グループの学生等による市民活動団体と協働した地域貢献活動が行われた。 ・関西国際大学の学生や兵庫県立尼崎小田高等学校の生徒、地域住民が連携して行う要支援者への見守り活動において、引き続き学生等が活動しやすい環境を整えた。学生等は、地域住民の声に耳を傾け、孤立問題や支え合いの大切さを学んだ。	見守りや独居高齢者等のごみ出しなど、地域住民が必要とする活動の立ち上げや継続には、多様な世代の参画の促進が必要となる。	維持(継続)	地域振興センターや市社協と連携し、「支え合いを育む人づくり支援事業」を活用していない市内の高校や大学に対して働きかけ等を行い、学生と地域福祉活動に取り組む団体との協働の取組を支援していく。			重層的支援推進担当	20
					地域団体活動促進事業	明るく住みよい地域社会を形成するため、市民の創意と参加による市民運動を総合的に推進するとともに、10万人わがまちクリーン運動や市民運動各地区推進協議会が各地区の特性に応じて行う事業に対する支援のほか、地域で活動を行う団体が1地区内で実施する事業の初期活動に対する支援を行う。	1 市民運動推進委員会 市長と構成団体から選出された1名が共同代表を務め、各地区推進協議会、各種団体・関係行政機関70団体(令和7年4月末現在)、学識経験者2名で構成し、市民の創意と参加により明るく住みよく豊かなまちを目指し、市民運動を総合的に推進する。 2 市民運動各地区推進協議会事業補助 市民運動を効果的に推進するため、地域の各種団体で構成されている市民運動各地区推進協議会が実施する事業に対して補助する。 3 地域コミュニティ活動支援事業補助38事業申請、31事業採択 3人以上で構成される市民活動団体が、市内6地区のいずれか1つの地区で行う公益的な事業に対して3年を限度に補助金を交付するもの。	・市民運動推進委員会では令和6年度の取組テーマである「自転車マナーの向上」、「タバコのマナー向上」に基づき、啓発ポスターの作成・掲示等の取組を実施するとともに、構成団体が一体となって啓発キャンペーンを実施した。 ・地域コミュニティ活動支援事業の申請団体数は、前年度と比べ減少した。初動支援の制度のため、補助期間終了後に団体が事業を自立して継続できるよう補助金以外の方法で支援していく必要がある。	維持(継続)	・市民運動推進委員会は、委員会で決めた取組テーマについて、必要に応じて市と連携しながら、全市一体となって取り組んでいく。 ・地域コミュニティ活動支援事業は、補助金の交付、不交付に関わらず活動団体が事業を継続できるよう、取組に関心のある人や団体が出会う場の創出や他の補助制度を案内しながら、伴走支援を行う。			協働推進課	21
					あまがさき市民まつり事業補助金	市制の誕生を祝う趣旨で始まった市民まつりが、市民に親しまれるとともに、市民まつりの企画運営の中で市民及び市内で活躍する団体がコミュニケーションを深めながら、特定の地域や団体にとられない活動が活発になっている状態を目指す。	昨年度に引き続き、重層的支援推進担当の所管する「支えあいの人づくり支援事業」に関わっている学生など市内の学生の発表の場として、尼崎市民まつりに参画してもらい、「学生ひろば」を実施した。(参画団体数 R5:11団体→R6:12団体)	市民まつりにおいて、学生の発表の場があるということの認知度を上げていくため、継続した実施が必要である。	維持(継続)	令和4年度から継続して実施しており、参画団体数は増加している。今後も継続して、より多くの方に学生の取り組みを知ってもらえるよう、実施する。			生涯、学習！推進課	22

基本目標1「ささえあい」を育む人づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
②地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援														
1マッチングの推進														
		(3)市社協への支援を通じて、既存の活動団体における活動者やささえあい地域活動センター「むすぶ」登録者に対し、地域で必要とされている具体的な地域福祉活動を提示することで、更なるマッチングを推進する。	●	重層再犯	地域福祉推進事業(生活支援サービス体制整備事業)	市社協に対し、地域福祉活動の推進や地域福祉のネットワークの構築、災害時要援護者支援体制の基盤づくり等を支援する地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)の配置にかかる経費等を補助する。	6地区の地域福祉ネットワーク会議で地域住民や事業所、福祉専門職等が参画して地域課題の協議が行われ、中央地区では依存症回復施設が運営する喫茶店や地域の会館において、独居高齢者向けのふれあい喫茶の取組、小田地区では地域住民や地域の活動者による複合課題事例の検討会を通して、地域住民等と福祉専門職との関係構築・相互理解の取組が行われた。	地域福祉ネットワーク会議において、子ども・子育てや障害者支援など、様々な分野の地域課題の共有・協議が行われるよう、引き続き、多様な支援団体・関係者の参画が必要となる。	維持(継続)	市社協と連携し、6地区の地域福祉ネットワーク会議に様々な分野の支援者の参画を進めるとともに、様々な地域づくりの好事例を共有することで、地域課題に応じた地域福祉活動の推進を図る。			重層的支援推進担当	23
			●	重層	社会福祉関係団体補助金(ボランティアセンター事業補助金)	尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等へ補助を行い、ボランティア活動を推進する。	市社協ボランティアセンターでは、ひきこもり状態にある人やその家族の社会参加に向けボランティアグループにつなぐほか、若い世代がボランティアの楽しさに気づききっかけとして、市民活動団体、中学校のボランティア部と協働し、小学生向けボランティア体験講座等を開催した。「むすぶ」とボランティアセンターにおける地域福祉活動へのマッチング数/R4:348回、R5:592回、R6:554回)	—	維持(継続)	市社協ボランティアセンター等において、引き続き地域振興センター等と連携し、地域の様々な支援ニーズに対応するボランティアの発掘・育成やマッチングなどを進める。			福祉課	24
					尼崎市社会福祉協議会補助金	地域コミュニティ活動及び地域福祉活動の推進を図るため、市社協に補助金を交付し、自主財源に乏しい本部、支部社協の運営を側面的に支援するとともに、社会福祉連絡協議会(連協)、福祉協会(単協)の活動を助成する。	市社協に対し、次の経費を助成した。 1 地域自治活動及び地域福祉活動に係る人件費(決算額:110,244千円) 理事長、常務理事、本部・支部職員22人の人件費を助成した。 2 地域自治活動に係る事務事業費(決算額:17,453千円) 事務事業費、支部運営費、連協・単協活動費、地域広報活動推進補助費を助成した。	・市社協は、地域自治機能と地域福祉機能の両面を有し、本市の地域自治活動や地域福祉活動などにおいて、中核的な役割を担っており、市にとって欠かすことのできない団体である。 ・加入率が減少傾向となっている中、市内への転入者に市社協の案内チラシの配布を行うといった加入促進の取組を継続している。 ・市社協の未加入世帯や、単協のない地区等に対する情報発信、地域コミュニティのつながりの希薄化などが課題となっている。	維持(継続)	・地縁型の組織である市社協は地域自治の中核的な役割を担っており、地域自治のさらなる推進に向け、市社協が実施する加入促進の取組について、本市としても必要に応じて関係部局と連携しながら支援を行う。 ・テーマ型の活動と福祉協会をはじめとする地縁型の活動がともに活性化し、これらが協働した取組が生まれるような状況を目指し、テーマ型の活動者を福祉協会をはじめとする地縁型の地域活動へつなげる働きかけなど、双方の活動者を増やすための取組を行う。			協働推進課	25
					生活支援サポーター養成事業	介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスに従事する担い手としての生活支援サポーターを養成する。	生活支援サポーターの確保に向けては、中央・武庫・小田・園田地区で研修を開催し、研修内容に各地区の地域課題・活動の事例を加え、受講後の活動につなげる啓発を行ったことで、事業所主体の実施と合わせて、12回の研修を通じて新たに103人を認定し、3人を就業につなげた。	・生活支援サポーター養成研修の修了者数が減少(令和5年度177人→令和6年度103人)しており、更なる周知が必要である。 ・高齢化に伴う地域の支え合いのニーズは高まっている一方で、活動団体側の高齢化等により、地域活動の担い手が不足している状況であるため、生活支援サポーターを支え合い活動団体につなぐ取組についても積極的に進めていく必要がある。	維持(継続)	・市社会福祉協議会のネットワークを活用した更なる周知に努めることに加え、本研修を雇用保険受給者に対する求職活動メニューへ追加するなど、ハローワーク尼崎と連携して、受講者の増を図るとともに、地域活動等へ移行していない修了者への状況確認も含めたフォローの強化を進める。 ・地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)や就労的活動支援コーディネーターと連携しながら、研修修了者と既存の支え合い活動団体とのマッチング会の実施や、地域活動に係る講座の参加を呼びかけるなど、活動に対する意識啓発等を行い、担い手の裾野を広げていく。			高齢介護課	26
					介護人材確保支援事業	介護職員初任者研修等の研修受講料助成や介護福祉士等に対する学びなおし研修の実施、いきいき百歳体操の代表者や生活支援サポーター養成研修修了者への介護ボランティアポイントの付与を実施する。	・介護職員初任者研修等受講料助成金交付事業については、個人・法人あわせて68人に交付した。 ・介護支援ボランティアポイント交付事業では、介護支援ボランティアポイントを20人に付与した。 ・介護福祉士等学びなおし研修については、ハローワーク尼崎と県福祉人材センターと連携し、合同就職フェアを開催することで、14人を就職につなげることができた。	介護福祉士等学びなおし研修受講者は横ばい(令和5年度9人→令和6年度11人)の状況であり、更なる周知が必要である。	維持(継続)	・介護職員初任者研修等の費用助成については、「介護人材の質向上・量の確保につながっている」等の意見が得られており、引き続き、関係機関とも連携しながら、さらなる周知を行っていく。 ・介護福祉士等学びなおし研修については、ハローワークや県福祉人材センター等と連携し、合同就職フェアの継続開催を実施することで、就労者の増加を目指すとともに、研修参加者の増加に向け更なる周知を行う。			高齢介護課	27

基本目標1「ささえあい」を育む人づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
②地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援														
1 マッチングの推進														
		(3)市社協への支援を通じて、既存の活動団体における活動者やささえあい地域活動センター「むずぶ」登録者に対し、地域が必要とされている具体的な地域福祉活動を提示することで、更なるマッチングを推進する。			あまがさきチャレンジまちづくり事業	「地域をよりよくするため市民自ら考え、力を合わせて実施する活動」で公益的なものに対し補助を行うことにより地域社会の連帯を深め、まちづくりの推進を図る。	・あまらぶチャレンジ事業ジュニアコースの申請団体数は微増であり、参加した高校生からは活動を通じて、「尼崎のを知ることができた」「様々な意見を聞くことができ、視野が広がった」などの声が寄せられ、まちづくりに関わるきっかけとなった。また、これまで単年度での参加にとどまっていたが、令和5年度の参加者がサポート役として継続して関わる機会につながった。	補助金が不交付となった事業や補助期間が終了した事業についても、事業を実施、継続できるよう、補助金交付以外の方法で、活動を支援していく必要がある。	維持(継続)	・補助金の交付、不交付に関わらず、活動団体が事業を実施できるよう伴走支援を行う。 ・補助期間が終了した事業については、他の補助制度等も案内しながら支援を行う。 ・みんなの尼崎大学相談室や各地区プラットフォームなどを活用し、活動団体と取組に関心のある人や団体が出会う場を創出することで、事業の応援者が増えていくようなコーディネートを行うほか、応募促進も行う。			協働推進課	28
					特定非営利活動促進事業	NPO法人が行う特定非営利活動事業に共感し、応援するために市民や事業者から寄せられた寄付金の範囲内の額を、特定非営利活動の促進のため、市がNPO法人に交付する。	・前年度から継続して申請いただいた団体は、13団体のうち5団体にとどまったが、4団体から新規の申請を受け、令和6年度は合計9団体となり申請団体数は減少した。一方で、全体の寄付金額は、新規で申請のあった団体への寄付額が影響し、前年度と比較すると大幅に増加するなど一定の成果があった。	・申請団体に対する寄付金額に差があるため、効果的な広報手法についての助言などを行うなどにより申請団体の定着を図るとともに、新たな団体からの申請につながるよう引き続き制度周知に努める必要がある。	維持(継続)	・現在の制度は、寄付された年度に活用することとしているが、例えば将来の大規模な事業への活動資金として寄付金を集めることなど、制度についての要望が一定ある場合は、より良い制度にするために随時見直しを行う必要がある。 ・この制度の参加団体及び寄付金額の増加は、より多くの地域課題の解決や魅力向上の推進につながることから、NPO法人からの相談等に丁寧に寄り添いながら対応するとともに、市内のNPO法人に制度を理解し、申請してもらえるよう、より効果的な周知方法を検討する。 ・企業版ふるさと納税制度は、令和6年度までとなっており、国の動向を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行う。			協働推進課	29
2 地域福祉活動情報の提供の充実														
		(4)地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)	●		学社連携推進事業	市民の活動や学習を支援し、その取組を充実することで地域での人材育成や資源発掘を行い、その結果を地域社会に活かすことのできる人づくり、仕組みづくりを推進し、子どもたちや地域へ還元する機会の創出を図る。	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、コミュニティ・スクールの導入に合わせて、新たに中学校10校にコーディネーターを配置した。また、令和4年度に「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰を受賞した尼崎北小学校の学校長及び学校運営協議会会長を講師に研修会を実施し、地域の歴史や伝統文化に着目しつつ、多様な地域団体等と連携・協力しながら実施した地域学校協働活動の好事例として、発信し横展開を図った。	小学校以外の学校種においては、コーディネーターを配置してから日が浅いため、コーディネーターを活用した活動事例がそれほど多くない。そのため、地域課等とも連携・協力しながら、効果的かつ具体的な活動例を検証・共有していく必要がある。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進には、行政による継続した伴走支援が必要である。	維持(継続)	令和7年度に全市展開を目指すコミュニティ・スクールの導入に合わせて、市立学校全校にコーディネーターを配置する。また、地域・学校・行政が連携しながら、様々な地域学校協働活動の事例の検証・共有と更なる横展開を図り、これまでの活動の充実や新たな活動への着手など取組全体の底上げに取り組み、地域と学校のより良い関係づくりと地域のつながりづくりを目指す。			社会教育課ほか	30
					みんなの尼崎大学事業	地域活動を担う“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学がプラットフォームとなり、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱き、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくりに取り組む。また若年層を中心に、身近な地域への愛着や主体的な地域への関わりといったシチズンシップを育てる。	まちで活動したい人などの相談・交流の場となるプラットフォーム「みんなの相談室」や「みんなの談話室」、市民と職員がフラットに話せる場「尼大ランチミーティング」などを開催した。また、「オープンキャンパス」では、市内にあるさまざまなスポットを会場に、体験と対話を通じて学びを深めた。	「みんなの相談室」、「みんなの談話室」の実施が偶数月に実施していたが、定期的に集まれる場として実施することも検討する。	維持(継続)	従前実施してきた、「みんなの相談室」、「みんなの談話室」、「ランチミーティング」を「オープンミーティング」として全市横断的に開催し、毎月意見交換を行う機会として実施する。			生涯、学習！推進課	31

基本目標1「ささえあい」を育む人づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
②地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援														
2地域福祉活動情報の提供の充実														
		(4)地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)	●	重層	支え合いの人づくり支援事業	市が市民活動団体等と共催して市民の福祉に関する講座等を実施する。また、高校生、大学生が学びを通して、市内の福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働する取組に要する経費の一部を補助する。	・「支え合いを育む人づくり支援事業」において、学生等の活動支援により、新たに子ども食堂での活動や親子対象の防災クッキングなど、12校19グループの学生等による市民活動団体と協働した地域貢献活動が行われた。 ・関西国際大学の学生や兵庫県立尼崎小田高等学校の生徒、地域住民が連携して行う要支援者への見守り活動において、引き続き学生等が活動しやすい環境を整えた。学生等は、地域住民の声に耳を傾け、孤立問題や支え合いの大切さを学んだ。	見守りや独居高齢者等のごみ出しなど、地域住民が必要とする活動の立ち上げや継続には、多様な世代の参画の促進が必要となる。	維持(継続)	地域振興センターや市社協と連携し、「支え合いを育む人づくり支援事業」を活用していない市内の高校や大学に対して働きかけ等を行い、学生と地域福祉活動に取り組む団体との協働の取組を支援していく。			重層的支援推進担当/福祉課	32
		(5)さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。(再掲)	●	重層	社会福祉関係団体補助金(ボランティアセンター事業補助金)	尼崎市社会福祉協議会が運営するボランティアセンター等へ補助を行い、ボランティア活動を推進する。	尼崎市社会福祉協議会(市社協)ボランティアセンター等では、SNSを活用して、イベント情報やボランティア活動の動画などの発信に取り組んだほか、他団体と連携して担い手づくり等の講座を開催した。(市社協主催講座等数/延べ参加者数 R4:115回/3,063人、R5:141回/4,379人、R6:151回/4,397人)	市社協ボランティアセンターではSNSによる情報発信を実施したが、若い世代の参加者への拡充につなげていない。	維持(継続)	地域住民が自分の暮らす地域の福祉課題に気づき、活動のきっかけとなる学びの場づくりや、SNSの活用や新たに催事場でボランティアセンターの活動PRを行うこと等により、様々な世代に向けた情報発信に引き続き取り組む。			福祉課	33
					あまがさきキッズサポーターズ支援事業	地域の子育て支援情報の収集発信を行う市民の自主的な活動を育成・支援するとともに育児に関する悩みや負担感を軽減するため、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる交流の場(つどいの広場)を設置する。	市民の手作りによる、地域の子育て情報誌「ビギナス」、あまっこ子育てハンドブックの発行を行う。 サポーター数 令和2年度:9人、令和3年度:8人、令和4年度:7人、令和5年度8人、令和6年度10人 <令和6年度実施状況> ・地域の子育て支援情報誌の発行「ビギナス」年3回 58・59・60号→5,000部 ・あまっこ子育てハンドブックの発行6,000部	-	維持(継続)	-			こども福祉課	34
				重層	地区学びと活動推進事業	生涯にわたる様々な学びの機会を提供するとともに、地域におけるお互いの顔の見える関係づくり、ひいては地域発意の課題解決や魅力向上の取組が広がる環境づくりを進める。	・自治のまちづくりの拠点となる生涯学習プラザにおいて、賑わいや交流が生まれる環境づくりに向け、生涯学習プラザで市や指定管理者が実施する講座・イベント等について各主体が一元化した情報発信を行った。	・まちに対する興味や関心はあるが、活動に結び付いていない市民に対して、参加意欲を高めるような情報や、実施主体を問わずまちづくりで開催される学びの場の情報を届ける手法を構築する必要がある。	維持(継続)	・まちづくりで実施主体を問わず展開されている幅広い学びと活動に関わる情報について、市ホームページ等で一元化して発信するなど工夫を行うことで、身近なテーマや課題意識に関連する取組への参加をきっかけにした、地域活動への参加者のすそ野を広げる。			各地域課	35
			●		地域資源情報公開システム事業	地域の交流や集いの場、相談窓口、コミュニティ拠点施設等の地域資源情報を、分野やエリアごとに検索できるシステムを運用することにより、市民サービスの向上を図るとともに、市・尼崎市社会福祉協議会(市社協)・地域活動の担い手など各主体間における情報共有を推進する。	・関係者の地域資源情報の登録、利用等を引き続きサポートし、情報共有が活発に行われるよう、各地域課、各支部社協、生涯、学習！推進課のメンバーで構成したあましえあ担当者会にて操作説明会や意見交換等を行うとともに、マニュアル等の整備を行った。 ・「あましえあ」と「シニア元気アップパンフレット」との情報運動を行い、業務の効率化につなげた。 ・掲載している地域情報は適宜情報更新を行っており、それに加え、令和5年度から年に一度、登録情報の一斉更新を行うように改めた。	「あましえあ」は、市・市社協・地域活動の担い手などの関係者間における円滑な情報共有を可能にするともに、公営・民営を問わず、地域の交流や集いの場、相談窓口などの地域情報を掲載するサイトであることから、より効果的な運用を行っていく必要がある。	維持(継続)	・地域資源の共有が円滑に進むよう、あましえあ担当者会にて「あましえあ」の効果的な活用方法等の検討を行う。 ・「あまがさき共創DXプラン」に記載の「誰もが必要な情報を得て活動参画できる仕組みづくり」の1つとして、各主体が必要な社会資源等につなげられるよう、引き続き「あましえあ」の機能向上、周知等に努める。 ・あましえあの導入から5か年が経過することから、令和8年度向けに仕様書等を見直す。			協働推進課	36

基本目標1「ささえあい」を育む人づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
②地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援														
2地域福祉活動情報の提供の充実														
		(5)さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。(再掲)		重層 成年	民生児童委員関係事業	市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援を行う。	・令和5年度より引き続き尼崎市社会福祉協議会(市社協)や地域振興センターと連携して試行的に欠員地区の大型マンション管理組合に働きかけたことで欠員の一部が充足したほか、民生児童委員活動の大切さの周知のために現役世代の多いPTA連合会へのPRや活動を伝えるパンフレットを作成した。	・担い手の確保に向けた取組を更に進める必要がある。また、国において民生児童委員の居住要件が緩和されたことから、本市での運用も検討する必要がある。	維持 (継続)	・民生児童委員の担い手の確保に向けて、市社協や地域振興センターと連携し、各地域の状況を把握するとともに、地域と協力しながら欠員解消に向けた取組を検討・実施する。 ・民生児童委員の居住要件の一部緩和に伴い本市の運用を検討する。			福祉課	37
					社会福祉功労者顕彰事業	地域福祉に顕著な功績のあった者を顕彰し、地域福祉活動の促進と地域連帯意識の高揚を図る。	「尼崎市社会福祉功労者表彰式」を開催し、各福祉団体からの推薦を得た市内で社会福祉活動を10年または20年以上継続している個人及び団体に表彰を行う。	・各団体からの推薦に基づき、対象者を把握し表彰することができている。 ・地域福祉活動の重要性が高まる中で、地域において社会福祉活動に功績のある人や団体を表彰することにより、地域福祉活動の推進と地域連帯意識の高揚に寄与することができた。	維持 (継続)	・社会福祉功労者顕彰事業は、個人・団体の功績を公のものにするともに、意識の高揚や組織の活性化を促すものであり、市が事業を行う必要性が高いことから、継続して実施していく。			福祉課	38
③地域福祉を推進する人材の育成														
1地域にかかわる専門職の研修の充実														
		(1)地域福祉活動専門員の研修経費の補助などを通じ、多様化・複合化した地域課題に対応できる専門性の向上に向けた支援を行う。	●	重層 再犯	地域福祉推進事業(生活支援サービス体制整備事業)	市社協に対し、地域福祉活動の推進や地域福祉のネットワークの構築、災害時要援護者支援体制の基盤づくり等を支援する地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)の配置にかかる経費等を補助する。	より身近な地域での支え合い活動を推進する地域福祉の専門員として市社協に地域福祉活動専門員を配置し、専門性の向上に向けて研修を受講した。(研修参加延べ回数R3:654回、R4:1,052回、R5:556回、R6:887回)	地域福祉活動専門員の専門性を高め、市社協と連携し、専門職等に地域住民と協働して地域課題の解決に取り組むことの意義を伝えているが、各地区の地域課題解決の協議の場に専門職等の参画が得られていない。	維持 (継続)	引き続き、地域福祉活動専門員の研修受講を進め、専門性を高めるとともに、市社協と連携し、地域づくりにおける多分野協働の必要性への理解を進め、各地区の地域福祉ネットワーク会議に各分野の専門職等の参画を図る。			重層的支援推進担当	39
		(2)市職員や地域包括支援センター等の支援関係者と地域で活動する民生児童委員や保護司等の支援関係者が、お互いを理解し、顔の見える関係を構築するための研修を実施する。	●	重層 成年	民生児童委員関係事業	市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援を行う。	・関係機関との円滑な連携のための研修等を実施し、一部の研修については動画DVDの配付や平日夜間・土曜日に開催することにより、受講しやすい環境づくりに取り組んだ。 ・身近な相談窓口となる民生児童委員に対して、関係機関との円滑な連携や社会的孤立に陥った人の早期把握に向け、全体研修などを通じて、重層的支援の取組等の研修を行った。(研修回数 R4:8回、R5:8回、R6:7回)	・関係機関との連携を意識した民生児童委員研修の充実を図るとともに、令和7年12月の民生児童委員の一斉改選に伴い、就労中の民生児童委員の増加も予想されることから、より一層研修を受講しやすい環境づくりが必要である。	維持 (継続)	引き続き、研修を受講しやすい環境づくりに取り組む。			福祉課	40
				重層 再犯	重層的支援推進事業	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するために、様々な支援関係者との役割分担等による伴走支援や支援の届いていない方へのアウトリーチ、社会とのつながりを作るための参加支援に一体的に取り組む。	関係部局や地域の支援者、福祉事業者等の庁外関係機関に対して、支援者向けの不当要求に関する対策や再犯防止を目的とした研修等を31回行った。	課題が深刻化しないようにするための対象者の早期把握や支援策の検討には、多機関連携の必要性等について、様々な支援機関団体等に対して継続的に意識醸成を図る必要がある。	維持 (継続)	重層的支援推進会議等を通じて庁内や庁外の関係機関と丁寧な意見交換を重ねる等して多機関連携の必要性などの継続的な意識醸成を図る。			重層的支援推進担当/南・北福祉相談支援課	41
				重層 再犯 成年	地域包括支援センター運営事業	介護保険法第115条の46(地域包括支援センター)に規定されており、総合相談や権利擁護等、高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。	複雑・複合化する相談に対し、様々な分野とのネットワークを構築・活用しつつ、支援関係機関や制度につなげる相談対応を行った。(令和6年度相談件数:41,029件、前年度比+2,918件) 地域包括支援センター職員の処遇改善や安定的な職員配置が可能となるよう、職員配置における常勤換算方法の導入や資格要件の緩和、人員確保のための事業費の見直しを行った。	・相談件数が高止まりしていることから、センターの対応力の向上や包括的な支援体制づくりに取り組んでいく必要がある。 ・包括的な支援体制づくりにおいて、福祉関係機関に留まらない連携強化を進めていく必要がある。 ・センターの認知度が横ばいであることから、目標達成に向け、関係機関、地域住民との連携の機会をより増加させていく必要がある。	維持 (継続)	各センターで進めている地域活動に加え、全市民的な取組として、保健福祉センター、消防、認知症関係者等と研修を実施し、顔の見える関係づくりを行っている。 ・介護予防ケアマネジメント、高齢者虐待に関するマニュアル改訂を予定している。改定後の周知研修を開催し、センター職員の対応力の向上を図るとともに、地域のケアマネジャーや関係機関等との連携を深めていく。			包括支援担当	42

基本目標2 多様な主体の参画と協働による地域づくり(目次)

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	事業名(取組名)	一連番号	頁
展開方向1 地域を支えるネットワークづくり						
方向性1 地域での話し合いの場づくり						
		(1)市社協との連携により、市民が活動しやすいさまざまな圏域で、興味・関心に応じた「子育て」「高齢者等の見守り」などの多様なテーマを自主的、継続的に話し合う場の構築を支援する。	●	地域福祉推進事業 (生活支援サービス体制整備事業)	1	12
		(2)地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)	●	みんなの尼崎大学事業	2	12
			●	コミュニティ・スクール推進事業	3	12
			●	学社連携推進事業	4	12
方向性2 多様な主体による協働の取組の推進						
		(3)市社協と連携し、地域住民や福祉専門職、事業所、当事者団体等の多様な活動主体に地域福祉ネットワーク会議への参画を促すとともに、地域ごとの課題や高齢者等の見守り、災害時要援護者支援等の全市共通課題の共有、解決に向け、多様な主体による協働の取組を推進する。	●	地域福祉推進事業 (生活支援サービス体制整備事業)	5	12
			●	地域団体活動促進事業	6	13
		(4)地域福祉推進協議会等により、地域福祉ネットワーク会議で提起された地域福祉活動の推進方策や複雑・複合化した個別課題の解決に向けた協議、検討を行う。	●	生活支援サービス体制整備事業 (地域福祉推進事業)	7	13
展開方向2 地域での見守り・ささえあいの充実						
方向性1 多様な見守り・ささえあいの推進						
		(1)高齢者等の要支援者を対象とした訪問型の見守りや通い型の見守り等、重層的な見守り活動を進めるとともに、市社協と連携し、連協圏域に限定しない見守りを推進する。	●	高齢者等見守り安心事業	8	13
			●	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	9	13
			●	民生児童委員関係事業	10	14
			●	民生児童協力委員関係事業	11	14
			●	要保護・要支援児童等見守り強化事業	12	14
			●	地域社会の子育て機能向上支援事業	13	14
			●	ファミリーサポートセンター運営事業	14	14
		(2)子どもから高齢者まで、また、課題を抱えた当事者も含めて交流や活躍のできる多様な居場所づくりを進める。	●	ユース相談支援事業	15	15
			●	認知症対策推進事業	16	15
			●	子どもの居場所推進事業	17	15
			●	子育てサークル育成事業	18	15
			●	地域福祉推進事業 (生活支援サービス体制整備事業)	19	15
			●	生活支援サービス体制整備事業 (地域福祉推進事業)	20	16
			●	重層的支援推進事業	21	16
			●	自発的活動支援事業	22	16
			●	地域活動支援センター事業補助金	23	16
			●	地域高齢者福祉活動推進事業	24	16
		(3)市民活動団体と高校生・大学生等の福祉課題の解決に向けた協働による取組を支援することで、地域福祉活動の推進に取り組む。	●	高齢者生きがい就労事業	25	17
			●	いきいき百歳体操等推進事業	26	17
			●	高齢者ふれあいサロン運営費補助金	27	17
		(4)地域資源情報を検索できる地域情報共有サイト「あましえあ」の情報を活用し、活動を希望する人や事業者等の地域福祉活動への参画や新たな活動の立ち上げを支援する。(再掲)	●	支え合いの人づくり支援事業	28	17
			●	あまがさき市民まつり事業補助金	29	17
		(5)地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)	●	地域資源情報公開システム事業	30	18
			●	学社連携推進事業	31	18
			●	社会力育成事業	32	18
		(6)地域公益活動を実施していない社会福祉法人に対し、指導監査実施時に他法人の取組状況を踏まえた助言を行うことなどにより、地域公益活動の積極的な実施に向けた啓発や情報提供を行う。	●	みんなの尼崎大学事業	33	18
			●	児童福祉施設等指導監査等事業	34	18
			●	社会福祉法人指導監査等事業	35	18
方向性2 社会貢献活動の推進						

基本目標2多様な主体の参画と協働による地域づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
①地域を支えるネットワークづくり														
1地域での話し合いの場づくり														
		(1)市社協との連携により、市民が活動しやすいさまざまな圏域で、興味・関心に応じた「子育て」「高齢者等の見守り」などの多様なテーマを自主的、継続的に話し合う場の構築を支援する。	●	重層再犯	地域福祉推進事業(生活支援サービス体制整備事業)	市社協に対し、地域福祉活動の推進や地域福祉のネットワークの構築、災害時要援護者支援体制の基盤づくり等を支援する地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)の配置にかかる経費等を補助する。	6地区の地域福祉ネットワーク会議で地域住民や事業所、福祉専門職等が参画して地域課題の協議が行われ、中央地区では依存症回復施設が運営する喫茶店や地域の会館において、独居高齢者向けのふれあい喫茶の取組、小田地区では地域住民や地域の活動者による複合課題事例の検討会を通して、地域住民等と福祉専門職との関係構築・相互理解の取組が行われた。	地域福祉ネットワーク会議において、子ども・子育てや障害者支援など、様々な分野の地域課題の共有・協議が行われるよう、引き続き、多様な支援団体・関係者の参画が必要となる。	維持(継続)	市社協と連携し、6地区の地域福祉ネットワーク会議に様々な分野の支援者の参画を進めるとともに、様々な地域づくりの好事例を共有することで、地域課題に応じた地域福祉活動の推進を図る。			重層的支援推進担当	1
		(2)地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)	●		みんなの尼崎大学事業	地域活動を担う“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学がプラットフォームとなり、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱き、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくりに取り組む。また若年層を中心に、身近な地域への愛着や主体的な地域への関わりといったシチズンシップを育てる。	まちで活動したい人などの相談・交流の場となるプラットフォーム「みんなの相談室」や「みんなの談話室」、市民と職員がフラットに話せる場「尼大ランチミーティング」などを開催した。また、「オープンキャンパス」では、市内にあるさまざまなスポットを会場に、体験と対話を通じて学びを深めた。	「みんなの相談室」、「みんなの談話室」の実施が偶数月に実施していたが、定期的に集まれる場として実施することも検討する。	維持(継続)	従前実施してきた、「みんなの相談室」、「みんなの談話室」、「ランチミーティング」を「オープンミーティング」として全市横断的に開催し、毎月意見交換を行う機会として実施する。			生涯、学習！推進課	2
					コミュニティ・スクール推進事業	学校運営協議会の立ち上げや運営に係る支援、学校運営協議会制度の定着に向けた研修会等の実施	小学校10校、中学校10校の計20校において新たにコミュニティ・スクールを導入し、導入率は88.7%となった。また、令和5年度末に実施した導入校へのアンケートでは、行政職員の継続した支援が必要と考える回答が多かったことから、担当職員の学校訪問により、導入促進や活動の活性化支援に取り組んだ。	令和6年度末に実施したアンケートでは、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動により、学校が抱える課題等の解決策が見いだせた」と回答した割合が31.7%となっている。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進が、学校や地域にとってより効果的な活動となるよう、行政による継続した支援が必要である。	維持(継続)	新たに市立学校7校へコミュニティ・スクールを導入し、令和7年度中にコミュニティ・スクールの全市展開を完了させる。また、担当職員による学校訪問等を通じた支援、関係者に対する制度の定着や効果的な活用に関する研修会の実施、効果や課題等を検証するためのアンケート調査を継続して行い、コミュニティ・スクールの更なる活性化に向けた取組を進める。			社会教育課	3
					学社連携推進事業	市民の活動や学習を支援し、その取組を充実することで地域での人材育成や資源発掘を行い、その結果を地域社会に活かすことのできる人づくり、仕組みづくりを推進し、子どもたちや地域へ還元する機会を創出を図る。	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図るため、コミュニティ・スクールの導入に合わせて、新たに中学校10校にコーディネーターを配置した。また、令和4年度に「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進」に係る文部科学大臣表彰を受賞した尼崎北小学校の校長及び学校運営協議会会長を講師に研修会を実施し、地域の歴史や伝統文化に着目しつつ、多様な地域団体等と連携・協力しながら実施した地域学校協働活動の好事例として、発信し横展開を図った。	小学校以外の学校種においては、コーディネーターを配置してから日が浅いため、コーディネーターを活用した活動事例がそれほど多くない。そのため、地域課等とも連携・協力しながら、効果的かつ具体的な活動例を検証・共有していく必要がある。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進には、行政による継続した伴走支援が必要である。	維持(継続)	令和7年度に全市展開を目指すコミュニティ・スクールの導入に合わせて、市立学校全校にコーディネーターを配置する。また、地域・学校・行政が連携しながら、様々な地域学校協働活動の事例の検証・共有と更なる横展開を図り、これまでの活動の充実や新たな活動への着手など取組全体の底上げに取り組む、地域と学校のより良い関係づくりと地域のつながりづくりを目指す。			社会教育課	4
2多様な主体による協働の取組の推進														
		(3)市社協と連携し、地域住民や福祉専門職、事業所、当事者団体等の多様な活動主体に地域福祉ネットワーク会議への参画を促すとともに、地域ごとの課題や高齢者等の見守り、災害時要援護者支援等の全市共通課題の共有、解決に向け、多様な主体による協働の取組を推進する。	●	重層再犯	地域福祉推進事業(生活支援サービス体制整備事業)	市社協に対し、地域福祉活動の推進や地域福祉のネットワークの構築、災害時要援護者支援体制の基盤づくり等を支援する地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)の配置にかかる経費等を補助する。	6地区の地域福祉ネットワーク会議で地域住民や事業所、福祉専門職等が参画して地域課題の協議が行われ、中央地区では依存症回復施設が運営する喫茶店や地域の会館において、独居高齢者向けのふれあい喫茶の取組、小田地区では地域住民や地域の活動者による複合課題事例の検討会を通して、地域住民等と福祉専門職との関係構築・相互理解の取組が行われた。	地域福祉ネットワーク会議において、子ども・子育てや障害者支援など、様々な分野の地域課題の共有・協議が行われるよう、引き続き、多様な支援団体・関係者の参画が必要となる。	維持(継続)	市社協と連携し、6地区の地域福祉ネットワーク会議に様々な分野の支援者の参画を進めるとともに、様々な地域づくりの好事例を共有することで、地域課題に応じた地域福祉活動の推進を図る。			重層的支援推進担当	5

基本目標2多様な主体の参画と協働による地域づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
①地域を支えるネットワークづくり														
2多様な主体による協働の取組の推進														
		(3)市社協と連携し、地域住民や福祉専門職、事業所、当事者団体等の多様な活動主体に地域福祉ネットワーク会議への参画を促すとともに、地域ごとの課題や高齢者等の見守り、災害時要援護者支援等の全市共通課題の共有、解決に向け、多様な主体による協働の取組を推進する。			地域団体活動促進事業	明るく住みよい地域社会を形成するため、市民の創意と参加による市民運動を総合的に推進するとともに、10万人わがまちクリーン運動や市民運動各地区推進協議会が各地区の特性に応じて行う事業に対する支援のほか、地域で活動を行う団体が1地区区内で実施する事業の初期活動に対する支援を行う。	1 市民運動推進委員会 市長と構成団体から選出された1名が共同代表を務め、各地区推進協議会、各種団体・関係行政機関70団体(令和7年4月末現在)、学識経験者2名で構成し、市民の創意と参加により明るく住みよく豊かなまちを目指し、市民運動を総合的に推進する。 2 市民運動各地区推進協議会事業補助 市民運動を効果的に推進するため、地域の各種団体で構成されている市民運動各地区推進協議会が実施する事業に対して補助する。 3 地域コミュニティ活動支援事業補助38事業申請、31事業採択 3人以上で構成される市民活動団体が、市内6地区のいずれか1つの地区で行う公益的な事業に対して3年を限度に補助金を交付するもの。	・市民運動推進委員会では令和6年度の取組テーマである「自転車マナーの向上」、「タバコのマナー向上」に基づき、啓発ポスターの作成・掲示等の取組を実施するとともに、構成団体が一体となって啓発キャンペーンを実施した。 ・地域コミュニティ活動支援事業の申請団体数は、前年度と比べ減少した。初動支援の制度のため、補助期間終了後に団体が事業を自立して継続できるよう補助金以外の方法で支援していく必要がある。	維持(継続)	・市民運動推進委員会は、委員会で決めた取組テーマについて、必要に応じて市と連携をしながら、全市一体となって取り組んでいく。 ・地域コミュニティ活動支援事業は、補助金の交付、不交付に関わらず活動団体が事業を継続できるよう、取組に関心のある人や団体が出会う場の創出や他の補助制度を案内しながら、伴走支援を行う。		協働推進課	6	
		(4)地域福祉推進協議会等により、地域福祉ネットワーク会議で提起された地域福祉活動の推進方策や複雑・複合化した個別課題の解決に向けた協議、検討を行う。	●	重層	生活支援サービス体制整備事業(地域福祉推進事業)	生活支援の充実を図るため、住民、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体の協働による生活支援サービスの体制整備を行う。	地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)が中心となって開催する各地区地域福祉ネットワーク会議において、地域住民や地域包括支援センター、事業所等と住民同士の支え合いに関する協議を行い、小田地区では支え合い活動団体の立ち上げに向けた取組を実施した。また、地域福祉活動専門員と就労的活動支援コーディネーターが連携し、園田地区では令和5年度に新たに立ち上がった支え合い活動団体に対し、引き続き、伴走支援を行ったことで、活動を開始させることができた。	地域での活動に取り組む民間企業等とも連携しながら、多様な主体が地域課題等の洗い出し・解決策や必要となる取組等の検討を行っていく必要がある。	維持(継続)	地域福祉活動専門員と就労的活動支援コーディネーター等が連携し、地域住民の主体的な活動を進めることに加え、それらの活動の補完や更なる推進を図るため、地域での活動に取り組む民間企業等が有する知見等を活用するなど、住民参画・官民連携で支え合いに関する取組等を推進していく。		重層的支援推進担当	7	
②地域での見守り・ささえあいの充実														
1多様な見守り・ささえあいの推進														
		(1)高齢者等の要支援者を対象とした訪問型の見守りや通い型の見守り等、重層的な見守り活動を進めるとともに、市社協と連携し、連協圏域に限定しない見守りを推進する。	●		高齢者等見守り安心事業	見守りを希望した65歳以上のみで構成される高齢者世帯等を対象に、地域住民等による見守りを実施するとともに、配達事業者等と高齢者等の見守り協定を締結し、地域住民、事業者による重層的な見守り体制を構築する。	・社会福祉連絡協議会(連協)圏域での新たな見守り活動実施地区の立ち上げに向け、見守り活動に関心ある避難行動要支援者名簿受領団体に働きかけを行ったほか、未実施地区の連協に見守り活動の支障となる内容や必要な支援内容の確認を進めた。また、地域の高齢者の見守りを希望する民間事業者との連携を促進するために、従来の見守り協定に加えて、令和6年度から開始している事業者登録制度について新たに4事業者が登録を行った。(登録済み事業者等 12団体) ・地域振興センターや市社協と連携した学生等の活動支援により、学生等と地域住民による高齢者等への見守り活動が実施された。	連協圏域での活動においては、活動者の担い手不足や高齢化等による負担感に加え、サロンでの見守りや地域独自で希望者に対して自宅訪問による見守り活動が行われていることから、連協圏域での新たな活動の開始に慎重になっており、令和6年度は新規地区の立ち上げには至っていない。更に、連協の解散等に伴い、見守り活動を行う見守りあんしん委員会も解散し、実施地区の数も減少している。	維持(継続)	地域振興センターや市社協と連携し、見守り活動の未実施地区で活動に関心のある避難行動要支援者名簿受領団体への働きかけを行うとともに、事業者との見守り協定や登録による重層的な見守り体制を推進する。		重層的支援推進担当	8	
					シルバーハウジング生活援助員派遣事業	シルバーハウジング入居者に対し生活援助員(LSA)を派遣し、生活相談や体調・生活状況などの確認のほか、緊急時の対応等を行い在宅生活を支援する。 ※生活援助員(LSA)不在時には社会福祉法人が委託した民間警備会社が緊急時に対応を実施している。	・LSAがシルバーハウジング入居者に対して適切な生活相談、安否確認等に取り組み、住民同士の結びつきやコミュニケーションづくり等を行うことが、単身高齢者等が住み慣れた自宅で安全、快適な生活を送るための一助になっている。 ・各法人のLSAが集まる会議を年4回実施し、好事例や課題等を各法人間で共有することで、LSAの資質向上につなげている。 ・LSAを通じた訪問型支え合い活動実施団体の案内や団地内集会所でのいきいき百歳体操の実施を継続するなど、他事業との効果的な連携が図られている。	-	維持(継続)	引き続き、市営住宅の所管である住宅部や受託法人と協議する中で、シルバーハウジングの今後のあり方も含めた効果的な支援の継続について、検討を進めていく。		高齢介護課	9	

基本目標2多様な主体の参画と協働による地域づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
②地域での見守り・ささえあいの充実														
1多様な見守り・ささえあいの推進														
		(1)高齢者等の要支援者を対象とした訪問型の見守りや通い型の見守り等、重層的な見守り活動を進めるとともに、市社協と連携し、連協圏域に限定しない見守りを推進する。		重層 成年	民生児童委員関係事業	民生児童委員活動を促進し、要支援者に対する援護の充実及び地域住民の福祉の向上を図る。 ・住民の生活状況を必要に応じて適切に把握する。 ・要支援者の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう相談に応じ、指導や助言を行う。 ・要支援者に適切な福祉サービスの利用ができるように必要な情報等を提供する。	・令和5年度より引き続き尼崎市社会福祉協議会(市社協)や地域振興センターと連携して試行的に欠員地区の大型マンション管理組合に働きかけたことで欠員の一部が充足したほか、民生児童委員活動の大切さの周知のために現役世代の多いPTA連合会へのPRや活動を伝えるパンフレットを作成した。	・関係機関との連携を意識した民生児童委員研修の充実を図るとともに、令和7年12月の民生児童委員の斉改選に伴い、就労中の民生児童委員の増加も予想されることから、より一層研修を受講しやすい環境づくりが必要である。 ・担い手の確保に向けた取組を更に進める必要がある。また、国において民生児童委員の居住要件が緩和されたことから、本市での運用も検討する必要がある。	維持 (継続)	引き続き、研修を受講しやすい環境づくりに取り組む。 ・民生児童委員の担い手の確保に向けて、市社協や地域振興センターと連携し、各地域の状況を把握するとともに、地域と協力しながら欠員解消に向けた取組を検討・実施する。 ・民生児童委員の居住要件の一部緩和に伴い本市の運用を検討する。			福祉課	10
					民生児童協力委員関係事業	民生児童協力委員が民生児童委員と協力して福祉活動を行うことで、地域福祉協力体制の強化を図る。 民生児童協力委員の活動内容 ①民生児童委員の活動の支援 ②家庭への安否確認、友愛訪問 ③市の福祉施策の普及啓発など、その他地域の福祉活動の協力	・地区民児協において、民生児童協力委員としての地域活動への理解を深めるため、「障害がある人が地域で暮らす、学ぶ、働く」などをテーマにした研修会や民生児童委員との連絡会を開催した。	・民生児童協力委員の設置など、民生児童委員活動の負担軽減に向けた環境整備を図る必要がある。	維持 (継続)	引き続き、地区民児協事務局である尼崎市社会福祉協議会と連携し、民生児童協力委員の設置を継続するとともに、民生児童委員の活動しやすい環境整備に努める。			福祉課	11
				重層	要保護・要支援児童等見守り強化事業	民間団体に委託し、食事提供、宅食、子どもの居場所支援、家庭訪問等の支援を通じ、家庭状況の把握を行い、見守りを実施する。	支援決定世帯への食品等の配送、子どもの居場所の提供を実施する中で、世帯等の状況把握を行う。 1世帯等の状況把握 月1回以上家庭訪問により世帯の状況把握を行い、緊急性の高い事態が発生したり、または、発生する恐れが生じたりした場合は、速やかに市に報告する。 2食品等の配送 日持ちのする食材、レトルト食品、インスタント食品を配送する。 3子どもの居場所の運営 学習習慣の定着等の学習支援、食事の提供、基本的な生活習慣の習得支援や生活支援を行う。	・令和6年度の見守り対象児童数は、119人(内居場所利用27人)、世帯数56世帯(内宅食利用41世帯) ・受託事業者が定期的に事業利用世帯宅を訪問し、世帯の状況把握を行うほか、児童ケースワーカーと連携し世帯状況を共有することで、保育所入所や福祉サービスなどの適切な支援へつなぐなど必要な支援を実施した。 ・未就学児童の居場所の提供により、表情がよくなったり、言葉が増えたりと発達が進んだ。 ・また、不登校傾向や問題行動などの学校不適応であった子どもが居場所に通うことで、集団適応や対人コミュニケーションスキルが促進された。 ・事業利用にあたって、児童ケースワーカーと受託事業者間で利用者の支援方針等の情報共有を強化していく必要がある。 ・市内全域を北部地域の2事業所が担当しており、利用者の送迎ニーズが高くすべてに対応することが困難な様子が見受けられる。	維持 (継続)	日々の児童ケースワーカーとの連携のほか月1回の受託事業者との定例会やモニタリングを通じて、支援方針の見直しや情報共有の取組を推進する。 ・令和7年度向けに事業内容の見直しを行い、利用者の送迎を必須とし、市内南北に1ヶ所ずつ居場所を設置しており、積極的な利用を促すことで、効果的な支援に繋げていく。			こども相談支援課	12
				重層	地域社会の子育て機能向上支援事業	尼崎市子どもの育ち支援条例の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能の向上に資するため、地域住民(市民、事業者、子ども関連施設)等の主体的な取組が進むよう働きかけを行うとともに、地域活動や社会資源を結び付け、地域社会で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な形成等を側面から支援するため、コミュニティソーシャルワークを行う。	子ども食堂、子どもの居場所の運営相談への対応、地域資源や食材寄付者へのつなぎのほか、市民団体と連携したイベント等を実施した。	-	維持 (継続)	引き続き、地域社会の子育て機能向上を図るため、地域住民等の主体的な取組が進むよう働きかける。			こども青少年課	13
				重層	ファミリーサポートセンター運営事業	子育て家庭の負担軽減を図るために、アドバイザーを配置して、会員登録している育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とをコーディネートすることにより、地域の支えあいによる子育て支援を推進する。	ファミリーサポートセンターは新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数は減少したものの、コロナ前の水準に戻り、上昇傾向にある。(件数 R1:1,851件⇒R2:1,071件⇒R3:1,106件⇒R4:1,343件⇒R5:1,753件⇒R6:2,267件)	・子育て家庭の子育ての悩みや負担軽減に一定の効果があることから、利用促進に努めるとともに、新たな協力会員を確保し、実情に沿った支援を行う。	維持 (継続)	引き続き尼崎市ファミリーサポートセンターと連携し、安全・安心な子育て環境を整えていく。			こども福祉課	14

基本目標2多様な主体の参画と協働による地域づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
②地域での見守り・ささえあいの充実														
1多様な見守り・ささえあいの推進														
		(2)子どもから高齢者まで、また、課題を抱えた当事者も含めて交流や活躍のできる多様な居場所づくりを進める。		●	重層再犯	ユース相談支援事業	<p>中学校の不登校生徒に対する支援が中学校卒業後に途切れることを防止するとともに、ひきこもり気味の青少年が重篤なひきこもりへ移行することを防止するため、それらの困難を有する青少年及びその家族等へ必要な支援を行い、本人の自己肯定感・社会性の育みや、自らの促進及び家族等の福祉の増進を図る。</p> <p>・令和元年度の事業開始当初から年々利用者は上昇しており、事業申請件数は目標値に届かなかったものの、委託事業者によるアウトリーチ支援を実施したほか、当事者会を130回、家族交流会を6回、啓発事業を5回実施するなど、引き続き丁寧な支援を実施した。 ・関係部局や学識経験者を交えて具体的な支援手法に関する事例検討等を行うことで、関係部局間での連携強化や職員の能力向上に努めたほか、支援計画の明確化を図ることで効果的な支援を進めた。</p>	・保護者等が自ら支援を探し、本事業を知る機会があった方で、ひきこもり状態も比較的軽篤でない対象者からの申請が多い。ひきこもり状態が重篤であるなど、支援を必要とする対象者に本事業について知ってもらう機会を増やしていくことが必要である。	維持(継続)	・30歳以上のひきこもり支援を行うしごと・くらしサポートセンターと更なる連携を図りつつ、広報を充実させるなど事業の利用促進を図ることで必要な支援につなげていく。			こども相談支援課	15
				●	重層成年	認知症対策推進事業	<p>認知症の人や家族等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会全体で支える取組を推進する。(認知症サポーター養成講座等)</p> <p>・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が定められたことから、認知症の理解や地域での支え合いの意識醸成を目的に、新たに、認知症フォーラム(128人参加)を開催し、当事者による講話や活躍している写真展示を行うとともに、認知症のシンボルカラーによる尼崎城のライトアップや認知症介護者団体と連携して普及啓発活動などを実施した。また、認知症になっても安心して地域で生活できるよう、利用できるサービスや相談窓口等の情報提供のため、もの忘れあんしんガイドを百歳体操等で配布した。 ・認知症サポーター養成講座(養成講座)を市内の学校や事業者、百歳体操等の参加者への周知やオンライン開催を行うとともに、新たに市職員必須研修への位置づけなどを行い、1,360人(令和5年度2,247人)が受講した。 ・認知症サポーター(サポーター)や本人の活躍の場「チームオレンジ尼崎」のサポーターは、77人(令和5年度49人)となった。また、移動支援等のモデル事業を3件実施した他、サポーターと認知症の人やその家族とともに、顔見知りである方が支援・依頼しやすいとの声があったことから、顔の見える関係づくりを目的に、市内の認知症カフェ(18か所)や介護施設(3施設)にサポーターが訪問し、レクリエーション等を実施した。</p>	・認知症フォーラムをはじめ、様々な場所等で認知症に関する普及啓発活動を行うとともに、百歳体操等の集いの場が認知症になっても安心して通い続けることができる場となるよう取組を進める必要がある。また、養成講座の受講者数を増やすため、認知症の人の来客等の可能性が高い関係機関と連携することで、養成講座の受講につなげる必要がある。 ・モデル事業で実施した移動支援等については、支援依頼件数が少なかったことから、認知症の人や家族、関係機関、チームオレンジ尼崎サポーター等の声を聞きながら、支援・依頼しやすい仕組みを検討する必要がある。また、認知症カフェに限らず、認知症の人がそれぞれの関心に応じて安心して参加できる居場所づくりを進める必要がある。	維持(継続)	・認知症フォーラム等の認知症月間の取組を拡充するほか、新たに健診会場で、もの忘れあんしんガイドを配付するなど、より多くの人に認知症に興味・関心を持ってもらえるよう啓発活動を行うとともに、養成講座については、百歳体操等の集いの場に加え、商店街や商業施設等に受講の働きかけを行うことで、受講者増を目指す。 ・チームオレンジ尼崎サポーターが支援しやすい、認知症の人やその家族が依頼しやすいよう、サポーターと認知症の人等がマッチングできるイベント等を実施することで、サポーターと対象者との顔の見える関係づくりやより支援・依頼がしやすい仕組みになるよう見直しを行い、支援者数を増やしていく。また、認知症の人や「高齢者生きがい就労事業(就労的活動支援コーディネーター)」、サポーターと連携し、新たに、モデル的に仕事をテーマとする認知症の人が参加できる居場所づくりを行う。			包括支援担当	16
					重層	子どもの居場所推進事業	<p>食事の提供、学習支援、遊びなどを通じて、全ての子どもが継続的に安全・安心して過ごせる居場所が地域で広がるよう、子どもの居場所づくりを推進する。</p> <p>子ども食堂及び子どもの居場所への補助を行った。また、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所「キッズ&ユーススポット」のマップを作成し、新規登録及び周知を促進した。</p>	補助申請件数、スポット登録件数ともに現状、申請数が多いことはない。また、物価高騰の影響により、子ども食堂等における食材購入等の負担が増加している。	維持(継続)	補助申請件数、スポット登録件数の増に向けて、引き続きホームページやイベントにおいて広報するとともに、各子ども食堂等へ出向き周知を図る。また物価高騰対策として、子ども食堂等へ米を配布する。			こども青少年課	17
						子育てサークル育成事業	<p>子育て家庭の母親等の子育て不安や孤独感の解消を図り、母親等同士などが助け合い、連携して、子育ての問題に取り組むサークル活動を支援する。</p> <p>地域全体で子育てを支える環境を整えるため、子育て家庭の母親等が主体的に連携し、育児・子育ての問題に取り組むサークル活動(親子での遊びや子育て相談、育児に関する講座等)を行う。市へ子育て支援に関する取組を行うサークルとして登録し、市は1サークル年間45,000円(ただし、半年間の場合、22,500円)を支出し、その活動を支援する。 令和6年度:17サークル742.5千円</p>	子ども・子育て支援新制度施行以降、より一層保育施設等の利用者数が増加していることもあり、サークル数は減少傾向にある。	維持(継続)	各サークルの状況を踏まえた上で令和5年度より委託料を35,000円から45,000円に増額する。加えてホームページにサークルの活動写真の掲載を充実させる等の成果が出ており、今後もより子育てサークル活動をしやすい環境整備や利用者の増加につながる仕組みの検討を継続していく。			こども福祉課	18
					重層再犯	地域福祉推進事業(生活支援サービス体制整備事業)	<p>市社協に対し、地域福祉活動の推進や地域福祉のネットワークの構築、災害時要援護者支援体制の基盤づくり等を支援する地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)の配置にかかる経費等を補助する。</p> <p>6地区の地域福祉ネットワーク会議で地域住民や事業所、福祉専門職等が参画して地域課題の協議が行われ、中央地区では依存症回復施設が運営する喫茶店や地域の会館において、独居高齢者向けのふれあい喫茶の取組、小田地区では地域住民や地域の活動者による複合課題事例の検討会を通して、地域住民等と福祉専門職との関係構築・相互理解の取組が行われた。</p>	地域福祉ネットワーク会議において、子ども・子育てや障害者支援など、様々な分野の地域課題の共有・協議が行われるよう、引き続き、多様な支援団体・関係者の参画が必要となる。	維持(継続)	市社協と連携し、6地区の地域福祉ネットワーク会議に様々な分野の支援者の参画を進めるとともに、様々な地域づくりの好事例を共有することで、地域課題に応じた地域福祉活動の推進を図る。			重層的支援推進担当	19

基本目標2多様な主体の参画と協働による地域づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
②地域での見守り・ささえあいの充実														
1多様な見守り・ささえあいの推進														
		(2)子どもから高齢者まで、また、課題を抱えた当事者も含めて交流や活躍のできる多様な居場所づくりを進める。		重層	生活支援サービス体制整備事業 (地域福祉推進事業)	生活支援の充実を図るため、住民、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体の協働による生活支援サービスの体制整備を行う。	地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)が中心となって開催する各地区地域福祉ネットワーク会議において、地域住民や地域包括支援センター、事業所等と住民同士の支え合いに関する協議を行い、小田地区では支え合い活動団体の立ち上げに向けた取組を実施した。また、地域福祉活動専門員と就労的活動支援コーディネーターが連携し、園田地区では令和5年度に新たに立ち上がった支え合い活動団体に対し、引き続き、伴走支援を行ったことで、活動を開始させることができた。	地域での活動に取り組む民間企業等とも連携しながら、多様な主体が地域課題等の洗い出し・解決策や必要となる取組等の検討を行っていく必要がある。	維持 (継続)	地域福祉活動専門員と就労的活動支援コーディネーター等が連携し、地域住民の主体的な活動を進めることに加え、それらの活動の補完や更なる推進を図るため、地域での活動に取り組む民間企業等が有する知見等を活用するなど、住民参画・官民連携で支え合いに関する取組等を推進していく。			重層的支援推進担当	20
				重層再犯	重層的支援推進事業	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するために、様々な支援関係者との役割分担等による伴走支援や支援の届いていない方へのアウトリーチ、社会とのつながりを作るための参加支援に一体的に取り組む。	個別性の高い支援ニーズを抱えた方の社会参加を目指す「つながり支援プロジェクト」の参画団体(11団体)とともに、多様な居場所や働き方を協議する「つながり支援プロジェクト推進協議会」を開催(計2回)し、参画団体間で協同した居場所づくりの検討や対象者の受入れ方法等の協議を行った。	市社協と協働して居住支援団体や農業団体等に働きかけ、11団体が「つながり支援プロジェクト」の参画団体に登録したが、対象者の受け入れには至っていない。	維持 (継続)	引き続き、支援会議等を通して社会参加を必要とする対象者情報をつながり支援プロジェクト参画団体と共有し、受け入れに向けた調整を進める。			重層的支援推進担当	21
				重層	自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等による自発的な活動に対して、その費用の一部を助成することにより、障害者等の社会参加や地域の理解促進を図る。	自立支援協議会全体会において障害者団体等への周知を行ったほか、募集期間を2回設けたことなどにより、新規の団体4団体を含む全6団体の地域活動を支援した。	-	維持 (継続)	申請団体の増加に向けては、引き続き、生涯学習プラザや身体障害者福祉センター等で実施されている活動・講座等から本事業の活用につなげていくとともに、より活用しやすい制度となるよう、これまでの活動事例を紹介するなど一層の周知に取り組んでいく。			障害福祉政策担当	22
				重層	地域活動支援センター事業補助金	在宅の身体障害、知的障害又は精神障害のある者に対し、通所可能な場所に通わせ、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活を支援することを目的として運営する地域活動支援センターに要する費用の一部を補助することにより、適正な運営を図る。	・利用者の障害の状態や体調等に応じた利用ができる地域活動支援センターは、日額報酬を主体とした日中活動系サービスとは異なり、定期的な利用が困難な障害のある人への支援の場としての役割を有しているため、県制度と連携しつつ独自の支援も行う中で、安定的な運営と活動の場を確保することができた。	・小規模作業所から移行したセンターもあり、利用人数はほぼ横ばいの状況となっている。利用希望者に対し一定の日中活動の場を提供できていることから、多様な活動の場の確保に向けて、引き続き運営を支援していく必要がある。	維持 (継続)	・地域活動支援センターへの運営補助については、引き続き、県制度と連携しつつ本市独自の支援(重度加算費や借上費等の補助)も行う中で、安定的な運営と活動の場の確保に努めていく。			障害福祉課	23
					地域高齢者福祉活動推進事業	市民活動団体等が自主的に実施する地域における安全安心活動、引きこもり防止活動、住民交流事業、学習教養・敬愛事業等、地域高齢者福祉活動推進事業に対し、補助金を交付する。	・尼崎市社会福祉協議会(市社協)が当該補助金を活用して、地域での自主的な高齢者福祉活動の実施を働きかけたことで、市内全域での単位福祉協会、社会福祉連絡協議会による一定の自主的な活動が維持されており、地域住民による地域福祉コミュニティの形成を促進することにつながっている。また、市社協において補助事業の再募集を行い、より一層の福祉活動の促進を図った(補助執行率91%⇒97%)。 ・令和4年度からは、社会福祉連絡協議会や単位福祉協議会以外の市民活動団体に対しても支援を実施している。	-	維持 (継続)	・引き続き、地域福祉コミュニティの形成をより一層促進するため、市社協と協議しながら事業補助を継続する。			福祉課	24

基本目標2多様な主体の参画と協働による地域づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
②地域での見守り・ささえあいの充実														
1多様な見守り・ささえあいの推進														
		(2)子どもから高齢者まで、また、課題を抱えた当事者も含めて交流や活躍のできる多様な居場所づくりを進める。		重層	高齢者生きがい就労事業	介護予防・フレイル対策の取組として、生きがい就労を提供できる民間企業と就労的活動を行いたい高齢者とのマッチング等を実施し、個人の特性や希望に合った生きがい就労をコーディネートする。	・事業開始以降、参加者が増加傾向(令和5年度113人→令和6年度170人)にあるほか、令和6年度には市内の介護事業所(武庫東地域包括支援センターの空きスペース)との連携による地域での生きがい就労の活動拠点の創出も実現することができた。また、チームオレンジ尼崎と連携し、認知症の人・家族(若年性認知症の人を含む)をはたらくラボに受入れ、生きがい就労の体験会等を実施したところ、認知症の人から「このようなはたらく場なら継続して参加したい」との声を得られた。	・はたらくラボの2か所で受け入れられるスペースも限られてきたことから、令和7年度より、老人福祉センター和楽園を新たな拠点に加えることとしたため、そこでの参加者受入れに向けた取組の検討のほか、地域での活動拠点の創出に向けた取組も進めていく必要がある。 ・認知症の人・家族の生きがい就労の実施に向け、引き続きチームオレンジ尼崎と連携しながら、参加支援の手法について検討していく必要がある。	維持(継続)	・和楽園での参加者増に向け、作業スペースの有効活用方法について検討を行うとともに、事業周知を強化し、生きがい就労の見学会・体験会等を実施する。また、地域での活動拠点創出の好事例を周知し、興味がある介護事業所等との協議を経て、地域での更なる活動拠点の創出を進めていく。認知症の人・家族の参加に向けては、ニーズに合わせた就労メニューの確保とともに、チームオレンジ尼崎サポーターの作業中の見守り支援のもと、週1回程度の受入れを行い、適宜、関係者間で成果・課題等を整理しながら進めていく。			高齢介護課	25
				重層	いきいき百歳体操等推進事業	高齢者が心身機能の改善だけでなく、地域の社会活動に参加することで地域のつながりを強め、孤立や閉じこもりを防止一人ひとりがいきいきと健康に過ごすことを目指し、より身近な地域で気軽に参加できるように、元気な高齢者も含めた地域ぐるみの介護予防体制の構築を目指す。	いきいき百歳体操は、160グループ・参加者5,845人(令和5年度152グループ・参加者4,985人)となり、グループ数・参加者数ともに増加した。高齢者ふれあいサロンとの合同交流会等において、携帯電話会社と連携し、操作レベルに応じたスマートフォン講座を開催し、「フレイル予防・防災体操動画」等の視聴方法を周知することで、ICTを活用した普及啓発・活動支援を行った。また、参加者の状態に応じた体操指導を行うため、リハビリ専門職等の派遣団体を116グループ(令和5年度64グループ)に拡充し、活動の活性化を図った。	利用率が高まるスマートフォン等を活用した活動支援等に向けて、スマートフォン操作の苦手意識の改善のため、気軽に相談できる仕組みを作る必要がある。また、引き続き、リハビリ専門職等と連携することで活動の活性化を図る必要がある。	維持(継続)	ICTを活用した活動支援等に向け、携帯電話会社等と連携し、希望があるいきいき百歳体操等の集いの場において、スマートフォンの操作方法等に関する出前講座等ができるよう企画調整を行うとともに、適切な体操指導等を行うリハビリ専門職を派遣するなど、グループのニーズに合わせた支援を充実させ、活動の活性化やマンネリ化防止を図っていく。			包括支援担当	26
				重層	高齢者ふれあいサロン運営費補助金	介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業として、月2回以上のサロンの開催等を要件として自主的・定期的に地域で活動するグループやNPO等が福祉会館等において地域の高齢者等に対して実施する交流活動や介護予防に資する活動等に対して補助を行う。	高齢者ふれあいサロン(サロンの登録者については、体験者等の登録者以外の人も含められていたことから、集計方法の見直しを行い、3,116人(令和5年度3,955人)となったが、団体数は137か所(令和5年度135か所)に増加した。また、いきいき百歳体操との合同交流会において、携帯電話会社と連携して、スマートフォン講座を実施し、フレイル予防に効果的な体操動画の検索・視聴方法を紹介することで、ICTを活用した活動支援に向けた取組を行った。	サロンへの参加を継続するための活動支援の実施に向けては、登録者の支援ニーズを把握するとともに、新規登録者数の増加に向け、周知啓発やサロン活動支援の更なる向上を行う必要がある。	維持(継続)	引き続き、サロン登録者の意見を聞きながら、スマートフォン講座等の活動支援に取り組むとともに、補助金申請事務の軽減に向けてオンライン申請の研究を進めていく。また、登録者数の増加に向けて、市民フレイルサポーターと連携し、シニア情報ステーション等でフレイル予防とサロンの普及啓発を行っていく。			包括支援担当	27
		(3)市民活動団体と高校生・大学生等の福祉課題の解決に向けた協働による取組を支援することで、地域福祉活動の推進に取り組む。	●	重層	支え合いの人づくり支援事業	市が市民活動団体等と共催して市民の福祉に関する講座等を実施する。また、高校生、大学生が学びを通して、市内の福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働する取組に要する経費の一部を補助する。	・関西国際大学の学生や兵庫県立尼崎小田高等学校の生徒、地域住民が連携して行う要支援者への見守り活動において、引き続き学生等が活動しやすい環境を整えた。学生等は、地域住民の声に耳を傾け、孤立問題や支え合いの大切さを学んだ。	見守りや独居高齢者等のごみ出しなど、地域住民が必要とする活動の立ち上げや継続には、引き続き、多様な世代の参画の促進が必要となる。	維持(継続)	地域振興センターや市社協と連携し、「支え合いを育む人づくり支援事業」を活用していない市内の高校や大学に対して働きかけ等を行い、学生と地域福祉活動に取り組む団体との協働の取組を支援していく。			重層的支援推進担当	28
					あまがさき市民まつり事業補助金	市制の誕生を祝う趣旨で始まった市民まつりが、市民に親しまれるとともに、市民まつりの企画運営の中で市民及び市内で活躍する団体がコミュニケーションを深めながら、特定の地域や団体にとられない活動が活発になっている状態を目指す。	昨年度に引き続き、重層的支援推進担当の所管する「支え合いの人づくり支援事業」に関わっている学生など市内の学生の発表の場として、尼崎市民まつりに参画してもらい、「学生ひろば」を実施した。(参画団体数 R5:11団体→R6:12団体)	市民まつりにおいて、学生の発表の場があるということの認知度を上げていくため、継続した実施が必要である。	維持(継続)	令和4年度から継続して実施しており、参画団体数は増加している。今後も継続して、より多くの方に学生の取り組みを知ってもらえるよう、実施する。			生涯、学習！推進課	29

基本目標2多様な主体の参画と協働による地域づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
②地域での見守り・ささえあいの充実														
1多様な見守り・ささえあいの推進														
		(4)地域資源情報を検索できる地域情報共有サイト「あましえあ」の情報を活用し、活動を希望する人や事業者等の地域福祉活動への参画や新たな活動の立ち上げを支援する。(再掲)	●		地域資源情報公開システム事業	地域の交流や集いの場、相談窓口、コミュニティ拠点施設等の地域資源情報を、分野やエリアごとに検索できるシステムを運用することにより、市民サービスの向上を図るとともに、市・尼崎市社会福祉協議会(市社協)・地域活動の担い手など各主体間における情報共有を推進する。	・関係者の地域資源情報の登録、利用等を引き続きサポートし、情報共有が活発に行われるよう、各地域課、各支部社協、生涯、学習！推進課のメンバーで構成したあましえあ担当者会にて操作説明会や意見交換等を行うとともに、マニュアル等の整備を行った。 ・「あましえあ」と「シニア元気アップパンフレット」との情報運動を行い、業務の効率化につなげた。 ・掲載している地域情報は適宜情報更新を行っており、それに加え、令和5年度から年に一度、登録情報の一斉更新を行うように改めた。	「あましえあ」は、市・市社協・地域活動の担い手などの関係者間における円滑な情報共有を可能にするともに、公営・民営を問わず、地域の交流や集いの場、相談窓口などの地域情報を掲載するサイトであることから、より効果的な運用を行っていく必要がある。	維持(継続)	・地域資源の共有が円滑に進むよう、あましえあ担当者会にて「あましえあ」の効果的な活用方法等の検討を行う。 ・「あまがさき共創DXプラン」に記載の「誰もが必要な情報を得て活動参画できる仕組みづくり」の1つとして、各主体が必要な社会資源等につながるよう、引き続き「あましえあ」の機能向上、周知等に努める。 ・あましえあの導入から5か年が経過することから、令和8年度向けに仕様書等を見直す。			協働推進課	30
		(5)地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)	●		学社連携推進事業	市民の活動や学習を支援し、その取組を充実することで地域での人材育成や資源発掘を行い、その結果を地域社会に活かすことのできる人づくり、仕組みづくりを推進し、子どもたちや地域へ還元する機会の創出を図る。	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、コミュニティ・スクールの導入に合わせて、新たに中学校10校にコーディネーターを配置した。また、令和4年度に「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰を受賞した尼崎北小学校の校長及び学校運営協議会会長を講師に研修会を実施し、地域の歴史や伝統文化に着目しつつ、多様な地域団体等と連携・協力しながら実施した地域学校協働活動の好事例として、発信し横展開を図った。	小学校以外の学校種においては、コーディネーターを配置してから日が浅いため、コーディネーターを活用した活動事例がそれほど多くない。そのため、地域課等とも連携・協力しながら、効果的かつ具体的な活動例を検証・共有していく必要がある。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進には、行政による継続した伴走支援が必要である。	維持(継続)	令和7年度に全市展開を目指すコミュニティ・スクールの導入に合わせて、市立学校全校にコーディネーターを配置する。また、地域・学校・行政が連携しながら、様々な地域学校協働活動の事例の検証・共有と更なる横展開を図り、これまでの活動の充実や新たな活動への着手など取組全体の底上げに取り組み、地域と学校のより良い関係づくりと地域のつながりづくりを目指す。			社会教育課ほか	31
					社会力育成事業	社会力の育成を推進するため、①学級を基盤とした集団において目標や規範を設定し、望ましい人間関係を築く。②生徒会活動を活性化し、協力して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育成する。③体験活動を通して、その意義を理解し、地域社会に参画する態度を育成する。という3つの観点により事業を実施する。	市立中学校の生徒会執行部を対象とした夏季研修会を実施した。生涯、学習！推進課と連携したカードゲーム「ATTF2」を通じて他校生徒と交流する中で、自分の学校や地域の特徴・課題について主体的・実践的に考えることができた。	規範意識やコミュニケーション力の低下、地域のつながりや人間関係の希薄化など、児童生徒の社会性に関する課題が多く存在しているため、集団活動や生徒会活動等を通して、社会力の育成を図る必要がある。	維持(継続)	自分たちの住む町に愛着を持ち、社会性を高めていくため、中学校においては、引き続き地域に出向いての活動等を実施することで生徒会を中心とした生徒の自治活動を支援していく。			学校教育課	32
					みんなの尼崎大学事業	地域活動を担う“人づくり”に向け、みんなの尼崎大学がプラットフォームとなり、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱き、学びの成果を活動に活かすことのできる環境づくりに取り組む。また若年層を中心に、身近な地域への愛着や主体的な地域への関わりといったシチズンシップを育てる。	まちで活動したい人などの相談・交流の場となるプラットフォーム「みんなの相談室」や「みんなの談話室」、市民と職員がフラットに話せる場「尼大ランチミーティング」などを開催した。また、「オープンキャンパス」では、市内にあるさまざまなスポットを会場に、体験と対話を通じて学びを深めた。	「みんなの相談室」、「みんなの談話室」の実施が偶数月に実施していたが、定期的に集まれる場として実施することも検討する。	維持(継続)	従前実施してきた、「みんなの相談室」、「みんなの談話室」、「ランチミーティング」を「オープンミーティング」として全市横断的に開催し、毎月意見交換を行う機会として実施する。			生涯、学習！推進課	33
2社会貢献活動の推進														
		(6)地域公益活動を実施していない社会福祉法人に対し、指導監査実施時に他法人の取組状況を踏まえた助言を行うことなどにより、地域公益活動の積極的な実施に向けた啓発や情報提供を行う。	●		児童福祉施設等指導監査等事業	児童福祉施設等の適正な運営や提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保するため、児童福祉法をはじめとする関係法令や施設設置基準等の国通知等及び市監査要綱に基づき、指導監査等を実施し、必要な指導助言を行う。	指導監査等実績件数(R7.3.31時点) 保育所41件、保育所型認定こども園2件、母子生活支援施設1件、幼保連携型認定こども園11件、小規模保育事業A型31件、認可外保育施設26件	—	維持(継続)	引き続き、関係法令や施設設置基準等の国通知等及び市監査要綱に基づき、指導監査等を実施し、必要な指導助言を行う。			保育企画課	34
			●		社会福祉法人指導監査等事業	社会福祉法人や社会福祉施設等の適正な運営や提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保するため、社会福祉法をはじめとする関係法令や施設設置基準等の国通知等及び市監査要綱に基づき、指導監査等を実施し、必要な指導助言を行う。	指導監査等対象件数実績(R7.3.31時点) 社会福祉法人指導監査実施件数18件	—	維持(継続)	引き続き、関係法令や施設設置基準等の国通知等及び市監査要綱に基づき、指導監査等を実施し、必要な指導助言を行う。			法人指導課	35

基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり(目次)

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	事業名(取組名)	一連番号	頁
展開方向1 包括的・総合的な相談支援の充実						
方向性1 うけとめ・つなげる相談支援の推進						
		(1)複雑・複合化した課題をうけとめ、支援関係者による円滑な支援体制を構築するために、次の取組を進める。 ・既存の各分野の相談支援窓口間での連絡・調整のルール化と連携意識の醸成 ・支援を拒否するケース等に対するアウトリーチ機能の充実 ・多様な活動主体が支援に必要な情報を共有し、適切な役割分担のもと、当事者の状況や意向を尊重した包括的な支援を提供できる仕組みづくり ・本人同意がなくても支援関係者間で支援に必要な情報共有を可能とする、社会福祉法に位置付けられた「支援会議」等の効率的・効果的な実施	●	重層的支援推進事業	1	20
			●	ひきこもり等支援事業	2	20
			●	不登校対策事業	3	20
			●	心の教育相談事業費	4	20
			●	母子家庭等地域生活支援事業費	5	20
			●	子どもの育ち支援センター運営事業	6	21
			●	子ども・子育て総合相談事業	7	21
			●	尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業	8	21
			●	要保護・要支援児童等居場所支援事業	9	21
			●	ヤングケアラー支援事業	10	21
			●	こんには赤ちゃん事業	11	22
			●	育児支援専門員派遣事業費	12	22
			●	産後ケア事業費	13	22
			●	地域福祉推進事業費	14	22
			●	生活困窮者自立相談支援事業	15	23
			●	家計改善支援事業	16	23
			●	配偶者等暴力に関する支援事業	17	23
			●	ユース相談支援事業	18	23
			●	障害者(児)相談支援事業	19	23
			●	心身障害者相談事業費	20	24
			●	障害者安心生活支援事業費	21	24
			●	地域包括支援センター運営事業	22	24
			●	在宅医療・介護連携推進事業	23	24
			●	動物愛護推進強化事業	24	25
		(2)生活困窮者の支援体制の充実により、ニーズに応じた自立支援の取組を進める。また、市社協や支援機関とも連携し、迅速かつ適切な支援に努める。	●	生活困窮者自立相談支援事業	25	25
		(3)福祉的な課題を抱え非行や犯罪をした人の立ち直りを支援するために、刑事司法機関(保護観察所等)や地域生活定着支援センター等と連携し、特性に応じた支援や非行防止等の取組を進める。	●	重層的支援推進事業	26	25
			●	更生保護活動促進事業	27	25
		(4)市社協と連携し、見守りなどの地域のささえあい活動へのつなぎ等による長期的、継続的な伴走支援を行う。	●	重層的支援推進事業	28	25
		(5)居住支援の充実を図るために、庁内連携による情報共有の強化により、支援機関や支援関係者に対し、必要な情報提供を行う。	●	あまがさき住環境支援事業(リーフル)	29	26
方向性2 就労・学習支援の充実						
		(6)関係機関と連携し、相談者の意欲・能力に応じた段階的な就労支援に取り組む。	●	生活困窮者等就労準備支援事業	30	26
			●	障害者就労支援事業	31	26
			●	生活困窮者自立相談支援事業	32	26
			●	高齢者生きがい就労事業	33	26
		(7)発達障害や知的障害等が疑われる子どもについては、学習支援教室を含め適切な支援機関や各種事業につなげられるよう、関係機関と情報共有・連携強化を進める。	●	不登校対策事業	34	27
			●	発達相談支援事業	35	27
			●	生活困窮者学習支援事業	36	27
			●	支援者サポート事業費	37	27
方向性3 相談支援を担う人材の育成						
		(8)地域における課題の早期把握、支援のネットワークの充実・強化に取り組むために、南部・北部保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。	●	重層的支援推進事業	38	28
			●	民生児童委員関係事業	39	28
			●	子どもの育ち支援センター運営事業	40	28
			●	配偶者等暴力に関する支援事業	41	28
			●	障害者(児)相談支援事業	42	28
			●	地域包括支援センター運営事業	43	29
			●	精神保健事業	44	29
展開方向2 権利擁護の推進						
方向性1 成年後見制度の利用促進						
		(1)権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるコーディネート機能の充実や、複雑・複合化した課題解決に向けた関係機関との連携強化に取り組む。	●	権利擁護推進事業	45	29
			●	社会福祉関係団体補助金(地域福祉権利擁護事業補助金)	46	29
		(2)成年後見等支援センター運営委員会等において、「家庭裁判所への申立前から後見人候補者を選任する受任調整」「後見人候補者の段階からの支援参加」による、市長申立から決定までの期間短縮や支援者の負担軽減等の運用改善に向けた協議、検討を行う。	●	権利擁護推進事業	47	29
			●	成年後見制度利用支援事業	48	29
		(3)さらなる市民後見人の養成等に向け、ICTを活用した養成研修や未活動の養成研修修了者等に対する知識・スキル向上に資する支援、市民後見人の必要経費の支弁等の検討を行う。	●	権利擁護推進事業	49	30
		(4)市社協や各地域振興センター、教育委員会と連携し、市民向けフォーラムの開催や各種研修会等での説明、各種関係機関からの啓発チラシの配布、SNSを活用した広報等、成年後見制度の周知に向けた啓発や情報提供を行う。	●	権利擁護推進事業	50	30
方向性2 人権侵害防止や差別解消の推進						
		(5)市が把握した人権侵害や差別事象について、課題の的確な把握に努めるとともに、適切なタイミングで支援が行えるよう支援体制の充実や関係機関との連携強化に取り組む。	●	人権啓発事業	51	30
			●	尼崎人権啓発協会補助金	52	30
			●	人権啓発活動地方委託事業	53	31
			●	人権啓発リーダー育成事業	54	31
			●	企業内人権研修推進事業	55	31

基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり(目次)

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	事業名(取組名)	一連番号	頁
展開方向2 権利擁護の推進						
方向性2 人権侵害防止や差別解消の推進						
		(5)市が把握した人権侵害や差別事象について、課題の的確な把握に努めるとともに、適切なタイミングで支援が行えるよう支援体制の充実や関係機関との連携強化に取り組む。	●	子どもの人権侵害に関するアンケート調査事業	56	32
			●	親子交流支援事業	57	32
		(6)「子どものための権利擁護委員会」を設置し、子どもの権利に関する救済や相談を受け付け、必要に応じて調査や関係者間の調整等を行い、制度の改善等が必要な場合は、関係機関等に対して提言等を行う。	●	子どものための権利擁護委員会運営事業	58	32
		(7)地域における課題の早期把握、支援のネットワークの充実・強化に取り組むために、南部・北部保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。(再掲)	●	重層的支援推進事業	59	33
			●	地域包括支援センター運営事業	60	33
			●	子どもの育ち支援センター運営事業	61	33
			●	民生児童委員関係事業	62	33
			●	配偶者等暴力に関する支援事業	63	33
			●	障害者(児)相談支援事業	64	34
			●	障害者虐待防止対策事業	65	34
			●	精神保健事業	66	34
方向性3 指導監査の充実						
		(8)引き続き、適切な福祉サービスの確保に向けて、市の関係各課が連携し指導監査等の充実を図るとともに、苦情解決体制の向上を図る。	●	児童福祉施設等指導監査等事業費	67	35
			●	社会福祉法人指導監査等事業	68	35
展開方向3 情報・コミュニケーション支援の推進						
方向性1 多様な手法による情報提供やコミュニケーション支援の充実						
		(1)「シニア情報ステーション」を活用し、福祉サービスや地域活動等に関する情報発信を進める。	●	介護予防普及啓発事業費(シニア情報ステーション)	69	35
		(2)高齢者や障害のある人、外国籍住民などが円滑に情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、障害特性や多言語に配慮した情報提供・意思疎通支援など情報・コミュニケーションの支援に取り組む。	●	多文化共生社会推進事業	70	35
			●	障がい者等サービス事業費	71	35
			●	手話言語普及啓発事業	72	35
			●	意思疎通支援事業	73	36
			●	差別解消・コミュニケーション支援等検討事業	74	36
		(3)市民や支援関係者等が、地域で活動する際の情報や支援に必要な情報を取得・利用できるよう、地域情報共有サイト「あましえあ」などを活用し、市民活動団体の取組や事業所情報の共有に取り組む。	●	地域資源情報公開システム事業	75	36
			●	市民活動情報発信事業	76	36
展開方向4 要配慮者(災害時要援護者)支援の推進						
方向性1 配慮者避難支援の充実						
		(1)要支援者システムを活用した避難行動要支援者名簿の整備とともに、災害リスクの高い避難行動要支援者を把握し、自主防災会や市社協、福祉専門職と連携し、個別避難計画の段階的な作成を行う。	●	災害時要援護者支援事業	77	37
		(2)要配慮者支援体制の構築に向け、市と福祉専門職との災害時連携マニュアルを策定する。	●	災害時要援護者支援事業	78	37
		(3)災害情報を必要な地域、グループへ配信を行うことができる携帯電話網を活用した「防災情報伝達システム」を活用して支援関係者と連携し、要配慮者への確実な情報伝達に取り組む。	●	地域の防災力向上事業	79	37
			●	防災情報伝達システムを活用した取組	80	37
		(4)避難行動要支援者が安心して避難ができるよう、多様な避難先の確保と避難所運営等に係る具体的な手順を整理し、支援関係者や市民に共有する。	●	防災対策等事業	81	37
			●	災害時要援護者支援事業	82	37
			●	多文化共生社会推進事業	83	38
			●	地域の防災力向上事業	84	38
方向性2 地域防災力の向上						
		(5)市民が地域課題に関心をもち、その解決に取り組む意識を醸成するため、自治のまちづくりの拠点である各地域振興センター等において市民活動団体などと連携し、地域の福祉ニーズに応じたさまざまな学びの場づくりを進める。(再掲)	●	地区学びと活動推進事業	85	38
			●	地域福祉推進事業(生活支援サービス体制整備事業)	86	38
展開方向5 安全・安心に暮らす取組の推進						
方向性1 住宅確保要配慮者支援等の推進						
		(1)居住支援の充実を図るために、庁内連携による情報共有の強化により、支援機関や支援関係者に対し、必要な情報提供を行う。(再掲)	●	住宅確保要配慮者の居住の安定の確保 ①居住支援の充実 ②福祉に関する専門機関等と連携した情報発信の充実	87	39
			●	重層的支援推進事業	88	39
			●	あまがさき住環境支援事業(リーフル)	89	39
		(2)民間団体・事業者等と連携した居住支援策の検討等や、賃貸住宅オーナーへの啓発・PRによる高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進を図る。	●	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業	90	39
		(3)高齢期の生活支援の充実や利便性の向上に向け、市営住宅の建替で創出した余剰地を活用し、地域状況に応じた福祉施設、生活利便施設等の導入を図る。	●	市営住宅の建替えにおける余剰地の活用による社会福祉施設等の導入	91	39
方向性2 地域での防犯対策等の推進						
		(4)高齢者の見守り活動等のさまざまな地域の活動と連携し、防犯意識を高める啓発活動や各世代に応じた消費者教育等を行う。	●	街頭犯罪防止等事業	92	40
			●	消費生活安全推進事業	93	40
			●	消費者行政活性化事業	94	40
			●	在宅高齢者等あんしん通報システム事業	95	40
			●	認知症対策推進事業	96	40

基本目標3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
①包括的・総合的な相談支援の充実														
1うけとめ・つなげる相談支援の推進														
		(1)複雑・複合化した課題をうけとめ、支援関係者による円滑な支援体制を構築するために、次の取組を進める。 ・既存の各分野の相談支援窓口間での連絡・調整のルール化と連携意識の醸成 ・支援を拒否するケース等に対するアウトリーチ機能の充実 ・多様な活動主体が支援に必要な情報を共有し、適切な役割分担のもと、当事者の状況や意向を尊重した包括的な支援を提供できる仕組みづくり ・本人同意がなくても支援関係者間で支援に必要な情報共有を可能とする、社会福祉法に位置付けられた「支援会議」等の効果的・効果的な実施		● 重層再犯	重層的支援推進事業	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するために、様々な支援関係者との役割分担等による伴走支援や支援の届いていない方へのアウトリーチ、社会とのつながりを作るための参加支援に一体的に取り組む。	・課題を抱えた世帯の早期把握と包括的な支援の推進に向け、新たに市営住宅の家賃滞納者への対応方針を整理したほか、53の関係部・課長で構成する重層的支援推進会議を4回開催し、事例検討等による連携意識醸成を図るとともに、関係部局や地域の支援者、福祉事業者等の庁外関係機関に対して、支援者向けの不当要求に関する対策や再犯防止を目的とした研修等を31回行った。 ・相談支援を行う中で、外国籍住民が抱える課題を把握するとともに、「地域居住支援事業」による居住不安定者への入居後の生活支援等による家賃滞納の改善や「家計改善支援事業」による困窮世帯の家計の見える化、精神的な不調で外出困難者への医師の訪問・助言により、往診や支援方針の明確化につながる等、様々な支援機関との協働による伴走支援に取り組んだ。	・課題が深刻化しないようにするための対象者の早期把握や支援策の検討には、多機関連携の必要性等について、様々な支援機関団体等に対して継続的に意識醸成を図る必要がある。 ・相談支援においては、ひきこもり状態や孤立する外国籍住民等の様々な生きづらさを抱えた方が、地域社会で活動・交流する機会が少ないことや医療・介護・福祉の連携した支援につながっていないことが課題である。加えて、生活基盤である住居について、家計管理の課題による家賃滞納や住居を失った状態に対する相談対応には、住まいに関する専門的な知見・ノウハウが求められること等、包括的な相談支援が必要となる。	維持(継続)	・重層的支援推進会議等を通じて庁内や庁外の関係機関と丁寧な意見交換を重ねる等して多機関連携の必要性などの継続的な意識醸成を図る。 ・ひきこもり状態や孤立する外国籍住民等が参加できる就農・販売体験や地域交流イベントを実施する「コミュニティファームにおける居場所づくり事業」に加え、境界知能や発達障害がわからないまま大人になる等で既存の制度の対象となりにくい方に対して、医療と介護・福祉の連携したアウトリーチ等を実施する「尼崎市医療・介護連携支援センター「あまつなぎ」の多世代対応に向けた拡充」を図る。		拡充	重層的支援推進担当/南・北福祉相談支援課	1
				● 重層再犯	ひきこもり等支援事業	ひきこもり等で支援に拒否的であったり、課題に気づいていない当事者に対し、信頼関係を構築するため、継続的な訪問支援、いわゆるアウトリーチ手法を取り入れた支援を行い、必要な支援につなぐ。また、ひきこもり当事者が集える居場所・家族交流会を運営し、当事者の支援に必要な社会資源の受け入れ調整や状況に応じた開拓を行う。	・42世帯47人に対してアウトリーチ支援を実施し、ひきこもり当事者の居場所(28回延べ324人参加)や家族交流会(6回延べ51人参加)を定期開催するとともに、ひきこもり等に関する理解や知識を深められるよう市民向けの啓発セミナー(1回開催 参加者62名)を開催した。	・より多くの当事者をアウトリーチにつなげるために、継続的な広報等事例の早期把握に向けた地道な活動とともに、支援関係機関同士のネットワークの強化が必要である。	維持(継続)	・対象者の早期把握に向け、ホームページ・市報、啓発講座、各種会議等を通して様々な支援関係者に対して相談窓口や対応方法の周知を行うとともに、協議会を通じて支援のネットワークづくりの強化を進める。また、オンライン居場所など、ひきこもり当事者が支援につながりやすい環境の整備を検討する。			南部福祉相談支援課	2
					重層 不登校対策事業	(1)不登校対策推進事業 (2)ハートフルフレンド派遣事業 (3)子ども自立支援活動事業 (4)不登校支援団体ネットワーク事業 (5)校内サポートルーム・エリア設置事業	(5)校内サポートルーム・エリア設置事業モデル校14校(中学校8校と小学校6校)で同ルーム・エリアの整備及びその進捗について調査を行った。また、支援の充実を図るため、中学校17校と小学校22校に学習支援員を配置。これにより、学校現場においても、同ルーム・エリアの設置は、不登校の未然防止に効果的であるという認識が定着している。	不登校児童生徒の割合は低下したものの、全国的な傾向と同様に依然として高い割合で推移している。 校内サポートルーム・エリアを設置するにあたっては、各学校に応じた適切な運営方法を計画することに時間を要している。	維持(継続)	校内サポートルーム・エリアの整備および機能拡充をさらに進める(R7年度は中学校9校と小学校15校を整備)。また、同ルーム・エリアにおける支援の充実を図るため、昨年度から7校増となる中学校17校と小学校29校に学習支援員の配置を行う。加えて、同ルーム・エリア設置、運営のためのガイドブックを作成し、学校現場での活用を図る。	拡充		子ども教育支援課	3
					重層 心の教育相談事業費	(1)心の教育相談事業(電話相談・面接相談、心療内科医・精神科医による教育相談) (2)高等学校カウンセラー派遣事業 (3)スクールソーシャルワーカー推進事業 (4)匿名報告アプリ活用事業	・支援が必要な子どもの早期発見・支援、課題の困難化・重大化予防を行うため、SSWの各中学校区への1名専任配置を段階的に進めた結果、発生する多くの問題に対応できるようになった。 ・学校内における教育相談体制の強化が進められるよう、SSW活用ハンドブックを作成するとともに、学校とSSWとの連携研修会を実施した。	・現状では、問題が発生し、対応するという対処療法的になっているので、今後は予防的な取組を増やしていく必要がある。 ・学校や担当者によって連携の差も見られることから、引き続きSSW活用に関する啓発をしていくことが必要である。	維持(継続)	・幼小中高と切れ目のない支援を行う拠点巡回型の配置体制の完成を目指すとともに、SSW活用ハンドブックを活用し、「対処」に加えて「予防」にもつながられるよう校内の教育相談体制の強化を進める。 ・学校がSSWをより効果的に活用し、教育相談体制の強化が進められるよう、同ハンドブックの加筆修正を行うとともに、学校とSSWとの連携研修やSC(スクールカウンセラー)、SSWによる教職員向け研修を実施し、教育相談に関わる教職員の資質向上に努める。	拡充		子ども教育支援課ほか	4
					重層 母子家庭等地域生活支援事業費	離婚調停や養育費の取り決めなどについて弁護士に相談を行う特別相談事業を実施する。	<弁護士による特別相談> ・特別相談実施(6月、11月、3月の3回実施) 令和2年度延べ18件、令和3年度延べ18件、令和4年度延べ18件、令和5年度延べ18件、令和6年度延べ18件 <電話等による弁護士の指導・助言> ・随時実施 令和元年度延べ13件、令和2年度延べ10件、令和3年度延べ12件、令和4年度延べ12件、令和5年度延べ8件、令和6年度延べ0件	複雑・多様化する母子家庭等が抱える問題に対して、個々の状況に応じた対応が必要であるが、弁護士との面談については、募集時期が決まっており、急を要する場合の相談等は相談員が代理で相談内容を依頼者から聞きとり、弁護士に相談した結果を相談者へ報告する形式となる。	維持(継続)	複雑・多様化する母子家庭等が抱える問題に対して、個々の状況に応じた、よりきめ細かな支援が必要であり、これらの相談に親切、丁寧に対応する中で、問題の解決につなげていく。			子ども福祉課	5

基本目標3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
①包括的・総合的な相談支援の充実														
1うけとめ・つなげる相談支援の推進														
		(1)複雑・複合化した課題をうけとめ、支援関係者による円滑な支援体制を構築するために、次の取組を進める。 ・既存の各分野の相談支援窓口間での連絡・調整のルール化と連携意識の醸成 ・支援を拒否するケース等に対するアウトリーチ機能の充実 ・多様な活動主体が支援に必要な情報を共有し、適切な役割分担のもと、当事者の状況や意向を尊重した包括的な支援を提供できる仕組みづくり ・本人同意がなくても支援関係者間で支援に必要な情報共有を可能とする、社会福祉法に位置付けられた「支援会議」等の効果的・効果的な実施		重層再犯	子どもの育ち支援センター運営事業	課題や困難を抱える子育て家庭に寄り添い、子どもの成長段階に応じて切れ目なく総合的かつ継続的に支援する子どもの育ち支援センター(いくしあ)を運営する。	・子ども相談支援課や子ども教育支援課等、いくしあ関係課でいくしあ受理会議を定期開催することで、子どもに対し連携した支援を進めた。	・いくしあ受理会議の協議により支援方針を定めるが、その意図が支援担当者に十分に伝わっていないことがあった。	維持(継続)	・支援方針の共有や支援の進捗管理を推進しながらチーム支援に取り組む。 ・児童福祉法改正に伴う「子ども家庭センター」の設置に向けていくしあ・南北保健福祉センターの機能を基に切れ目のない支援体制の整備を進める。	拡充	拡充	子ども相談支援課	6
				重層再犯	子ども・子育て総合相談事業	いくしあ総合相談の専門相談員が、身近な子育て相談から児童虐待や不登校、発達障害などの専門的な相談に対し、相談者に寄り添いながら課題を整理し、子どもの年齢に応じた切れ目のない福祉・保健・教育等が連携した総合的な支援を行うためのアセスメント(見立て)や助言等を行う。	・令和6年度は新規相談件数の増加が見られるなど、「いくしあ」が身近な市民の子育て相談の窓口としての認知が定着してきている。 ・毎月第三土曜日に相談窓口を試行的に開設し、平日の昼間の時間帯に相談できない世帯の相談ニーズに応える体制について検討した。 ・複合的な要因が絡み合った子育てや発達相談等に「いくしあ」全体として対応するために、「いくしあ受理会議」を児童福祉上の「合同ケース会議」として位置づけ、組織として支援方針を検討・決定する体制を強化した。	・平日の昼間の時間帯に相談できない世帯の相談ニーズに応えるために、子育て相談窓口の開設時間の拡充のための体制強化を図る。 ・令和8年度の児童相談所設置に向けて、児童相談所と「いくしあ」の一体的実施に向けて、組織として支援方針を検討・決定する体制強化について、検討する必要がある。	維持(継続)	・子育て相談窓口の24時間化に向けての体制整備を実施する。 ・児童相談所と「いくしあ」において、一体的に支援方針を決定する体制を強化するために、「いくしあ合同会議(いくしあ合同受理会議・いくしあ合同支援方針会議)」を試行的に実施し、課題の検討を実施する。			子ども相談支援課	7
				重層再犯	尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業	児童虐待再発防止等に関する機関との連携を図り、虐待の早期発見や予防など要保護児童等対策の促進を図る。	・子どもの育ち支援センター(いくしあ)におけるチーム支援の推進に向け、スーパーバイザーから助言を受けながら、統括支援員を中心に総合的な課題を抱える世帯への支援を進める等の体制強化を行った。 ・子ども支援を担う職員の効果的な支援の実施に向け、支援業務の分析を行いタブレット導入を検討したほか、職員の資質向上に向け、アセスメント・プランニングシートを導入し、業務システムの機能強化を行った。	・要対協の相談支援件数が高止まりしている状況の中、支援を担う職員が記録作成に多大な時間を割いており、相談支援業務を圧迫する状況となっている。	維持(継続)	・児童ケースワーカーや関係機関がさらに支援に注力できるよう、要対協管理ケースの進行管理方法をあらため協議会運営の改善を図るとともに、タブレットの活用による業務効率化を進めていく。 ・児童虐待に関する制度・知識だけでなく、グループスーパービジョンの活用等により支援スキルに関する内部研修を継続し職員の資質向上を図るほか、アセスメント・プランニングシートの活用により、虐待予防に向けた支援の充実を図ることで、市民一人ひとりに寄り添った支援を展開する。			子ども相談支援課	8
					要保護・要支援児童等居場所支援事業	家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに居場所を提供し、生活習慣や対人関係能力の形成、学習のサポートや進路等の相談支援、食事の提供のほか、家庭訪問による生活状況の把握を通し、関係機関と連携しながら子どもとその家庭を支援する。	・令和6年度の7月から事業を開始し、事業利用者は15人であった。 ・学齢期以降の児童を対象に居場所を提供し、送迎支援を行い利便性を高めたほか、事業者と居場所での利用状況等の情報共有を行うことで、世帯状況の把握を行うとともに適切な支援に繋がった。	・家庭や学校に居場所がないと思われる一部の子どもに対して、制度利用に至るまでの支援が行き届いていない。	維持(継続)	・学校等と連携してヤングケアラーの実態把握調査を行うほか、啓発の強化や関係機関とのより一層の連携により、早期発見と早期支援を推進する。	新規		子ども相談支援課	9
				重層	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラー支援のため、支援が必要な家庭に訪問支援員を派遣し、子どもの家事負担の軽減を図るとともに、当事者同士が悩みや不安を共有し、語り合う機会や悩み相談ができる居場所の設置等を行う。 (1) ヤングケアラー等世帯訪問支援事業(所管課:子ども相談支援課) (2) ヤングケアラーピアサポート事業(所管課:子ども青少年課)	・訪問支援員の派遣(実績:15世帯、派遣回数362回)を行ったほか、当事者同士で交流できるイベントを実施(実績:12回開催)することで相談・支援につなげた。更に、早期発見・支援に繋げるため地域団体等へチラシを配布することで啓発に努めた。	・家庭環境上支援が必要なヤングケアラー等は、自らがヤングケアラーであることに対して自覚が乏しく顕在化しにくいこと、相談・支援につなげるのが困難なことが課題であり、事業の利用に繋がりにくいことが課題である。	維持(継続)	・学校等と連携してヤングケアラーの実態把握調査を行うほか、啓発の強化や関係機関とのより一層の連携により、早期発見と早期支援を推進する。			子ども青少年課・子ども相談支援課	10

基本目標3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
①包括的・総合的な相談支援の充実														
1うけとめ・つなげる相談支援の推進														
		(1)複雑・複合化した課題をうけとめ、支援関係者による円滑な支援体制を構築するために、次の取組を進める。 ・既存の各分野の相談支援窓口間での連絡・調整のルール化と連携意識の醸成 ・支援を拒否するケース等に対するアウトリーチ機能の充実 ・多様な活動主体が支援に必要な情報を共有し、適切な役割分担のもと、当事者の状況や意向を尊重した包括的な支援を提供できる仕組みづくり ・本人同意がなくても支援関係者間で支援に必要な情報共有を可能とする、社会福祉法に位置付けられた「支援会議」等の効果的な実施		重層	こんにちは赤ちゃん事業	生後2か月頃の乳児がいる家庭を訪問員(会計年度任用職員保育士)が全戸訪問する。医療機関等からの情報提供により把握したハイリスク家庭については保健師が訪問する。	・「出産・子育て応援給付金事業」を活用し、全戸訪問時に給付金申請の案内を行うことにより、訪問実施率が98.8%と高い実施率を維持している。訪問を希望しない場合は、面談や電話での相談を行っている。こんにちは赤ちゃん事業により継続した支援が必要と判断した家庭に対しては、担当保健師による事後フォロー(83件2.6%)を行った。連絡がとれない、または児と会えなかった場合は、4か月児健診にて状況を確認している。 ・生後2か月頃に訪問することで、育児不安や負担感の解消に向けた情報を提供し、相談支援につなげていることから、児童虐待の発生予防、早期発見にも寄与している。	・家庭訪問では、特に多様なニーズや背景を捉えた上での支援が必要となるため、訪問員に高いスキルが求められる。 ・産後間もない母子への相談支援は、保育士では限界がある。	維持(継続)	・訪問した対象者からは顔を合わせることで相談しやすく、「子育てに関する相談ができてよかった」との声も聞かれている。妊婦のための支援給付金(2回目)(旧:子育て応援給付金)の申請方法の案内はこんにちは赤ちゃん訪問で行うこととしているため、今後も訪問実施率の維持、増加が見込まれ、地区担当保健師と連携することで、切れ目のない支援を実施していく。 ・家庭訪問では、特に多様なニーズや背景を捉えた上での支援が必要となり、高いスキルが必要となってくる。訪問後、支援が必要な家庭をもれなくピックアップし切れ目のない支援に繋げることや、こども家庭センター機能の強化を行うためにも、訪問員の職種等の見直しを検討する。			健康増進課	11
				重層	育児支援専門員派遣事業費	育児支援専門員(助産師、保健師、看護師、保育士)を2週間に1回程度継続して派遣し、子育ての不安の軽減及び母子関係の定着を図る。 ＜育児支援の内容＞ 1産褥期の母子に対する育児指導 2未熟児や多胎児等に対する育児指導、栄養指導 3養育者(妊婦も含む)に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導 4若年の養育者に対する育児相談・指導 ＜派遣回数及び期間＞ 派遣回数は、概ね2週間に1回とする。派遣期間は6か月ごとに当該対象者の状況等を調査の上決定し、対象児が概ね1歳に達した時点で終了とする。	・妊娠中及び出産後の早期から専門員を継続して派遣することで、子どもの発達に応じた小さな変化や、養育者の不安に対してタイムリーな助言・指導を行っている。終了時のアンケート結果では、事業を利用した98.1%が事業を利用して「良かった」と回答しており、「初めての育児でわからないことが多かったが、一つ一つ解決できた」、「困った時に相談できる人がいるという安心感が良かった」等、前向きな意見が多かった。育児不安の軽減や母子関係の定着につながり、児童虐待リスクの軽減につながっていると考えられる。 ・新規件数については令和5年度よりもやや減少しているが、妊娠中から生後3か月までに介入(77.5%)できており、ハイリスク妊産婦の早期把握、早期支援につながっている。また、対象者の多様化するニーズに応じて専門員を調整・選定していることから継続した支援を実施することができているため延べ派遣件数が増加していると考えられる。	・家庭訪問では、対象家庭の多様なニーズや背景に応じたきめ細かな支援のため専門的知識や技術が必要であるため、専門員の人材確保やスキルアップが必要である。	維持(継続)	・訪問件数が増加傾向であること、家庭訪問では対象家庭の多様なニーズや背景に応じたきめ細かな支援のため専門的知識や技術が必要であることから、引き続き適切な人材を確保するとともに、専門員への研修や連絡会を行う。 ・また、専門員の派遣により、養育者の心身の負担を軽減し、虐待の発生予防に努めるとともに、対象者の養育力の向上を図ることで、乳幼児が健やかな成長・発達を遂げられるよう支援していく。			健康増進課	12
				重層	産後ケア事業費	乳房ケアや授乳支援、育児指導等が必要な母子に対し、退院直後から助産師によるケアや育児指導等を切れ目なく行い、産後の育児不安を軽減する。 (実施内容) 産後の母体管理及び生活面の指導、乳房管理、沐浴及び授乳等の育児指導、乳児の世話及び発育・発達等のチェック、在宅における子育てや生活に関する相談及び指導、その他必要な保健指導及び情報提供により、母子の心身のケア並びに育児に関する指導等を実施する。 令和6年7月～宿泊型・通所型開始。 (対象者)尼崎市内に住所を有する産後ケアを必要とするすべての産後1年以内(児の1歳の誕生日の前日まで)の母親及び乳児、流産・死産を経験して1年以内の者(利用料) 課税状況に応じ、宿泊・通所・訪問型それぞれで利用料を設定。	・妊娠届出や妊娠8か月頃アンケート、こんにちは赤ちゃん訪問時に全数に事業案内するとともに、医療機関や子育てひろば等にもチラシを配布し事業周知を図っている。 ・令和6年度からは訪問型の対象者緩和と令和6年7月から宿泊・通所型の開始による拡充を行った。特に訪問型は令和6年度利用延件数が602件となっており、前年度と比較すると約2倍となっている。背景には、申請方法をオンライン申請に切り替えたことや産後ケア事業の認知度が高まったことが大きく影響していると考えられる。	・オンライン申請の導入で利便性を高めたことなどにより、当初見込みを上回る利用につながったが、宿泊型については市内の施設が少なく、産婦の更なる利用を促すためには新たな受け皿の確保が必要である。	維持(継続)	・兵庫県の集合契約に参加することで、県内の委託事業所を拡充するとともに、宿泊型・通所型の対象者を緩和し、利用料や利用時間等を見直し、利便性を向上させる。また、市内の産後ケア未実施の医療機関等に働きかけ、委託先の確保を行う。	拡充	拡充	健康増進課	13
				重層再犯	地域福祉推進事業費	あまがさき地域福祉計画の基本理念の実現に向けて、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会(市社協)が地域福祉の推進に取り組む事業経費を補助することにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	6地区の地域福祉ネットワーク会議で地域住民や事業所、福祉専門職等が参画して地域課題の協議が行われ、中央地区では地域の会館において、独居高齢者向けのふれあい喫茶の取組、小田地区では地域住民や地域の活動者による複合課題事例の検討会を通して、地域住民等と福祉専門職との関係構築・相互理解の取組が行われた。	地域福祉ネットワーク会議において、子ども・子育てや障害者支援など、様々な分野の地域課題の共有・協議が行われるよう、引き続き、多様な支援団体・関係者の参画が必要となる。	維持(継続)	市社協と連携し、6地区の地域福祉ネットワーク会議に様々な分野の支援者の参画を進めるとともに、様々な地域づくりの好事例を共有することで、地域課題に応じた地域福祉活動の推進を図る。			重層的支援推進担当	14

基本目標3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
①包括的・総合的な相談支援の充実														
1うけとめ・つなげる相談支援の推進														
		(1)複雑・複合化した課題をうけとめ、支援関係者による円滑な支援体制を構築するために、次の取組を進める。 ・既存の各分野の相談支援窓口間の連絡・調整のルール化と連携意識の醸成 ・支援を拒否するケース等に対するアウトリーチ機能の充実 ・多様な活動主体が支援に必要な情報を共有し、適切な役割分担のもと、当事者の状況や意向を尊重した包括的な支援を提供できる仕組みづくり ・本人同意がなくても支援関係者間で支援に必要な情報共有を可能とする、社会福祉法に位置付けられた「支援会議」等の効果的・効果的な実施		●	重層再犯 生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援窓口において、各種法定事業を効果的に機能させ、生活困窮者が抱える複合的な課題に対して、包括的かつ早期的な支援を行い、生活困窮者の自立を促す。	生活困窮者自立相談支援事業では、複合的な課題を抱える相談者に対応するため、相談者に寄り添った伴走支援(訪問・同行支援)に努めて支援の充実を図った。	家計管理の課題による家賃滞納や住居を失った状態の相談者への支援には、住まいに関する専門的な知見・ノウハウが必要である。	改善(新規・拡充)	住まいに課題を抱える生活困窮者に対して、住まいに関する包括的な相談対応や入居物件・不動産業者の開拓等を行う住まい相談支援事業を実施するとともに、一時的な住まいの提供等を行う一時生活支援事業を実施することで「住まいの支援強化」を図り、包括的な相談支援の充実に取り組む。		拡充	南部福祉相談支援課ほか	15
			重層 家計改善支援事業	南北のしごと・くらしサポートセンターに専門の支援員を配置し、税金や公共料金等の滞納、多重債務など家計管理に課題を抱えている相談者に対して、家計状況の把握や家計改善に向けた意欲喚起、適切な家計管理を継続的に実施するための支援を行う。	多重債務や滞納金を抱え家計管理に課題がある38人(生活困窮者28人、生活保護受給者10人)に対して、家計の見える化を図るとともに家計再生プランを策定し、各支援対象者の状況に応じた支援を実施した。	事業の特性上、家計改善が認められるまで一定の期間が必要となるが、支援対象者に改善意欲を維持し続けてもらう取組が必要である。	維持(継続)	家計改善効果が得られる前に支援が途切れる事例が見受けられることから、支援対象者が家計の改善意欲を維持し続けられるよう、これまでの支援の状況の分析を進め、より効果的な支援方法を検討する。 また、ホームページ、研修会、出前講座等を通して、市民や様々な支援関係者に対して事業の周知を行い、支援対象者が事業につながりやすい環境の整備に取り組む。	新規	南部福祉相談支援課			16	
			重層 配偶者等暴力に関する支援事業	配偶者暴力相談支援センターにおいて、関係機関と連携し、DV被害者の相談から保護、自立まで総合的に支援する。	DV関連機関による実務者会や庁内関係職員等の交流会により、業務理解、顔の見える関係づくりによる連携促進を図り、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に係る情報共有を図った。	DV被害者等を早期支援につなぐためにも、関係窓口職員向けの周知について継続して取り組む必要がある。	維持(継続)	DV被害者等を早期支援につなぐため、関係機関等との連携強化に継続して取り組む。			北部福祉相談支援課ほか			17
			重層再犯 ユース相談支援事業	中学校の不登校生徒に対する支援が中学校卒業後に途切れることを防止するとともに、ひきこもり気味の青少年が重篤なひきこもりへ移行することを防止するため、それらの困難を有する青少年及びその家族等へ必要な支援を行い、本人の自己肯定感・社会性の育みや、自立の促進及び家族等の福祉の増進を図る。	・引き続き、委託事業者によるアウトリーチ支援を実施したほか、当事者会を130回、家族交流会を6回、啓発事業を5回実施するなど、引き続き丁寧な支援を実施した。 ・関係部局や学識経験者を交えて具体的な支援手法に関する事例検討等を行うことで、関係部局間での連携強化や職員の能力向上に努めたほか、支援計画の明確化を図ることで効果的な支援を進めた。	・保護者等が自ら支援を探し、本事業を知る機会があった一方で、ひきこもり状態も比較的重篤でない対象者からの申請が多い。ひきこもり状態が重篤であるなど、支援を必要とする対象者に本事業について知ってもらう機会を増やしていくことが課題である。	維持(継続)	・今後、30歳以上のひきこもり支援を行うしごと・くらしサポートセンターと更なる連携を図りつつ、ひきこもり支援に関する具体的な事例検討を重ねることで、職員の能力向上に努めるとともに、広報を充実させるなど事業の利用促進を図ることで必要な支援につなげていくものとする。			こども相談支援課			18
			重層再犯成年 障害者(児)相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。	・委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和6年度27,209回)は、減少したものの複雑化した相談内容もみられることから、支援力の向上に向けた勉強会や検討会を継続して実施した。 ・利用計画の作成については、継続的な基幹相談支援センターを中心とした作成状況分析と委託相談支援事業所との調整や令和6年度から導入したセルフプランにより作成率は82.8%(6,802人/8,219人)となった。 ・障害分野における支援困難ケースの対応に向けて、「個別事例検討会」を2回開催し、委託相談支援事業所と当該ケースへの対応や進捗管理などの共有を図ることができた。	—	維持(継続)	・相談支援機能の強化等に向けては、従前に引き続き、あま相において各支援機関の役割等を協議していく。 ・支援困難ケースへの対応にあたっては、引き続き「個別事例検討会」を開催しながら、介入事例の評価・検証に取り組んでいくとともに、委託相談支援事業所の体制を整えることができるよう委託内容の充実を検討する。			障害福祉政策担当ほか			19

基本目標3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
①包括的・総合的な相談支援の充実														
1うけとめ・つなげる相談支援の推進														
		(1)複雑・複合化した課題をうけとめ、支援関係者による円滑な支援体制を構築するために、次の取組を進める。 ・既存の各分野の相談支援窓口間での連絡・調整のルール化と連携意識の醸成 ・支援を拒否するケース等に対するアウトリーチ機能の充実 ・多様な活動主体が支援に必要な情報を共有し、適切な役割分担のもと、当事者の状況や意向を尊重した包括的な支援を提供できる仕組みづくり ・本人同意がなくても支援関係者間で支援に必要な情報共有を可能とする、社会福祉法に位置付けられた「支援会議」等の効果的・効果的な実施		重層再犯成年	心身障害者相談事業費	【相談員の主な業務内容】 ・身体障害者や知的障害者の相談に応じ、必要な指導・助言を行う。 ・身体障害者や知的障害者の障害福祉サービスの利用、就学、就職等に関し、関係機関と連携して相談に応じる。 ・身体障害者や知的障害者の援護思想の普及に努める。 【相談員数】 ・身体障害者相談員37人・知的障害者相談員12人 【謝礼】 1人あたり18,000円/年 【令和6年度実績】 ・身体障害者相談員の受けた相談件数436件 ・知的障害者相談員の受けた相談件数61件	相談件数は前年度より減少しているが、身体障害者や知的障害者、その家族の相談ニーズに応じ、自立・更生に必要な援助を行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることができた。	・高齢化が進む相談員への対応にあたっては、当該相談員が所属する当事者団体とも適宜課題の共有を図りつつ、相談員を選出(推薦)する際に調整・配慮をお願いしているが、課題の解消までには至っていない。 ・相談員の支援活動は、障害者と市などの行政機関とのパイプ役としての必要不可欠であるため、相談員と行政の連携を一層深めていく必要がある。	維持(継続)	・相談員制度は、身体障害者や知的障害者、その家族の相談ニーズに応じ、自立・更生に寄与していることから、今後も継続して事業を実施する。 ・相談員の資質向上や行政との連携を深めていくため、新たな制度の周知や情報提供に取り組むとともに、定期的な研修会等の実施に努める。		障害福祉政策担当	20	
				重層再犯成年	障害者安心生活支援事業費	地域全体で支えるサービス提供体制である「地域生活支援拠点」の機能が円滑かつ効果的に進むよう関係機関との連携強化等を図ることで、障害者等の地域生活を支援する。	・グループホームの利用者数は、令和5年度の477人から令和6年度は535人と着実に増加している。 ・「地域生活支援拠点」の機能強化に向けて、グループホームと短期入所事業所のネットワーク会議においては、精神障害のある利用者への支援の工夫や、虐待防止の取組についてなど計4回開催し、意見交換と情報共有を図った。また、生活介護事業所のネットワーク会議においては、支援の課題やニーズ、地域とのつながりについてなど計2回開催し、意見交換と情報共有を図った。	-	維持(継続)	「地域生活支援拠点」については、各支援機関の拠点機能が円滑かつ効果的に発揮できるよう、引き続き、各機能を担う支援機関等との協議を進めていく。また、グループホーム・短期入所事業所・生活介護事業所のネットワーク会議を活用し、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等に引き続き取り組むとともに、今後も様々な制度・サービスに係る研修会や意見交換会を行うことで、拠点機能の強化につなげていく。		障害福祉政策担当ほか	21	
				重層再犯成年	地域包括支援センター運営事業	介護保険法第115条の46(地域包括支援センター)に規定されており、総合相談や権利擁護等、高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。	複雑・複合化する相談に対し、様々な分野とのネットワークを構築・活用しつつ、支援関係機関や制度につなげる相談対応を行った。(令和6年度相談件数:41,029件、前年度比+2,918件) 地域包括支援センター職員の処遇改善や安定的な職員配置が可能となるよう、職員配置における常勤換算方法の導入や資格要件の緩和、人員確保のための事業費の見直しを行った。	・相談件数が高止まりしていることから、センターの対応力の向上や包括的な支援体制づくりに取り組んでいく必要がある。 ・包括的な支援体制づくりにおいて、福祉関係機関に留まらない連携強化を進めていく必要がある。 ・センターの認知度が横ばいであることから、目標達成に向け、関係機関、地域住民との連携の機会をより増加させていく必要がある。	維持(継続)	各センターで進めている地域活動に加え、全市的な取組として、保健福祉センター、消防、認知症関係者等と研修を実施し、顔の見える関係づくりを行っていく。 ・介護予防ケアマネジメント、高齢者虐待に関するマニュアル改訂を予定している。改定後の周知研修を開催し、センター職員の対応力の向上を図るとともに、地域のケアマネジャーや関係機関等との連携を深めていく。		包括支援担当	22	
				重層再犯成年	在宅医療・介護連携推進事業	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療機関・介護サービス事業者等の多職種が連携・協力し、市民が安心して在宅医療・介護を受けることが可能な仕組みを構築するとともに、尼崎市医師会内に設置した「医療・介護連携支援センター(あまつなぎ)」を中心に、多職種間の連携支援を行う。	災害時の多職種連携の推進に向け、行政や各職能団体の要配慮者への支援の取組等について情報集約し、多職種に周知を行った。また、在宅療養に関わる医療・介護の多職種向けにヒアリング調査を行い、医療・介護現場における現状や課題を把握し、医療・介護連携協議会において、本市として目指すべき連携の状態像を定め、その達成に向けた対応の方向性について検討を行った。	高齢者の意思に沿った治療やケアが実現できるよう、意思決定支援の取組を推進するとともに、患者・利用者の病状や生活状況を多職種で共有し、支援を行う必要がある。	維持(継続)	本人が望む医療やケアについて自ら考え、家族や関係者と共有するACP(アドバンス・ケア・プランニング)の取組について、多職種や市民に向けた普及・啓発を行う。また、患者・利用者の病状等を共有する情報共有ツールの活用促進を図るなど、多職種間の連携強化を進める。		包括支援担当	23	

基本目標3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
①包括的・総合的な相談支援の充実														
1うけとめ・つなげる相談支援の推進														
		(1)複雑・複合化した課題をうけとめ、支援関係者による円滑な支援体制を構築するために、次の取組を進める。 ・既存の各分野の相談支援窓口間での連絡・調整のルール化と連携意識の醸成 ・支援を拒否するケース等に対するアウトリーチ機能の充実 ・多様な活動主体が支援に必要な情報を共有し、適切な役割分担のもと、当事者の状況や意向を尊重した包括的な支援を提供できる仕組みづくり ・本人同意がなくても支援関係者間で支援に必要な情報共有を可能とする、社会福祉法に位置付けられた「支援会議」等の効果的・効果的な実施		重層	動物愛護推進強化事業	収容動物用医薬品の購入、適正飼養啓発物の作成、不妊手術の助成拡充等を行う。(多頭飼育対策)	多頭飼育問題については、不妊手術の支援や啓発、見回り等、14件に対応したほか、この問題の底辺には飼い主の社会的な孤立を始め複合的な問題が存在するため、社会福祉、地域コミュニティ、住宅等の関係部門との連携を図った。	多頭飼育問題については、関係部署との連携が必要であるとともに適正飼養に係る市民啓発を継続的かつ効果的に実施するため、動物愛護推進員等の市民ボランティアと意見交換を重ね、必要な支援策を検討する。	改善(新規・拡充)	多頭飼育問題については、支援者サポート会議での関係部署との連携を継続するとともに、引き続き、適切な対応を行う。	拡充	拡充	生活衛生課	24
		(2)生活困窮者の支援体制の充実により、ニーズに応じた自立支援の取組を進める。また、市社協や支援機関とも連携し、迅速かつ適切な支援に努める。	●	重層再犯	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援窓口において、各種法定事業を効果的に機能させ、生活困窮者が抱える複合的な課題に対して、包括的かつ早期的な支援を行い、生活困窮者の自立を促す。	生活困窮者自立相談支援事業では、複合的な課題を抱える相談者に対応するため、相談者に寄り添った伴走支援(訪問・同行支援)に努めて支援の充実を図った。	家計管理の課題による家賃滞納や住居を失った状態の相談者への支援には、住まいに関する専門的な知見・ノウハウが必要である。	維持(継続)	住まいに課題を抱える生活困窮者に対して、住まいに関する包括的な相談対応や入居物件・不動産業者の開拓等を行う住まい相談支援事業を実施するとともに、一時的な住まいの提供等を行う一時生活支援事業を実施することで「住まいの支援強化」を図り、包括的な相談支援の充実に取り組む。	拡充		南部福祉相談支援課ほか	25
		(3)福祉的な課題を抱え非行や犯罪をした人の立ち直りを支援するために、刑事司法機関(保護観察所等)や地域生活定着支援センター等と連携し、特性に応じた支援や非行防止等の取組を進める。	●	重層	重層的支援推進事業	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するために、様々な支援関係者との役割分担等による伴走支援や支援の届いていない方へのアウトリーチ、社会とのつながりを作るための参加支援に一体的に取り組む。	・司法関係機関との再犯防止連携会議の開催や裁判所・弁護士会共催の勉強会への参画を通して、再犯防止に向けた支援策の共有等を行った。	・課題が深刻化しないようにするための対象者の早期把握や支援策の検討には、多機関連携の必要性等について、様々な支援機関団体等に対して継続的に意識醸成を図る必要がある。	維持(継続)	・重層的支援推進会議等を通じて庁内や庁外の関係機関と丁寧な意見交換を重ねる等して多機関連携の必要性などの継続的な意識醸成を図る。			重層的支援推進担当/南・北福祉相談支援課	26
				重層再犯	更生保護活動促進事業	犯罪や非行のない地域社会づくりを目指し、更生保護ボランティアを中心とした地域での更生保護活動の促進を図る。	・社会を明るくする運動中央集会所を、令和5年度から商業施設での開催に変更したことにより、参加人数は増加しており、今後も同施設での開催を継続していく。 ・市民の更生保護活動への理解を深めるとともに保護司の担い手確保に資するよう、市報2月号に更生保護活動に関する特集記事を掲載したほか、市政出前講座や市退職職員説明会での説明を行った。	犯罪を犯した人の社会復帰には地域社会における更生保護への理解と協力が必要不可欠であるため、市民や支援関係者の更生保護に対する意識向上が課題である。	維持(継続)	・犯罪を犯した人の社会復帰には地域社会における更生保護への理解と協力が必要不可欠であるため、引き続き、社会を明るくする運動を通じて、市民の更生保護に対する意識向上に努める。 ・引き続き、第4期あまがさき地域福祉計画に包含される再犯防止推進計画を意識し、市の関係機関をはじめとした専門機関と保護観察所、保護司との連携を進める。			福祉課	27
		(4)市社協と連携し、見守りなどの地域のささえあい活動へのつなぎ等による長期的、継続的な伴走支援を行う。	●	重層再犯	重層的支援推進事業	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するために、様々な支援関係者との役割分担等による伴走支援や支援の届いていない方へのアウトリーチ、社会とのつながりを作るための参加支援に一体的に取り組む。	・様々な支援機関や支援者が参画し、多角的な視点でのアセスメントによる支援方を協議する支援会議(R4:51回、R5:48回、R6:45回)を実施し、ケース検討目標数は達成していないものの、住宅関係や動物愛護センター等の福祉部局以外や、教育機関・保護観察所等の多様な支援者の参画を得て支援の検討を行った。	・支援会議の実施には、課題の解きほぐしや、多分野多職種の支援機関・支援関係者との情報共有が求められることから、コーディネーターを行う職員の体制整備や負担軽減、人材育成が課題となる。	維持(継続)	・支援会議におけるケース検討数の増加に向けて、保健福祉センター内での複雑・複合化したケースの情報を共有する取組みや個人情報等を安全かつ効果的に共有する重層的支援システムを活用して、会議の開催に向けた事務を効率的に進め、職員の負担軽減等につなげていく。	拡充		重層的支援推進担当	28

基本目標3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
①包括的・総合的な相談支援の充実														
1うけとめ・つなげる相談支援の推進														
		(5)居住支援の充実を図るために、庁内連携による情報共有の強化により、支援機関や支援関係者に対し、必要な情報提供を行う。	●	重層	あまがさき住環境支援事業(リーフル)	対象団体に対し、市営住宅の目的外使用を許可し、対象団体が実施する支援事業の利用者への貸し付けや、対象団体の事務所など活動の場として活用する。	建替え等により募集を停止している市営住宅の空き室を活用した「REHUL事業」を通して、地域支援や居住支援を行う団体計23団体に、62戸の空き室を提供(令和7年3月末時点)し、市営住宅の自治会支援、地域コミュニティの形成及び居住支援などの取組を実施した。	「REHUL事業」は、建替え予定の住宅の空き室の利活用であることから、事業の期間が限定されており、現在のスキームでは、いずれ提供できる空き室がなくなることが明らかであることから検討が必要である。	維持(継続)	母子・父子や高齢者など真に住宅を必要とする要配慮者が市営住宅に入居しやすくなるような方策について検討し、その実施に向けた取組を進める。			住宅管理担当	29
2就労・学習支援の充実														
		(6)関係機関と連携し、相談者の意欲・能力に応じた段階的な就労支援に取り組む。	●	重層再犯	生活困窮者等就労準備支援事業	日常生活や社会生活などに課題があり直ちに一般就労に就けない生活困窮者等に対して、就職活動に向けた生活習慣の形成・社会的能力や知識の習得のための支援を行う。支援を通じて就労意欲を喚起し、就労開始による経済的困窮からの脱却を目指す。	・当該事業の主な対象者は直ちに一般就労に就くことが難しい生活困窮者等であり、早期に当該事業への登録を促し、就労に向けた基礎能力の形成を図り、就労につなげる必要がある。 ・令和6年度の登録者は63人(R5:79人)と前年度と比べて減少しているが、そのうち23人(R5:16人)は求職活動に移行、21人(R5:14人)が就労を開始し、求職活動への移行及び就労開始人数は前年度より増加している。	・生活保護受給者の新規登録者が年々減少している(R4:12人、R5:11人、R6:7人)。	維持(継続)	・様々な理由により就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対しては、一般就労に向けた基礎能力の形成を計画的に支援することが何よりも必要であるため、引き続き当事業は実施していく。 ・組織的なケース検討による評価と支援方針に基づいた定期的な進捗確認は、一般就労の難しい支援対象者の掘り起こしに有用なため引き続き実施していくが、生活保護受給者の新規登録者が減少してきているため、支援対象者を当事業へつなげるために、定期的な進捗確認の他にも有効な方法がないか検討を進める。			北部保健福祉課ほか	30
			●	重層再犯	障害者就労支援事業	障害者の就労に関する相談や支援を総合的に行う。	・委託就労支援機関で就労に関する各種支援を行い、37人が一般就労につながった。 ・障害者就労施設等の受注機会の拡大に向けて、施設の製品や役務等を紹介する専用ホームページ「ジョブリンクama」を活用し、共同受注の支援により、発注企業(10社・12件)から21施設への契約に結び付けた。また、庁内販売「尼うえるフェア」を中心に物品等の販売会を計30回開催した。 ・就労支援ネットワーク会議では、就労移行支援事業所を中心に5回開催し、面接練習会や職場実習を行うことで、一般就労に向けた支援を行った。また、より効果的な会議運営に向けて、現状の課題や整理事項等についての意見交換を進めた。	—	維持(継続)	就労選択支援事業が令和7年10月から円滑に開始できるよう、国からの情報収集に努めるとともに、事業者や特別支援学校等との関係機関との協議を早期に進め、相互の役割分担等のスキームを固めていく。			障害福祉政策担当ほか	31
				重層再犯	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者自立相談支援窓口において、各種法定事業を効果的に機能させ、生活困窮者が抱える複合的な課題に対して、包括的かつ早期的な支援を行い、生活困窮者の自立を促す。	一般就労可能な方には、ハローワーク等と連携し、高齢者でも就労しやすいマッチング先を紹介することで、目標値を上回る就労・増収率を達成した。	生活困窮者の受け入れに理解のある事業所や社会資源について、就労支援の担当者が情報を共有しやすい取組が必要である。	維持(継続)	保健福祉センターにおいて生活困窮者の受け入れに理解のある事業所や社会資源の情報共有に取り組む。			南部福祉相談支援課ほか	32
				重層	高齢者生きがい就労事業	介護予防・フレイル対策の取組として、生きがい就労を提供できる民間企業と就労的活動を行いたい高齢者とのマッチング等を実施し、個人の特性や希望に合った生きがい就労をコーディネートする。	・事業開始以降、参加者が増加傾向(令和5年度113人→令和6年度170人)にあるほか、令和6年度には市内の介護事業所(武庫東地域包括支援センターの空きスペース)との連携による地域での生きがい就労の活動拠点の創出も実現することができた。また、チームオレンジ尼崎と連携し、認知症の人・家族(若年性認知症の人を含む)をはたらくらボに受入れ、生きがい就労の体験会等を実施したところ、認知症の人から「このようなはたらく場なら継続して参加したい」との声を得られた。	・はたらくらボの2か所で受け入れられるスペースも限られてきたことから、令和7年度より、老人福祉センター和楽園を新たな拠点に加えることとしたため、そこでの参加者受入れに向けた取組の検討のほか、地域での活動拠点の創出に向けた取組も進めていく必要がある。 ・認知症の人・家族の生きがい就労の実施に向け、引き続きチームオレンジ尼崎と連携しながら、参加支援の手法について検討していく必要がある。	維持(継続)	・和楽園での参加者増に向け、作業スペースの有効活用方法について検討を行うとともに、事業周知を強化し、生きがい就労の見学会・体験会等を実施する。また、地域での活動拠点創出の好事例を周知し、興味がある介護事業所等との協議を経て、地域での更なる活動拠点の創出を進めていく。認知症の人・家族の参加に向けては、ニーズに合わせた就労メニューの確保とともに、チームオレンジ尼崎サポーターの作業中の見守り支援のもと、週1回程度の受入れを行い、適宜、関係者間で成果・課題等を整理しながら進めていく。			高齢介護課	33

基本目標3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
①包括的・総合的な相談支援の充実														
2就労・学習支援の充実														
		(7)発達障害や知的障害等が疑われる子どもについては、学習支援教室を含め適切な支援機関や各種事業につなげられるよう、関係機関と情報共有・連携強化を進める。	●	重層	不登校対策事業	(1)不登校対策推進事業 (2)ハートフルフレンド派遣事業 (3)子ども自立支援活動事業 (4)不登校支援団体ネットワーク事業 (5)校内サポートルーム・エリア設置事業	(5)校内サポートルーム・エリア設置事業 モデル校14校(中学校8校と小学校6校)で同ルーム・エリアの整備及びその進捗について調査を行った。また、支援の充実を図るため、中学校17校と小学校22校に学習支援員を配置。これにより、学校現場においても、同ルーム・エリアの設置は、不登校の未然防止に効果的であるという認識が定着している。一方で、設置するにあたって、各学校に応じた適切な運営方法を計画することに時間を要している。	不登校児童生徒の割合は低下したものの、全国的な傾向と同様に依然として高い割合で推移している。 校内サポートルーム・エリアを設置するにあたっては、各学校に応じた適切な運営方法を計画することに時間を要している。	維持(継続)	校内サポートルーム・エリアの整備および機能拡充をさらに進める(R7年度は中学校9校と小学校15校を整備)。また、同ルーム・エリアにおける支援の充実を図るため、昨年度から7校増となる中学校17校と小学校29校に学習支援員の配置を行う。加えて、同ルーム・エリア設置、運営のためのガイドブックを作成し、学校現場での活用を図る。	拡充		こども教育支援課	34
			●	重層	発達相談支援事業	発達相談(相談、発達・心理検査、診察)をはじめ、子ども支援教室、ペアレントトレーニングの実施を通して、必要な支援につなげていく。	・心理士・作業療法士・言語聴覚士・保健師による専門職による相談は723件、診察271件、延べ994件実施した。 幼少期から切れ目なく発達相談支援ができるよう、いくしあ、保健所、南北地域保健課、障害福祉政策担当、保育所、幼稚園、小学校や児童発達支援センター等、支援関係機関の連携を強化するとともに、現在の支援体制を十分に機能させていくことが重要であることから、就学前後にかかる子どもの発達支援推進会議を立ち上げ、支援が必要な子どもについて関係機関内での情報共有、各機関の役割や実施事業について協議し、どこで相談を受けても必要なサービスや支援につなげられるネットワーク構築に取り組んだ。	・いくしあに入る相談のうち、子どもの発達に関する相談の割合が高い割合(16.6%)で継続しており、気になることや困りごとを抱える子どもやその保護者に対する支援が必要である。	維持(継続)	・子ども支援教室について、これまでは集団生活上で困りごとのある子どもをつなげやすくするために、幼稚園や保育所等就学前施設に周知を行い申し込みを受け付けていたが、次年度より希望する保護者が直接申し込みができるよう周知を行い、広く受け入れを始める。			こども相談支援課	35
				重層再犯	生活困窮者学習支援事業	学業や進学が十分に用意されていない生活保護世帯等の子どもが、将来大人となり、再び生活保護世帯や経済的困窮状態に至ることを防止するため、地域に子どもの居場所を確保し、学習への動機付けを含めた支援とともに社会性や他者との関係性を育むことを目的とする。	・令和6年度は学習支援教室に通う中学3年生25人全員が進学(14人が全日制の高等学校へ進学)を果たした。 ・令和5年度に卒業した子どもが引き続き当事業を利用し、8月の入試で合格し進学を果たすなど、中学卒業後の支援についても成果をあげている。	・市内に4教室あるが、教室ごとに指導方法や対応に違いがある場合があり、児童・生徒に対して適切な支援を行える取り組みが必要である。	維持(継続)	・生活保護世帯等の子どもが成長し、再び生活保護世帯や経済的困窮状態に至ることを防止するため、引き続き当事業は実施していく。 ・高等学校等進学率を向上させる取り組みとして、生活保護受給世帯の中学3年生全員に進路希望調査を実施し、事業への参加がより必要な生徒の抽出を行い、当事業の利用につなげていく。 ・教室ごとに指導方法や対応に差が出ないように委託事業者と協議を行いながら本市独自のマニュアルを作成し、児童・生徒に対して適切な支援を行えるよう取り組む。			北部保健福祉管理課ほか	36
					支援者サポート事業費	施設支援事業やティーチャーズトレーニングを通して、各施設の職員が自信を持って支援ができるようにサポートする。	・施設支援事業では、計26施設をいくしあの専門職が訪問し、特性のある子どもへの関わり方について助言等を行った。このような取組を通して、各施設で子どもに関わる支援者が子どもの特性を理解し、環境を整えたり関わり方を工夫することで支援者の困りごとが軽減している。また、支援者の関わり方が変わることによって子ども自身が課題に取組やすくなり、特性が表面化していない他の子どもにとっても過ごしやすい環境をつくることできた。 ・就学時健診後のモデル校11校へのフォローアップを実施した。	・施設支援事業では、計38施設をいくしあの専門職が訪問し、発達特性のある子どもへの関わり方について助言等を行った。このような取組を通して、各施設で子どもに関わる支援者が子どもの特性を理解し、環境を整えたり関わり方を工夫することで支援者の困りごとが軽減している。また、アンケート調査では、支援者の関わり方について98%が「変わった」と回答しており、子どもにとってより良い環境を整える成果があったと考える。 ・ティーチャーズトレーニング就学前コースについて、参加者からは好評であるが、講師(特別支援教育士)の確保継続が課題となっている。	維持(継続)	・各施設で、発達に特性のある子どもへの対応に困っている場合、保護者の受容が整わない状態でも施設側が子どもへの関わり方について助言等の支援を受けることができる事業として今後も継続する必要がある。 ・ティーチャーズトレーニング就学前コースの継続実施をするため、講師の調整を行いながら、実施内容や方法など検討していく必要がある。			こども相談支援課	37

基本目標3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
①包括的・総合的な相談支援の充実														
3相談支援を担う人材の育成														
		(8)地域における課題の早期把握、支援のネットワークの充実・強化に取り組むために、南部・北部保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。	●	重層再犯	重層的支援推進事業	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するために、様々な支援関係者との役割分担等による伴走支援や支援の届いていない方へのアウトリーチ、社会とのつながりを作るための参加支援に一体的に取り組む。	・課題を抱えた世帯の早期把握と包括的な支援の推進に向け、新たに市営住宅の家賃滞納者への対応方針を整理したほか、53の関係部・課長で構成する重層的支援推進会議を4回開催し、事例検討等による連携意識醸成を図るとともに、関係部局や地域の支援者、福祉事業者等の庁外関係機関に対して、支援者向けの不当要求に関する対策や再犯防止を目的とした研修等を31回行った。	・課題が深刻化しないようにするための対象者の早期把握や支援策の検討には、多機関連携の必要性等について、様々な支援機関団体等に対して継続的に意識醸成を図る必要がある。	維持(継続)	・重層的支援推進会議等を通じて庁内や庁外の関係機関と丁寧な意見交換を重ねる等して多機関連携の必要性などの継続的な意識醸成を図る。			重層的支援推進担当	38
				重層成年	民生児童委員関係事業	市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援を行う。	・関係機関との円滑な連携のための研修等を実施し、一部の研修については動画DVDの配付や平日夜間・土曜日に開催することにより、民生児童委員が受講しやすい環境づくりに取り組んだ。 ・身近な相談窓口となる民生児童委員に対して、関係機関との円滑な連携や社会的孤立に陥った人の早期把握に向け、全体研修などを通じて、くらしサポートセンター尼崎の取組等の研修を行った。(研修回数 R4:8回、R5:8回、R6:7回)	・関係機関との連携を意識した民生児童委員研修の充実を図るとともに、令和7年12月の民生児童委員の一斉改選に伴い、就労中の民生児童委員の増加も予想されることから、より一層研修を受講しやすい環境づくりが必要である。	維持(継続)	・引き続き、研修を受講しやすい環境づくりに取り組む。			福祉課	39
				重層再犯	子どもの育ち支援センター運営事業	課題や困難を抱える子育て家庭に寄り添い、子どもの成長段階に応じて切れ目なく総合的かつ継続的に支援する子どもの育ち支援センター(いくしあ)を運営する。	・NPO法人との協働による研修会を5回実施し、子どもの支援に携わる市職員と民間事業者の相互理解を深めつつ、事例検討などに取り組んだ。 ・幼保小連携の一環として教育委員会と連携し、就学時検診の児童面接で発達の課題が見込まれる児童の選定基準を策定したほか、国が進める子どもに関する各種データ連携による実証事業に参加し、在籍園調査を実施するモデル校を11校に拡大する中、就学以降の切れ目ない支援に向けた取組を進めた。 ・いくしあ・児相が一体的な支援を行うためのオフィス環境構築や音声マイニングシステム導入等の検討を進めた。また、ケアリーバーへの支援等県から移管される事業について整理を行った。	・研修会の参加者・参加団体に一定の広がりが見られたが、参加者が限定的である。 ・実証事業に係る在籍園調査を行うモデル事業の本格実施までには至っていない。 ・いくしあ新館において、福祉・保健・教育の他職種の専門職が連携し、迅速かつ円滑な支援を行える環境整備が必要である。	維持(継続)	・市民提案制度を活用し、民間事業者主体の協働事業として事業を継続し、民間との協働による子ども支援のネットワーク強化を図る。 ・モデル事業の本格実施に向けた取組で、幼保小連携を進める。 ・令和8年度の児童相談所の開設に向けて、効率的・効果的な支援の実現に向けICTを含めた環境整備を図るとともに、県からの移管事業の実施に向けた準備を進める。	拡充	拡充	こども相談支援課	40
				重層	配偶者等暴力に関する支援事業	配偶者暴力相談支援センターにおいて、関係機関と連携し、DV被害者の相談から保護、自立まで総合的に支援する。	DV関連機関による実務者会や庁内関係職員等の交流会により、業務理解、顔の見える関係づくりによる連携促進を図り、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に係る情報共有を図った。	DV被害者等を早期支援につなぐためにも、関係窓口職員向けの周知について継続して取り組む必要がある。	維持(継続)	DV被害者等を早期支援につなぐため、関係機関等との連携強化に継続して取り組む。			北部福祉相談支援課ほか	41
				重層再犯成年	障害者(児)相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。	・委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和6年度27,209回)は、減少したものの複雑化した相談内容もみられることから、支援力の向上に向けた勉強会や検討会を継続して実施した。 ・利用計画の作成については、継続的な基幹相談支援センターを中心とした作成状況分析と委託相談支援事業所との調整や令和6年度から導入したセルフプランにより作成率は82.8%(6,802人/8,219人)となった。 ・障害分野における支援困難ケースの対応に向けては、「個別事例検討会」を2回開催し、委託相談支援事業所と当該ケースへの対応や連携管理などの共有を図ることができた。	—	維持(継続)	・相談支援機能の強化等に向けては、従前に引き続き、あま相において各支援機関の役割等を協議していく。 ・支援困難ケースへの対応にあたっては、引き続き「個別事例検討会」を開催しながら、介入事例の評価・検証に取り組んでいくとともに、委託相談支援事業所の体制を整えることができるよう委託内容の充実を検討する。			障害福祉政策担当ほか	42

基本目標3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
①包括的・総合的な相談支援の充実														
3相談支援を担う人材の育成														
		(8)地域における課題の早期把握、支援のネットワークの充実・強化に取り組むために、南部・北部保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。		重層 再犯 成年	地域包括支援センター運営事業	介護保険法第115条の46(地域包括支援センター)に規定されており、総合相談や権利擁護等、高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。	認知症地域支援推進員が中心となり、地域ケア会議での事例検討や認知症当事者の参画による講座を企画実施するとともに、若年性認知症の事例検討会を主催する等、多彩な活動を行った。	認知症高齢者の増加が見込まれる中、引き続き、専門職による支える力の向上や多職種の連携促進に向けた認知症施策の取組の充実が必要である。	維持 (継続)	専門職員の対応力の向上や関係機関との連携を図れるよう、研修や交流会を通じて関係性を深めていく。認知症支援推進員部会において、サポーター活動を行う仕組みの検討や家族支援、認知症事業の周知・啓発に取り組んでいく。			包括支援 担当	43
				重層 再犯 成年	精神保健事業	精神疾患の早期治療・早期対応のための啓発を行うとともに、疾病の再発・再燃防止及び社会復帰を図るための適切な指導や支援、入院患者への退院支援を行う。また、自殺対策計画に基づき、自殺未遂者支援やゲートキーパーの育成、啓発等を行い自殺者の減少を図る。	自殺リスクに気づき、自殺念慮を持った人に適切に対応できる人材を育成するため、市民や教職員等にゲートキーパー研修を行った(10回実施、304人参加)。思春期の自殺関連行動事業に対しては、関係部局間で実際の事例を基に自殺関連行動の段階に応じた役割、連携方法について整理を行い、各機関の役割等を一覧表にまとめた(思春期相談対応ケース件数令和5年度148件実施)。また、急増する若年層の市販薬乱用問題に対応するため、専門家を講師に招き、保護者や支援者を対象に研修会(研修受講者77人)を行った。	高齢者や生活困窮者の自殺が多いという本市の現状を踏まえ、引き続き、研修や啓発の必要がある。若年層の自殺対策として、関係部局との連携継続に向け協議や情報交換を行うとともに、長期休暇明けに児童・生徒の自殺リスクが高くなるという実態に基づき、夏休み明けの対策を関係部局だけでなく若年層の意見も取り入れながら実施していく必要がある。	維持 (継続)	高齢者や生活困窮者支援の担当部局と連携しゲートキーパーの養成等を行う。若年層の自殺対策として関係部局間の役割分担表や連携シートを活用する中で、個々のケースへの迅速かつ適切な対応を図るとともに、夏休み明けの対策を大学生等若年層の意見を取り入れて実施していく。			疾病対策 課ほか	44
②権利擁護の推進														
1成年後見制度の利用促進														
		(1)権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるコーディネート機能の充実や、複雑・複合化した課題解決に向けた関係機関との連携強化に取り組む。	●	重層 成年	権利擁護推進事業	成年後見等支援センターを設置・運営し、成年後見に係る専門的な知見を背景に相談から対応、その後の支援まで一体的に行うとともに市民後見人の養成等を行うことで、高齢者・障害者の権利擁護を図る。	弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職をはじめとした各関係機関、関係各課が参画する成年後見等支援センター運営委員会を2か月に1度開催し、支援者の顔の見える関係づくりを行う中で、令和6年度には、新たに支援拒否などにより対応が困難な事例のケース検討を行い、それぞれの立場において解決方法を検討するなど連携の強化を図った。	成年後見等支援センター運営委員会を継続して実施する中で、より一層関係機関同士の連携を図る必要がある。	維持 (継続)	支援者同士の横のつながりづくりの場となっている成年後見等支援センター運営委員会を継続して実施する中で、対応困難ケースの事例を通して、より一層連携を図っていく。			北部福祉 相談支援 課	45
				成年	社会福祉関係団体補助金(地域福祉権利擁護事業補助金)	市社協が実施する日常生活自立支援事業(成年後見制度の利用に至らないが、判断能力に不安のある高齢者等を対象に金銭管理等を行う事業)に係る経費の一部を助成する。	・契約件数 106件 ・補助額 4,700,000円 ・相談件数(R6)2,018件(R5)2,179件(R4)1,550件	国の「地域共生社会の在り方検討会議」の間とりまとめにおいて日常生活自立支援事業の拡充・発展が提言されており、今後、国での検討状況を注視する必要がある。	維持 (継続)	引き続き、市社協への助成を継続するとともに、国における制度の拡充・発展の検討状況を注視していく。			福祉課	46
		(2)成年後見等支援センター運営委員会等において、「家庭裁判所への申立前から後見人候補者を選任する受任調整」「後見人候補者の段階からの支援参加」による、市長申立から決定までの期間短縮や支援者の負担軽減等の運用改善に向けた協議、検討を行う。	●	重層 成年	権利擁護推進事業	成年後見等支援センターを設置・運営し、成年後見に係る専門的な知見を背景に相談から対応、その後の支援まで一体的に行うとともに市民後見人の養成等を行うことで、高齢者・障害者の権利擁護を図る。	令和5年度の運営委員会での期間短縮に係る協議内容を受け、市長申立案件の事務処理方法を見直し、後見制度利用までの期間を短縮し、申立件数を5年度13件から6年度22件に伸ばした。また、報酬助成制度の事務処理を進め、助成決定の迅速化により、後見人等から、助成制度が利用しやすくなり、新たな受任もしやすくなったといった意見がきかれた。	成年後見制度に対するニーズが増加する一方、限られたマンパワーの中で市長申立に関する申立てペースを落とさないために、制度利用までの期間短縮に向けた検討を引き続き進める必要がある。	維持 (継続)	引き続き、後見制度利用までの期間短縮に向けた検討を行うとともに、各専門職団体との連携、協議と法人後見の検討などにより持続可能な受任調整を進めていく。			北部福祉 相談支援 課	47
			●	重層 成年	成年後見制度利用支援事業	市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められるものに対しては、当該制度に係る費用と後見人に支払う報酬費用の全部又は一部を助成する。			維持 (継続)				北部福祉 相談支援 課	48

基本目標3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
②権利擁護の推進														
1 成年後見制度の利用促進														
		(3)さらなる市民後見人の養成等に向け、ICTを活用した養成研修や未活動の養成研修修了者等に対する知識・スキル向上に資する支援、市民後見人の必要経費の支弁等の検討を行う。	●	重層 成年	権利擁護推進事業	成年後見等支援センターを設置・運営し、成年後見に係る専門的な知見を背景に相談から対応、その後の支援まで一体的に行うとともに市民後見人の養成等を行うことで、高齢者・障害者の権利擁護を図る。	市民後見人フォローアップ研修においては新たに家庭裁判所に講師としての参画依頼を行い、「家庭裁判所の後見監督について」をテーマとして研修を行うことで、市民後見人の後見業務の理解を深めた。また、後見人同士のネットワークの構築の一助となるよう開催した「後見人交流会」には市民後見人の参加も促した。そのほか、後見制度利用者の増加に備えた担い手確保の取組として、市民後見人の養成に加え、法人後見に関心を示す社会福祉法人や家庭裁判所と協議を進めた。	将来を見据えた成年後見人等の担い手の確保に向けて、引き続き専門職団体と連携を図るとともに、市民後見人の活躍の機会の確保に向けた検討や法人後見実施に向けて、家庭裁判所等との協議や検討を進める必要がある。	維持 (継続)	各専門職団体との更なる連携、協議と法人後見の検討などにより持続可能な受任調整を進めていく。		北部福祉 相談支援 課	49	
		(4)市社協や各地域振興センター、教育委員会と連携し、市民向けフォーラムの開催や各種研修会等での説明、各種関係機関からの啓発チラシの配布、SNSを活用した広報等、成年後見制度の周知に向けた啓発や情報提供を行う。	●	重層 成年	権利擁護推進事業	成年後見等支援センターを設置・運営し、成年後見に係る専門的な知見を背景に相談から対応、その後の支援まで一体的に行うとともに市民後見人の養成等を行うことで、高齢者・障害者の権利擁護を図る。	成年後見等支援センターにおいては、後見に係る診断書の作成に携わる医師向けに新たに出席講座を開催するとともに、市民向けの「権利擁護フォーラム」を開催したほか、パンフレット等の配布先として既存配布先に加え6医療機関拡充した。	成年後見制度に係るより多くの市民の理解を進めるため、周知啓発活動に継続して取り組む必要がある。	維持 (継続)	引き続き成年後見制度のパンフレット等の配布先を拡充するなど、周知啓発を図っていく。		北部福祉 相談支援 課	50	
2 人権侵害防止や差別解消の推進														
		(5)市が把握した人権侵害や差別事象について、課題的的確な把握に努めるとともに、適切なタイミングで支援が行えるよう支援体制の充実や関係機関との連携強化に取り組む。	●		人権啓発事業	人権問題を正しく理解し、差別意識や偏見を解消するため、人権問題講演会や啓発映画の上映をはじめ各種の啓発事業を行う。	・人権についての市民等意識調査を実施し、市民および職員の人権に関する意識の変化等について把握・分析したところ、人権課題によっては、若年層に自己責任論を支持する回答が高い傾向が見られた(高齢者・障害のある人など)。 ・部落差別(同和問題)対応事例集を作成し、庁内に周知した。 また、性的マイノリティのほか、事実婚も対象者に加え、互いの子や親等の近親者も含めて受領証に名前等を記載する「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」へと拡充し、生活上の困り事への解消・対応を図った。	・市民等意識調査の結果から、多様化する人権課題の解決には、人権についての正しい知識の取得と理解の促進に取り組む必要がある。 ・拡充したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について、周知する必要がある。	改善 (新規・ 拡充)	・市民等意識調査の、分析結果を効果的に活用した啓発事業を実施する。 また、令和7年6月からの制度実施に際しては、市報やホームページ、リーフレット等を活用し、制度と対象となる公的サービスについて効果的な周知に努める。		ダイバーシ ティ推進課	51	
					尼崎人権啓発協会補助金	あらゆる人権問題に対する正しい認識と深い理解を広げ、その解決に寄与することを目的とした(公社)尼崎人権啓発協会に対して補助金を支出する。	・インターネット上の人権問題等に関する法律相談事業については、相談件数は1件(弁護士相談に至らなかった問い合わせ等を含めると4件)と、多いとはいええないものの、相談者の救済に資する事業であるため、まだ認知度が高いとは言えないことから今後も継続した周知等を行っていく必要がある。なお、事業開始に当たっては、相談日や相談方法等について市と(公社)尼崎人権啓発協会が綿密に協議することで、円滑な事業運営ができた。	・潜在的なニーズの発掘も含め、今後も継続した周知等を行っていく必要がある	維持 (継続)	・補助事業の執行状況について適宜進捗状況の把握を行い、目標値の達成及びより適切な事業の執行に向け、(公社)尼崎人権啓発協会と連携し、事業を実施していく。		ダイバーシ ティ推進課	52	

基本目標3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
②権利擁護の推進														
2人権侵害防止や差別解消の推進														
		(5)市が把握した人権侵害や差別事象について、課題の的確な把握に努めるとともに、適切なタイミングで支援が行えるよう支援体制の充実や関係機関との連携強化に取り組む。			人権啓発活動地方委託事業	一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現に向け、講演会等を実施し、市民の人権意識の高揚を図る。 ①じんけんを考える市民のつどい: 尼崎人権啓発ネットワーク協議会(尼崎市・神戸地方支務局尼崎支局・尼崎人権擁護委員協議会)において、テーマや講師選定を行い、運用まで一体となり人権啓発講演会を実施する。(令和3年度から新規採用職員研修にも位置付けている。) ②人権の花運動: 小・中学生及び幼稚園の児童が協力して花を育てることで、他者を尊重する心を深め、情操を豊かにするため、苗等の配布を行う。(令和6年度は、2中学校、4小学校、1幼稚園で実施)	・じんけんを考える市民のつどいについて、参加人数は201名で昨年度とほぼ同じであった。 ・参加者アンケートでは、人権問題についての関心や理解が高まったとする回答割合は93.6%であり、広く市民を対象として様々な人権課題に対する啓発の場として有効な機会となっている。	—	維持(継続)	・兵庫県と共催で「ひょうごヒューマンフェスティバル」を実施する。「じんけんを考える市民のつどい」の拡大版として、「平和と人権」をテーマに命の大切さ・尊重されるべき人権の大切さについて、戦場カメラマンの渡部陽一氏を講師にお招きし、講演会を実施するとともに、テーマと連動した展示会や体験会を実施し、普段人権を意識していない、関心を持っていない市民にも広く参加を呼び掛ける。※令和7年度は「じんけんを考える市民のつどい」は実施しない。		拡充	ダイバーシティ推進課	53
					人権啓発リーダー育成事業	人権啓発推進リーダー及びオピニオンリーダーの育成 ①人権啓発オピニオンリーダー設置事業(実績61千円) ・オピニオンリーダー33人を教育長が委嘱 ・6地区ごと毎月1回オピニオンリーダー研修会を実施(研修会総参加延べ人数:187人(推進リーダー・地域課職員を含む)、一般聴講生:36人) ②人権教育指導者派遣事業(実績150千円) 人権についての見識を持ち、豊富な実践経験を有する10人を登録。 人権学習のため、各種団体からの要請により、指導者として派遣する(各地区生涯学習プラザや市内各団体15カ所に派遣、延べ参加者:312人)。 ③人権啓発推進リーダー設置事業(実績230千円) 推進リーダー12人を教育長が委嘱。期間:1年(4月~3月) 人権啓発オピニオンリーダー地区別研修会や小集団学習会等へ参画し学習の支援を行う。 (学習会等参加延べ回数:330回)	・オピニオンリーダー研修を一般参加できるように引き続き公開講座とした(一般参加者延べ人数36人)。	・人権教育小集団学習会等を市民主体の学習会とするため、助言者として市民で一定の経験があり、人権教育に熱意のある人12人を人権啓発推進リーダーとしているが、担い手の育成の必要がある。	維持(継続)	多様な人権問題への対応や、アプローチ方法が的確かつ新たな気づきにつながるよう、講師の開拓、学習内容の企画、学習資料の作成等に当たっては、常に情報収集に努める。 ・小集団学習グループメンバーやオピニオンリーダーから推進リーダーが生まれるよう人材を育成していく。			社会教育課	54
					企業内人権研修推進事業	企業人権・同和教育合同研究会の事務局業務を委託するとともに、市内企業に対して研修会等を開催することにより、企業における人権問題への正しい理解と認識を深める。	市内企業146社から構成されている企業人権・同和教育合同研究会の事務局業務(委託先: 尼崎経営者協会)を委託するとともに、企業人権・同和教育合同研究会との共催により、企業に対して今日的な人権問題を中心とした講演会を実施した。 1 人権問題講演会 15社27人 令和6年12月6日講演「障害者雇用と人権」 講師 友岡 繁明氏(兵庫働き方改革推進支援センター相談員、特定社会保険労務士) 2 新春人権研修会 13社22人 令和7年1月31日講演「働くうえでの多文化共生について」 講師 八木 三郎氏(兵庫働き方改革推進支援センター相談員) ・人権啓発研修及び人権研修会を合計6回実施(118社・228人参加し、市内企業の人権問題の正しい理解と認識を深め、働きやすい職場環境改善に努めた。 ・研修後のアンケートにおいて、「参加して良かった」と回答した割合は、人権問題講演会で95%、新春人権研修会では76%であった。	・職場環境が多様化する中で人権問題の正しい知識を習得し伝達することは企業が社会的責任を果たす上で必須であるため、企業内で自主的に人権啓発をするよう促していく必要がある。	維持(継続)	・人権問題を中心に時宜に応じたテーマを設定し講演実績の豊富な講師を選定することにより、講演会や研修会への参加者の増加に努める、人権問題の正しい理解及び認識を深める。 ・従前より市報あまがさきや市ホームページへの掲載、企業への個別連絡により研修の周知を図っているが、今後もより多くの企業に参加してもらえるよう周知方法について工夫する。			しごと支援課	55

基本目標3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
②権利擁護の推進														
2人権侵害防止や差別解消の推進														
		(5)市が把握した人権侵害や差別事象について、課題の的確な把握に努めるとともに、適切なタイミングで支援が行えるよう支援体制の充実や関係機関との連携強化に取り組む。			子どもの人権侵害に関するアンケート調査事業	<p>体罰等の根絶に向け、体罰をはじめとする子どもの人権侵害に関するアンケート調査を行う。</p> <p>(1)調査対象 市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒(児童ホーム、こどもクラブを含む。)</p> <p>(2)調査時期 令和6年10月1日～10月31日</p> <p>(3)調査方法 学校を通じて配布する案内文中のQRコードを読み取り、デジタル媒体を使って回答する。なお、QRコードでの回答が難しいといった理由等で、紙での回答を希望する児童生徒に対しては、個別対応を行うこととした。</p> <p>(4)調査項目 ・「身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えることに関する事」 ・「性的なことに関する事」 ・「恐怖感や屈辱感等を与え、心を傷つける言葉使いに関する事」 なお、「いじめに関する事」については、すでに各学校にてアンケート調査を実施していることから調査項目から除外している。</p>	・令和5年度に引き続き、体罰等の根絶に向けて、児童生徒を対象に「子どもの人権アンケート」を実施し、調査・対応を行った。(調査対象18件。うち体罰1件、心を傷つける言葉遣い2件)	・アンケートという手法では、即時性が低いなどの課題があることから、令和7年度より子どもの人権侵害に関する通報窓口へ移行する。	維持(継続)	・子どもの人権アンケートの課題であった即時性の低さを解消するため、令和7年度より、現行設けている体罰通報窓口を改編し、通報対象を体罰、暴言等だけでなく、虐待、いじめなどあらゆる子どもの人権侵害を対象とした通報窓口を運営・周知することにより、子どもの人権を保障する取組を推進していく。 ・改編した通報窓口を有効に機能させるため、児童生徒にとって分かりやすい窓口を構築するとともに、児童生徒及び保護者へ周知するため、児童生徒のタブレット端末の活用について調整し、周知物(チラシ・カード等)を定期的に配布する。 ・子どもからの発信を適時適切に受け止め迅速に対応できるよう、関係部局・関係機関と連携した支援体制の構築を図る。			こどもの人権擁護担当	56
					親子交流支援事業	<p>親子交流援助等の支援を行うことにより、親子交流の円滑な実施を図り、最終的には自分たちで親子交流の実施ができることを目標とすることで、子どもの健やかな成長を図る支援を行う。</p> <p>(1)市は、支援を受けることに合意した父母の申請に基づき、親子交流の回数・時間等の取り決め事項を記載した事前申込書の提出を受ける。</p> <p>(2)市は、事前申込書の内容及び事業内容の理解度等の確認のため、父母それぞれと面接を行い、支援を決定する。</p> <p>(3)委託先が、父母それぞれから申込書を受け、事前面接を実施し、支援を決定した場合、日程調整を行った上で親子交流を実施する。</p> <p>加えて、市の事業を利用して親子交流を実施することに父母間で合意ができていない場合、電話による利用案内を行う支援を実施する。</p>	・令和4年度から事業を開始し、令和4年度の面会交流(現「親子交流」)は、1組の親子の利用であったが、令和5年度は2組の親子が利用した。子育て情報誌「ビギナス」や市Webサイトで広報を行うとともに、子育てサークル全体会等関係機関への説明を実施した。 ・令和6年度は6組の親子が利用した。また、神戸家庭裁判所尼崎支部にポスターを掲示し、制度周知を図った。	・問い合わせは徐々に増加傾向にあるが、親子交流の実現にまで至るケースは少ない。	維持(継続)	本制度を周知するために、ホームページによる周知や児童扶養手当の現況届、母子・父子自立支援員との相談の機会を捉え、本制度を案内するなど従来の周知方法を継続し利用促進につなげる。さらに、本制度の周知ポスターを作成し、関係機関の協力を得ながら市民の目につきやすい場所に掲示することで本制度の利用促進につなげる。			こども福祉課	57
		(6)「子どものための権利擁護委員会」を設置し、子どもの権利に関する救済や相談を受け付け、必要に応じて調査や関係者間の調整等を行い、制度の改善等が必要な場合は、関係機関等に対して提言等を行う。	●		子どものための権利擁護委員会運営事業	<p>こどもの権利擁護を目的とし、関係機関及び関係者への調査・調整や行政機関等の制度改善に向けた提言等を行う機関として、学校現場を含む行政機関からの独立性と専門性を有する付属機関「尼崎市子どものための権利擁護委員会」を設置し、運営する。</p>	・令和6年度の新規相談件数は39件(令和5年度:47件、令和4年度33件) ・こどもの意見表明を支援する「言うてえねん会議」を3回開催したほか、当委員会の愛称募集を行った。	・認知度向上やこどもを対象とした啓発、こどもの意見表明を支援する取組を今後も継続する必要がある。	維持(継続)	・委員会の愛称決定とともに、「言うてえねん会議」の継続開催と、アウトリーチによるこどもを対象とした児童の権利条約等に関する啓発を行うことを検討する。 ・近年、いじめの認知件数や虐待の相談件数が増加傾向にあることから、学校現場からも独立したこどもの権利救済機関の必要性は非常に高いため、事業を継続して実施する。			こどもの人権擁護担当	58

基本目標3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
②権利擁護の推進														
2人権侵害防止や差別解消の推進														
		(7)地域における課題の早期把握、支援のネットワークの充実・強化に取り組むために、南部・北部保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。(再掲)		重層再犯	重層的支援推進事業	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するために、様々な支援関係者との役割分担等による伴走支援や支援の届いていない方へのアウトリーチ、社会とのつながりを作るための参加支援に一体的に取り組む。	・課題を抱えた世帯の早期把握と包括的な支援の推進に向け、新たに市営住宅の家賃滞納者への対応方針を整理したほか、53の関係部・課長で構成する重層的支援推進会議を4回開催し、事例検討等による連携意識醸成を図るとともに、関係部局や地域の支援者、福祉事業者等の庁外関係機関に対して、支援者向けの不当要求に関する対策や再犯防止を目的とした研修等を31回行った。	・課題が深刻化しないようにするための対象者の早期把握や支援策の検討には、多機関連携の必要性等について、様々な支援機関団体等に対して継続的に意識醸成を図る必要がある。	維持(継続)	・重層的支援推進会議等を通じて庁内や庁外の関係機関と丁寧な意見交換を重ねる等して多機関連携の必要性などの継続的な意識醸成を図る。			重層的支援推進担当	59
	●			重層再犯成年	地域包括支援センター運営事業	介護保険法第115条の46(地域包括支援センター)に規定されており、総合相談や権利擁護等、高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。	認知症地域支援推進員が中心となり、地域ケア会議での事例検討や認知症当事者の参画による講座を企画実施するとともに、若年性認知症の事例検討会を主催する等、多彩な活動を行った。	認知症高齢者の増加が見込まれる中、引き続き、専門職による支える力の向上や多職種の連携促進に向けた認知症施策の取組の充実が必要である。	維持(継続)	専門職員の対応力の向上や関係機関との連携を図れるよう、研修や交流会を通じて関係性を深めていく。認知症支援推進員部会において、サポーター活動を行う仕組みの検討や家族支援、認知症事業の周知・啓発に取り組んでいく。			包括支援担当	60
				重層再犯	子どもの育ち支援センター運営事業	課題や困難を抱える子育て家庭に寄り添い、子どもの成長段階に応じて切れ目なく総合的かつ継続的に支援する子どもの育ち支援センター(いくしあ)を運営する。	・NPO法人との協働による研修会を5回実施し、子どもの支援に携わる市職員と民間事業者の相互理解を深めつつ、事例検討などに取り組んだ。 ・幼保小連携の一環としてのモデル事業は、本格実施に至らなかったものの、特別支援教育系のデータ連携を行うことで、子どもの育ち支援システムにて小・中学校での取り組みが確認できるようになった。 ・いくしあ・児相が一体的な支援を行うためのオフィス環境構築や音声マイニングシステム導入等の検討を進めた。また、ケアリーバーへの支援等県から移管される事業について整理を行った。	・研修会の参加者・参加団体に一定の広がりは見られたが、参加者が限定的である。 ・いくしあ新館において、福祉・保健・教育の他職種の専門職が連携し、迅速かつ円滑な支援を行える環境整備が必要である。	維持(継続)	・市民提案制度を活用し、民間事業者主体の協働事業として事業を継続し、民間との協働による子ども支援のネットワーク強化を図る。 ・令和8年度の児童相談所の開設に向けて、効率的・効果的な支援の実現に向けICTを含めた環境整備を図るとともに、県からの移管事業の実施に向けた準備を進める。	拡充	拡充	こども相談支援課	61
				重層成年	民生児童委員関係事業	市民の社会福祉増進に努める民生児童委員の活動促進と支援を行う。	・関係機関との円滑な連携のための研修等を実施し、一部の研修については動画DVDの配付や平日夜間・土曜日に開催することにより、民生児童委員が受講しやすい環境づくりに取り組んだ。 ・身近な相談窓口となる民生児童委員に対して、関係機関との円滑な連携や社会的孤立に陥った人の早期把握に向け、全体研修などを通じて、暮らしサポートセンター尼崎の取組等の研修を行った。(研修回数 R4:8回、R5:8回、R6:7回)	・関係機関との連携を意識した民生児童委員研修の充実を図るとともに、令和7年12月の民生児童委員の一斉改選に伴い、就労中の民生児童委員の増加も予想されることから、より一層研修を受講しやすい環境づくりが必要である。	維持(継続)	・引き続き、研修を受講しやすい環境づくりに取り組む。			福祉課	62
				重層	配偶者等暴力に関する支援事業	配偶者暴力相談支援センターにおいて、関係機関と連携し、DV被害者の相談から保護、自立まで総合的に支援する。	DV関連機関による実務者会や庁内関係職員等の交流会により、業務理解、顔の見える関係づくりによる連携促進を図り、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に係る情報共有を図った。	DV被害者等を早期支援につなぐためにも、関係窓口職員向けの周知について継続して取り組む必要がある。	維持(継続)	DV被害者等を早期支援につなぐため、関係機関等との連携強化に継続して取り組む。			北部福祉相談支援課ほか	63

基本目標3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
②権利擁護の推進														
2人権侵害防止や差別解消の推進														
		(7)地域における課題の早期把握、支援のネットワークの充実・強化に取り組むために、南部・北部保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。(再掲)		重層再犯成年	障害者(児)相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用等の支援を行う。	・委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和6年度27,209回)は、減少したものの複雑化した相談内容もみられることから、支援力の向上に向けた勉強会や検討会を継続して実施した。 ・利用計画の作成については、継続的な基幹相談支援センターを中心とした作成状況分析と委託相談支援事業所との調整や令和6年度から導入したセルフプランにより作成率は82.8%(6,802人/8,219人)となった。 ・障害分野における支援困難ケースの対応に向けて、「個別事例検討会」を2回開催し、委託相談支援事業所と当該ケースへの対応や進捗管理などの共有を図ることができた。	—	維持(継続)	・相談支援機能の強化等に向けては、従前に引き続き、あま相において各支援機関の役割等を協議していく。 ・支援困難ケースへの対応にあたっては、引き続き「個別事例検討会」を開催しながら、介入事例の評価・検証に取り組んでいくとともに、委託相談支援事業所の体制を整えることができるよう委託内容の充実を検討する。			障害福祉政策担当ほか	64
					障害者虐待防止対策事業	障害者に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の促進、養護者に対する支援等を行う。	・障害者虐待防止センターにおいて、通報・相談や虐待事例の対応にあたった(令和6年度通報・相談件数68件。うち、虐待認定6件)。 ・国の報酬改定により、令和4年度から全てサービス事業所に「虐待防止委員会」の設置等が義務付けられたため、各ネットワーク会議(相談・就労・グループホーム・短期入所・生活介護・障害児通所支援)の参加事業所を対象とした「合同研修会」を開催し、当該制度や身体拘束・行動制限の適正化について理解を深めた。	・障害者虐待に係る通報件数やその対応件数は例年、一定の件数が発生しており、引き続き、支援体制の確保や担当職員の支援力・判断力の向上や緊急通報先の周知を進めていく必要がある。 ・虐待防止に係る義務化対応の徹底や各事業所における適切な運営を進めていくためにも、一層の周知や助言等が求められる。	維持(継続)	・障害者虐待の防止対策については、障害者虐待防止センターでのOTによる人材育成や関係機関との連携に取り組み、引き続き、支援体制の確保に努める。 ・虐待防止に係る義務化等の対応については、引き続き、各ネットワーク会議における当該制度に係る研修の実施や、サービス事業所に対する集団指導等の機会をとらえて一層の制度周知を図っていく。			障害福祉政策担当ほか	65
				重層再犯成年	精神保健事業	精神疾患の早期治療・早期対応のための啓発を行うとともに、疾病の再発・再燃防止及び社会復帰を図るための適切な指導や支援、入院患者への退院支援を行う。また、自殺対策計画に基づき、自殺未遂者支援やゲートキーパーの育成、啓発等を行い自殺者の減少を図る。	自殺リスクに気づき、自殺念慮を持った人に適切に対応できる人材を育成するため、市民や教職員等にゲートキーパー研修を行った(221人参加)。思春期の自殺関連行動事案に対しては、関係部局間で実際の事例を基に自殺関連行動の段階に応じた役割、連携方法について整理を行い、各機関の役割等を一覧表にまとめた(思春期相談対応ケース件数令和6年度152件実施)。また、夏休み明けの時期に合わせて啓発動画の作成を行った。動画の作成に際して、若年層の意見を取り入れられるよう、武庫川女子大学と協働で動画を作成し自殺死亡率の低下につとめた。	高齢者や生活困窮者の自殺が多いという本市の現状を踏まえ、引き続き、研修や啓発の必要がある若年層の自殺対策として、関係部局との連携継続に向け協議や情報交換を行うとともに、長期休暇明けに児童・生徒の自殺リスクが高くなるという実態に基づき、作成した啓発動画を活用した普及啓発を行っていく必要がある。	維持(継続)	高齢者や生活困窮者支援の担当部局と連携しゲートキーパーの養成等を行う。若年層の自殺対策として関係部局との連携継続に向け協議や情報交換を行うことにより、個々のケースへの迅速かつ適切な対応を図る。また、昨年度作成した啓発動画を活用し普及啓発を行っていく。			疾病対策課ほか	66

基本目標3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
②権利擁護の推進														
3指導監査の充実														
		(8)引き続き、適切な福祉サービスの確保に向けて、市の関係各課が連携し指導監査等の充実を図るとともに、苦情解決体制の向上を図る。	●		児童福祉施設等指導監査等事業費	児童福祉施設等の適正な運営や提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保するため、児童福祉法をはじめとする関係法令や施設設置基準等の国通知等及び市監査要綱に基づき、指導監査等を実施し、必要な指導助言を行う。	指導監査等実績件数(R7.3.31時点) 保育所41件、保育所型認定こども園2件、母子生活支援施設1件、幼保連携型認定こども園11件、小規模保育事業A型31件、認可外保育施設26件	—	維持(継続)	引き続き、関係法令や施設設置基準等の国通知等及び市監査要綱に基づき、指導監査等を実施し、必要な指導助言を行う。			保育企画課	67
			●		社会福祉法人指導監査等事業	社会福祉法人や社会福祉施設等の適正な運営や提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を確保するため、社会福祉法をはじめとする関係法令や施設設置基準等の国通知等及び市監査要綱に基づき、指導監査等を実施し、必要な指導助言を行う。	指導監査等対象件数実績(R7.3.31時点) 老人福祉施設等224件、障害者福祉施設等210件	—	維持(継続)	引き続き、関係法令や施設設置基準等の国通知等及び市監査要綱に基づき、指導監査等を実施し、必要な指導助言を行う。			法人指導課	68
③情報・コミュニケーション支援の推進														
1多様な手法による情報提供やコミュニケーション支援の充実														
		(1)「シニア情報ステーション」を活用し、福祉サービスや地域活動等に関する情報発信を進める。	●		介護予防普及啓発事業費(シニア情報ステーション)	地域住民等が主体となって運営する様々な介護予防等の取組に、多くの人が参加できるよう情報発信等を行う。	シニア情報ステーション(ステーション)は、新たに銭湯やスポーツジム等に働きかけ、設置数が177か所(令和5年度169か所)となった。また、ステーションで配布するシニア元気アップパンフレットに、フレイルのセルフチェックができる質問票や各事業のフレイル対策の3要素の関連を掲載し、主体的な介護予防活動に向けた意識醸成を図った(パンフレット配布数約22,000部)。	介護予防活動の普及啓発に向けては、高齢者の情報発信の拠点であるシニア情報ステーションの設置数を増やす必要がある。また、シニア元気アップパンフレットについては、高齢者等がより関心を持てるよう、市民や専門職等の声を聞きながら、より高齢者等が知りたい情報を掲載する必要がある。	維持(継続)	シニア情報ステーション設置数増に向け、高齢者が普段よく行く場所に加え、高齢者を親に持つ子世代から介護予防活動の問い合わせがあることから、新たに、世代を問わず来訪者数が多い商業施設等で設置できるよう働きかけを行っていくとともに、市民フレイルサポーターと連携し、新たに健診会場等でフレイル予防の啓発を行っていく。			包括支援担当	69
		(2)高齢者や障害のある人、外国籍住民などが円滑に情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、障害特性や多言語に配慮した情報提供・意思疎通支援など情報・コミュニケーションの支援に取り組む。	●		多文化共生社会推進事業	お互いの生活や文化を理解・尊重し、外国籍住民が安心して快適に生活や行動ができるよう、ともに生きる多文化共生社会の推進に向けた取組を進める。	外国人総合相談センターにおいて、日常における困りごとや在留資格の更新等のさまざまな悩みを気軽に相談できるワンストップ窓口として、運営を行っている。 <令和6年度実績>外国人総合相談窓口相談実績:816回(延べ1,203件)、電話通訳:66件、テレビ通訳:216件 また、庁内職員向け研修として「やさしい日本語講座&実践編」を実施し、各窓口サービスの向上を図ったほか、各課からの依頼により、行政文書や事業チラシ等の多言語翻訳を行った。	外国籍住民の更なる増加が見込まれる中、日本人と外国籍住民が相互理解を深め、それぞれが共に暮らしやすい環境を作っていく必要がある。	改善(新規・拡充)	外国人総合相談センターにおいて、ネパール語相談員の配置を週1回から週3回に拡充するほか、通訳タブレットを関係各課に12台増設(6台⇒18台)するなど、相談機能の強化を図る。		拡充	ダイバーシティ推進課	70
					障がい者等サービス事業費	視覚障がい者等に対して、対面朗読の実施や点字図書及び録音図書の郵送貸出を行う。また、視覚障がい者の読書活動をサポートする様々な機器の紹介や、点字作業の実演などの事業を実施する。	・視覚障がい者に点字図書や録音図書を提供し、一般図書が利用困難な市民に対しても読書活動が行える環境を整備した。	・利用者の高齢化やインターネットによる録音図書の普及により、利用者が減少している。	維持(継続)	・インターネットによる録音図書データのダウンロード利用が普及し、利用者は年々減少しているところではあるが、録音図書郵送貸出サービスの需要は一定数あるため、引き続き実施していく。			中央図書館	71
					手話言語普及啓発事業	尼崎市手話言語条例に基づき、手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及を促進するため、手話ハンドブックや啓発パンフレットを作成するほか、市民等を対象にした体験講座を開催する。	・市民等向け啓発講座全体(4講座13回)の参加者が78人となった。 ・手話言語の国際デー・国際ろう者週間では、昨年に続き尼崎城等のブルーライトアップ、啓発用ポケットティッシュの配布に加えて、新たに啓発のぼりを作成し、本庁舎ほか公共施設等に掲示した。 ・手話言語条例策進協議会では、難聴児やその家族等への支援の際に活用する『お子さんのきこえのハンドブック』について協議し、掲載内容をほぼ固めることができた。	・さらなる手話の普及・啓発に向けて、手話言語条例策進協議会での協議も踏まえ、より効果的な手法を検討していく必要がある。	維持(継続)	・手話言語条例策進協議会において、さらなる手話の啓発方法について協議を進め、実施していく。			障害福祉課	72

基本目標3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
③情報・コミュニケーション支援の推進														
1多様な手法による情報提供やコミュニケーション支援の充実														
		(2)高齢者や障害のある人、外国籍住民などが円滑に情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、障害特性や多言語に配慮した情報提供・意思疎通支援など情報・コミュニケーションの支援に取り組む。			意思疎通支援事業	聴覚障害者等が、社会生活上外出が必要不可欠な時に、手話通訳者等を派遣する。また、その手話通訳者等を養成する。	・意思疎通支援者に係る各養成講座の開催時期等を工夫するなど受講者(修了者)数の確保に努めた結果、令和6年度の修了者は全体で61人、新規の派遣登録者は4人であった。 ・手話通訳の準支援員(チャレンジ)派遣制度については、準支援員登録は9人、利用実績は6件(6人派遣)となった。	・意思疎通支援のニーズが高まる中、手話通訳の派遣登録者数を増やすため、各養成講座や準支援員派遣制度を充実し、実践的なものにしていく必要がある。	維持(継続)	・引き続き手話通訳者養成講座の受講者の確保に努めるとともに、講座内容の充実について検討する。 ・講座の修了者に対し、準支援員派遣制度の登録を促すことで、技能等の向上を図り、派遣登録につながるよう働きかけていく。			障害福祉課	73
					差別解消・コミュニケーション支援等検討事業	障害者差別に関する相談事例等の共有を図り、差別解消に向けた取組を行っていくため、地域の関係機関で構成する障害者差別解消支援地域協議会を開催する。また、障害特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に向けた取組の検討を行う。	・合理的配慮の提供に関する内容や対応等を掲載したパンフレットを各窓口にて配架したほか、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、民間事業者への啓発等について協議を進めた。 ・令和6年4月から「合理的配慮の提供」が民間事業者にも義務化されたことを受け、その内容や対応等を記載したパンフレットを「労働環境実態調査」に同封したほか、その他企業が参加する会議等で配布し説明を行った。 ・当事者団体や事業所の協力のもと実施する、教職員向けの研修や児童・生徒向けの授業内容を集約した一覧表を作成し、各学校の授業等で活用してもらえるよう案内を行った。	・障害者差別解消法の認知度は、令和5年度に実施した障害がある人向けアンケート調査結果で13.7%(参考:令和2年3月14.0%)、令和6年度に実施した市民意識調査で34.1%となっており、いずれにおいても未だ低い状況にある。令和6年4月から民間事業者に対しても「合理的配慮の提供」が義務化されたため、これまで以上に幅広く制度の周知・啓発を進めていかなければならない。	維持(継続)	・障害者差別解消法や関連する制度の周知・啓発に向けては、協議会の開催頻度を高め、尼崎市商工会議所等を通じた民間事業者への効果的な啓発方法について協議を進めるほか、引き続き、学校や地域へのより効果的な啓発策についても検討していく。			障害福祉課等	74
		(3)市民や支援関係者等が、地域で活動する際の情報や支援に必要な情報を取得・利用できるよう、地域情報共有サイト「あましえあ」などを活用し、市民活動団体の取組や事業所情報の共有に取り組む。	●		地域資源情報公開システム事業	地域の交流や集いの場、相談窓口、コミュニティ拠点施設等の地域資源情報を、分野やエリアごとに検索できるシステムを運用することにより、市民サービスの向上を図るとともに、市・尼崎市社会福祉協議会(市社協)・地域活動の担い手など各主体間における情報共有を推進する。	・関係者の地域資源情報の登録、利用等を引き続きサポートし、情報共有が活発に行われるよう、各地域課、各支部社協、生涯、学習!推進課のメンバーで構成したあましえあ担当者会にて操作説明会や意見交換等を行うとともに、マニュアル等の整備を行った。 ・「あましえあ」と「シニア元気アップパンフレット」との情報連動を行い、業務の効率化につなげた。 ・掲載している地域情報は適宜情報更新を行っており、それに加え、令和5年度から年に一度、登録情報の一斉更新を行うように改めた。	「あましえあ」は、市・市社協・地域活動の担い手などの関係者間における円滑な情報共有を可能にするとともに、公営・民営を問わず、地域の交流や集いの場、相談窓口などの地域情報を掲載するサイトであることから、より効果的な運用を行っていく必要がある。	維持(継続)	・地域資源の共有が円滑に進むよう、あましえあ担当者会にて「あましえあ」の効果的な活用方法等の検討を行う。 ・「あまがさき共創DXプラン」に記載の「誰もが必要な情報を得て活動参画できる仕組みづくり」の1つとして、各主体が必要な社会資源等につながるよう、引き続き「あましえあ」の機能向上、周知等に努める。 ・あましえあの導入から5か年が経過することから、令和8年度向けに仕様書等を見直す。			協働推進課	75
					市民活動情報発信事業	市民活動団体の情報や様々な事業の情報を収集し、市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」を介して市民へ発信していく。	・市民活動団体等が主催するイベントの情報について、コロナ禍で一部のイベントを中止したことに伴い、一時的に掲載数も減少したが、現在はコロナ禍以前の掲載数まで回復している。これによりサイトへのアクセス数も増加したものの、令和2年度のサイト改修(ホームページアドレスの変更等)以前の水準までは回復しない状態が続いている。	・公共施設へチラシの設置を行うなど、周知は行っているが、サイトへのアクセス数の伸びにはつながっていない。 ・地域のイベントだけでなく、人材募集や市民活動団体の事業内容に関するお知らせなどが同じページに混在するなどの状態にあるため、より市民が効果的かつ正確な情報を取得できるように工夫が必要である。	改善(新規・拡充)	・学びや活動に参加する意義や魅力を伝えるとともに、活動情報や市民活動に有益な支援情報も含めた情報発信のあり方を検討する。また、改善を図る上で、発信する情報の内容や業務委託の仕様等について、抜本的なサイトの見直しも含めて検討を行う。 ・併せて、市ホームページなど既存のツールで発信している情報の内容を整理し、各ツールの機能統合や情報の一元化も視野に入れた検討を行う。			協働推進課	76

基本目標3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
④要配慮者(災害時要援護者)支援の推進														
1配慮者避難支援の充実														
		(1)要支援者システムを活用した避難行動要支援者名簿の整備とともに、災害リスクの高い避難行動要支援者を把握し、自主防災会や市社協、福祉専門職と連携し、個別避難計画の段階的な作成を行う。	●		災害時要援護者支援事業	避難行動要支援者名簿の作成・更新や避難支援等関係者への名簿提供、福祉避難所の指定拡大等により、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を行う。	市社協等と連携し、共助による避難支援を啓発し、新たに2つの社会福祉連絡協議会(連協)が名簿を受領(計27連協、19福祉協会)し、6団体で避難訓練等が行われた。関西国際大学と協働作成したパンフレットを活用し、市政出前講座等での自主的な計画作成の呼びかけや、災害リスクが高いと考えられる要支援者に直接働きかけ、新たに89人の計画を作成した。(計149人)	地域住民や福祉専門職等の避難支援等関係者の担い手不足や負担感が課題となっており、引き続き、避難支援等関係者に過度な負担とならないよう関係者の意向に留意して取組を進める必要がある。	維持(継続)	地域での災害時要援護者支援への協力意向のある連協等への支援を進めるほか、避難支援体制づくりに向けた啓発等の取組や避難支援等関係者と連携して段階的に計画作成に取り組む。			重層的支援推進担当	77
		(2)要配慮者支援体制の構築に向け、市と福祉専門職との災害時連携マニュアルを策定する。	●		災害時要援護者支援事業	避難行動要支援者名簿の作成・更新や避難支援等関係者への名簿提供、福祉避難所の指定拡大等により、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を行う。	市社協等と連携し、共助による避難支援を啓発し、新たに2つの社会福祉連絡協議会(連協)が名簿を受領(計27連協、19福祉協会)し、6団体で避難訓練等が行われた。関西国際大学と協働作成したパンフレットを活用し、市政出前講座等での自主的な計画作成の呼びかけや、災害リスクが高いと考えられる要支援者に直接働きかけ、新たに89人の計画を作成した。(計149人)	地域住民や福祉専門職等の避難支援等関係者の担い手不足や負担感が課題となっており、引き続き、避難支援等関係者に過度な負担とならないよう関係者の意向に留意して取組を進める必要がある。	維持(継続)	地域での災害時要援護者支援への協力意向のある連協等への支援を進めるほか、避難支援体制づくりに向けた啓発等の取組や避難支援等関係者と連携して段階的に計画作成に取り組む。			重層的支援推進担当	78
		(3)災害情報を必要な地域、グループへ配信を行うことができる携帯電話網を活用した「防災情報伝達システム」を活用して支援関係者と連携し、要配慮者への確実な情報伝達に取り組む。	●		地域の防災力向上事業	地域の防災力向上を図るため、「1.17は忘れない」地域防災訓練や兵庫県が実施する「ひょうご防災リーダー養成講座」の受講者に対する経費助成を行う。また、市政出前講座や地域の訓練等におけるマイ避難カードの作成、各種ハザードマップや防災ブックの活用などにより、市民等の防災意識の向上などにつなげる。	・「1.17は忘れない」地域防災訓練では、各地区会場にて地域住民が、主体となり、消防団やPTAの方々に参加する中で、避難所内で起こりうる課題に対して、避難所運営訓練の一環で実施した。また、要配慮者に対するトリアージの実施、聞き取り体制の強化を目的とし、福祉避難所6施設と要配慮者の受入れ情報伝達訓練を実施した。その他にもワークショップ形式で避難所運営訓練を実施、意見交換を通じて、考えるきっかけ作りを行った。 ・市内に75団体ある自主防災会に対して、県の助成事業の積極的な活用や出前講座、地域の防災訓練などを通じて地域の防災力の向上を目指す取組を進めた。 ・水防法の改正に伴い、新たに中小河川を含む洪水ハザードマップなどの整備を行ったほか、啓発情報面をさらに充実させ、ホームページでの公表、出前講座での配布、地域の訓練など様々な機会を捉えた周知啓発を実施した。	・市内の外国籍住民が増加する中、災害時の避難方法、防災情報の入手方法などをはじめとした情報発信の多言語対応が課題となっている。 ・新たなハザードマップを周知するとともに、事前に家族や知人とマイ避難カード等を活用し、発災時の避難行動計画を考えてもらうきっかけ作りをする必要がある。 ・要配慮者向けに、より一層防災情報の周知を行えるように情報発信を行うとともに、平時から防災意識の向上に向けて、効果的な取組を行う必要がある。 ・防災活動が停滞している地域や防災意識が希薄な市民など、多様な主体に対する開拓や関わりに係る強化をどのように行っていくか、改めて考えていく必要がある。	維持(継続)	・市内の大学やPTAなど多様な主体への参加を促し、多面的な観点から啓発ができるよう各地域振興センターが持つつながりを共有・連携し、取組を進めていく。 ・やさしい日本語による啓発媒体の作成、ハザードマップの多言語版等の整備のほか、点字・音声版のハザードマップの作成を行い、外国籍住民をはじめとした要配慮者が避難場所等の情報を取得できるよう、防災情報の多言語対応等を進めていく。また、関係部局と連携し、出前講座や各種イベント等のあらゆる機会を通じて、それらの活用についても啓発を行う中で、平時から要配慮者や外国籍住民等の防災意識の向上に努める。 ・新たなハザードマップや更新を進める誘導板を活用した防災意識の啓発を図り、ハザードマップの全戸配布を確実に実施する。また、国、県、市が進めている河川、防潮堤などのインフラ整備の取組状況等について、広く市民に周知する。	拡充	災害対策課	79	
			●		防災情報伝達システムを活用した取組	防災情報伝達システムを活用し、福祉施設や民生児童委員など災害時の情報伝達を行い、連携を図ることで、要配慮者への避難支援の一助となるように取り組む。	・令和6年8月に発令された巨大地震注意にあたっては、防災情報伝達システムを活用し、自主防災会、民生児童委員、福祉施設等の支援者に対して、いざというときには声掛けや避難支援などにご協力いただくようメッセージを发出し、支え合いの防災意識の向上に努めた。	—	維持(継続)	・引き続き防災情報伝達システムを活用し、支援者への適時の情報発信や意識啓発に努める。			福祉課、重層的支援推進担当、法人指導課、災害対策課	80
		(4)避難行動要支援者が安心して避難ができるよう、多様な避難先の確保と避難所運営等に係る具体的な手順を整理し、支援関係者や市民に共有する。	●		防災対策等事業	防災総合訓練や非常用物資の備蓄等を行うとともに、災害時に発生する膨大な情報を全庁的にリアルタイムで共有できる災害マネジメントシステムの運用などにより、防災体制の充実を図る。	(重層的支援推進担当) 特別養護老人ホーム1施設を指定した(計46施設)。「1.17は忘れない」地域防災訓練等で福祉避難所6施設と要配慮者の受け入れ情報伝達訓練を実施した。	(重層的支援推進担当) 開設・運営訓練未実施の福祉避難所指定施設に対し、施設の実情に応じた開設・運営訓練を実施し、課題の整理・対策を進める必要がある。	維持(継続)	(重層的支援推進担当) 福祉避難所指定施設のマニュアル作成支援を進めるとともに、指定施設への情報伝達や多様な要支援者を想定した開設・運営訓練に取り組む。			災害対策課、危機管理安全局企画管理課	81
			●		災害時要援護者支援事業	災害による避難行動要支援者(高齢者や障害者などの災害時に避難に時間がかかる人や支援を必要とする人)の被害を未然に防止するために、様々な避難支援等関係者の理解と協力のもとで、避難行動要支援者が迅速に避難できる支援体制づくりを進める。			維持(継続)				重層的支援推進担当	82

基本目標3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
④要配慮者(災害時要援護者)支援の推進														
1配慮者避難支援の充実														
		(4)避難行動要支援者が安心して避難ができるよう、多様な避難先の確保と避難所運営等に係る具体的な手順を整理し、支援関係者や市民に共有する。			多文化共生社会推進事業	お互いの生活や文化を理解・尊重し、外国籍住民が安心して快適に生活や行動ができるよう、ともに生きる多文化共生社会の推進に向けた取組を進める。	災害発生時の避難所生活を想定し、女性や外国籍住民等の視点に立った避難所運営訓練や非常食等の備蓄品の更新を着実にいった。また、「男女共同参画の視点からの防災」についての体験・展示をトレビエにおいて実施した。	生涯学習プラザ等の指定避難所が外国籍住民にとって、日頃から「いつでも来やすい場所」と認識してもらえるよう、外国籍住民と地域住民が交流できる場づくりを進める必要がある。	維持(継続)	外国籍住民と地域住民が直接関わり合えるような、地域交流イベントを促進することで、地域住民への多文化共生の啓発に努めるとともに、文化や価値観等の違いについて、相互理解を深め、それぞれが共に暮らしやすい環境の醸成を行っていく。			ダイバーシティ推進課	83
			●		地域の防災力向上事業	地域の防災力向上を図るため、「1.17は忘れない」地域防災訓練や兵庫県が実施する「ひょうご防災リーダー養成講座」の受講者に対する経費助成を行う。また、市政出前講座や地域の訓練等におけるマイ避難カードの作成、各種ハザードマップや防災ブックの活用などにより、市民等の防災意識の向上などにつなげる。	<ul style="list-style-type: none"> 「1.17は忘れない」地域防災訓練では、各地区会場にて地域住民が、主体となり、消防団やPTAの方々が参加する中で、避難所内で起こりうる課題に対して、避難所運営訓練の一環で実施した。また、要配慮者に対するトリアージの実施、聞き取り体制の強化を目的とし、福祉避難所6施設と要配慮者の受入れ情報伝達訓練を実施した。その他にもワークショップ形式で避難所運営訓練を実施、意見交換を通じて、考えるきっかけ作りを行った。 市内に75団体ある自主防災会に対して、県の助成事業の積極的な活用や出前講座、地域の防災訓練などを通じて地域の防災力の向上を目指す取組を進めた。 水防法の改正に伴い、新たに中小河川を含む洪水ハザードマップなどの整備を行ったほか、啓発情報面をさらに充実させ、ホームページでの公表、出前講座での配布、地域の訓練など様々な機会を捉えた周知啓発を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の外国籍住民が増加する中、災害時の避難方法、防災情報の入手方法などをはじめとした情報発信の多言語対応が課題となっている。 新たなハザードマップを周知するとともに、事前に家族や知人とマイ避難カード等を活用し、発災時の避難行動計画を考えてもらうきっかけ作りをする必要がある。 要配慮者向けに、より一層防災情報の周知を行えるように情報発信を行うとともに、平時から防災意識の向上に向けて、効果的な取組を行う必要がある。 防災活動が停滞している地域や防災意識が希薄な市民など、多様な主体に対する開拓や関わりに係る強化をどのように行っていくか、改めて考えていく必要がある。 	維持(継続)	<ul style="list-style-type: none"> 市内の大学やPTAなど多様な主体への参加を促し、多面的な観点から啓発ができるよう各地域振興センターが持つつながりを共有・連携し、取組を進めていく。 やさしい日本語による啓発媒体の作成、ハザードマップの多言語版等の整備のほか、点字・音声版のハザードマップの作成を行い、外国籍住民をはじめとした要配慮者が避難場所等の情報を取得できるよう、防災情報の多言語対応等を進めていく。また、関係部局と連携し、出前講座や各種イベント等のあらゆる機会を通じて、それらの活用についても啓発を行う中で、平時から要配慮者や外国籍住民等の防災意識の向上に努める。 新たなハザードマップや更新を進める誘導板を活用した防災意識の啓発を図り、ハザードマップの全戸配布を確実に実施する。また、国、県、市が進めている河川、防潮堤などのインフラ整備の取組状況等について、広く市民に周知する。 			災害対策課	84
2地域防災力の向上														
		(5)市民が地域課題に関心を持ち、その解決に取り組む意識を醸成するため、自治のまちづくりの拠点である各地域振興センター等において市民活動団体などと連携し、地域の福祉ニーズに応じたさまざまな学びの場づくりを進める。(再掲)	●		地区学びと活動推進事業	生涯にわたる様々な学びの機会を提供するとともに、地域におけるお互いの顔の見える関係づくり、ひいては地域発意の課題解決や魅力向上の取組が広がる環境づくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティの活性化に向け、地域の方々にとって関心が高く身近なテーマを入り口として地域活動の参加へとつなげることを目的に、全ての地域課において防災や多文化共生をテーマに地域の実情に即した事業を実施した。 地域発意の取組を増やしていくために、地域課主催のプラットフォームで実施日時の見直しなど、新規の参加者を増やす工夫を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> テーマ型の活動が増えつつある中、地縁型の活動者が減少している状況が継続しており、テーマ型の活動者を地縁型の活動につなげ、支援する取組がより一層必要である。 エリア分析の活用は、市民活動の参加者を増やすきっかけづくりに効果的であり、より効率的・効果的な手法の導入などに取り組むとともに、地域課間で好事例を共有するなど横展開を行う必要がある。 	維持(継続)	課題となっている地縁型の活動の活性化に向け単位福祉協会の加入促進へつなげる取組を行うとともに、防災をはじめとした全市民的な課題や地域特性に応じた課題それぞれをテーマとした取組を推進することで、引き続き、テーマ型と地縁型の活動が協働した取組の生まれる状況を目指す。			各地域課	85
				重層再犯	地域福祉推進事業(生活支援サービス体制整備事業)	市社協に対し、地域福祉活動の推進や地域福祉のネットワークの構築、災害時要援護者支援体制の基盤づくり等を支援する地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)の配置にかかる経費等を補助する。	6地区の地域福祉ネットワーク会議で地域住民や事業所、福祉専門職等が参画して地域課題の協議が行われ、中央地区では地域の会館において、独居高齢者向けのふれあい喫茶の取組、小田地区では地域住民や地域の活動者による複合課題事例の検討会を通して、地域住民等と福祉専門職との関係構築・相互理解の取組が行われた。	地域福祉ネットワーク会議において、子ども・子育てや障害者支援など、様々な分野の地域課題の共有・協議が行われるよう、引き続き、多様な支援団体・関係者の参画が必要となる。	維持(継続)	市社協と連携し、6地区の地域福祉ネットワーク会議に様々な分野の支援者の参画を進めるとともに、様々な地域づくりの好事例を共有することで、地域課題に応じた地域福祉活動の推進を図る。			重層的支援推進担当	86

基本目標3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
⑤安全・安心に暮らす取組の推進														
1住宅確保要配慮者支援等の推進														
		(1)居住支援の充実を図るために、庁内連携による情報共有の強化により、支援機関や支援関係者に対し、必要な情報提供を行う。(再掲)	●		住宅確保要配慮者の居住の安定の確保 ①居住支援の充実 ②福祉に関する専門機関等と連携した情報発信の充実	①住宅確保要配慮者の入居に対する民間賃貸住宅の所有者や管理会社の抵抗感を解消し、住宅確保要配慮者と民間賃貸住宅事業者等の双方が安心できるよう、民間団体・事業者等による住宅と福祉等の各方面からの幅広い居住支援についての検討など、関係者が連携しながら進める。 ②保健・福祉に関する相談支援を担う担当課が参画する地域福祉計画庁内推進会議等の会議体を活用し、居住支援に関する情報を共有することで、関係する支援機関や民生児童委員等への情報提供の充実を図る。	①(1) 民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの促進のための新たな仕組みづくりを進めるため、居住支援法人との協議を行った。(住宅政策課) ・(2) 「地域居住支援事業」による居住不安定者への住居確保や入居後の見守り等により家賃滞納が改善した。(重層的支援推進担当) ②(1) 地域福祉計画庁内推進会議や、地域福祉推進協議会において、関係課における住宅確保要配慮者に対する課題や、寄せられた相談内容等の情報を共有している。 ・(2) 障害者グループホームの利用(空き)状況の公表をしている。(155ホーム(令和7年3月時点:原則2か月毎に更新))(障害福祉政策担当) ・(3) 課題を抱えた世帯の早期把握と包括的な支援の推進に向け、新たに住宅管理担当と滞納者情報の共有方針を整理したほか、53の関係部・課長で構成する重層的支援推進会議を4回開催し事例検討等による連携意識醸成を図った。(重層的支援推進担当)	①(1) 新たな仕組みづくりを進めるにあたり、関係課それぞれにおいて関係機関と連携し、具体的な運用方法等を整理する必要がある。 ②(1) 関係機関への情報提供の手法に関しては検討が必要である。 ・(2) 障害者の住まいに関する情報提供については、居住支援機能を担う「リレくらしサポートセンター」において、グループホームの利用(空き)状況の把握と発信を行っているが、民間賃貸住宅に関する情報は把握していないため、十分な対応とはなっていない。(障害福祉政策担当)	改善(新規・拡充)	①(1) 住宅セーフティネット法の改正により、令和7年度の秋頃に、居住支援法人等が大家と連携して「日常の安否確認・見守り」や「生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎ」を行う住宅(=居住サポート住宅)の認定制度が創設される予定であり、庁内での連携を進めていく必要がある。 ②(1) 引き続き、既存の会議体での情報共有を行っていくとともに、関係機関への情報提供の手法について検討していく。 ・(2) 「住まいと暮らしのための計画」の取組(方向性6(1)③:高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の普及)と連携し、障害のある人が入居しやすい民間賃貸住宅の情報提供(紹介)が行えるよう、検討を進めていく。(障害福祉政策担当) ・(3) 庁内推進会議等を通じて関係機関と情報共有を図る。(重層的支援推進担当)			住宅政策課	87
			●		重層的支援推進事業	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するために、様々な支援関係者との役割分担等による伴走支援や支援の届いていない方へのアウトリーチ、社会とのつながりを作るための参加支援に一体的に取り組む。	・様々な支援機関や支援者が参画し、多角的な視点でのアセスメントによる支援方を協議する支援会議(R4:51回、R5:48回、R6:45回)を実施し、ケース検討目標数は達成していないものの、住宅関係や動物愛護センター等の福祉部局以外や、教育機関・保護観察所等の多様な支援者の参画を得て支援の検討を行った。	・支援会議の実施には、課題の解きほぐしや、多分野多職種との支援機関・支援関係者との情報共有が求められることから、コーディネートを行う職員の体制整備や負担軽減、人材育成が課題となり、会議におけるケース検討数が増えている。	維持(継続)	・支援会議におけるケース検討数の増加に向けて、保健福祉センター内での複雑・複合化したケースの情報を共有する取組みや個人情報等を安全かつ効率的に共有する重層的支援システムを活用して、会議の開催に向けた事務を効率的に進め、職員の負担軽減等につなげていく。	拡充		重層的支援推進担当	88
				重層	あまがさき住環境支援事業(リーフル)	対象団体に対し、市営住宅の目的外使用を許可し、対象団体が実施する支援事業の利用者への貸し付けや、対象団体の事務所など活動の場として活用するもの。	建替え等により募集を停止している市営住宅の空き室を活用した「REHUL事業」を通して、地域支援や居住支援を行う団体計23団体に、62戸の空き室を提供(令和7年3月末時点)し、市営住宅の自治会支援、地域コミュニティの形成及び居住支援などの取組を実施した。	「REHUL事業」は、建替え予定の住宅の空き室の利活用であることから、事業の期間が限定されており、現在のスキームでは、いずれ提供できる空き室がなくなる事が明らかであることから検討が必要である。	維持(継続)	母子・父子や高齢者など真に住宅を必要とする要配慮者が市営住宅に入居しやすくなるような方策について検討し、その実施に向けた取組を進める。			住宅管理担当	89
		(2)民間団体・事業者等と連携した居住支援策の検討等や、賃貸住宅オーナーへの啓発・PRによる高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進を図る。	●		住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業	高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮が必要な方(住宅確保要配慮者)の増加に加え、民間の空き家・空き室が年々増加している背景を踏まえ、空き家・空き室を活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的とする。	居住支援団体や行政等関係機関が参加する居住支援団体研修会において、先進事例について学びながら、より良い連携方法の構築を図るための意見交換を行った。	・事業の認知度が低い。 ・要件の一つである「耐震性能を有すること」を満たすことができず、登録に至らない物件が多くある。 ・セーフティネット住宅の登録数は増えているが、実態は大手賃貸住宅事業者の一社登録により登録数が伸びており、他の賃貸住宅事業者に対しても登録してもらえるように働きかける必要がある。	改善(新規・拡充)	幅広くセーフティネット住宅の登録してもらえようように、賃貸住宅事業者に対して働きかけていく。			住宅政策課	90
		(3)高齢期の生活支援の充実や利便性の向上に向け、市営住宅の建替で創出した余剰地を活用し、地域状況に応じた福祉施設、生活利便施設等の導入を図る。	●		市営住宅の建替えにおける余剰地の活用による社会福祉施設等の導入	市営住宅の建替事業によって創出した余剰地を活用し、地域の状況に応じた高齢者福祉施設、生活利便施設等の導入を図る。	・市営宮ノ北住宅の余剰地の一部について、有料老人ホームの整備に向け、事業者の選定を行った。 ・市営時友住宅及び宮ノ北住宅の余剰地の一部への生活利便施設等の導入に向けて検討を進めていく。	-	維持(継続)	市営住宅の建替えの検討に合わせて、関係部局と調整を図りながら、民間事業者の意向把握を行い、高齢者福祉施設や生活利便施設等の導入の可能性について検討していく。			住宅整備担当 住宅政策課(高齢介護課)	91

基本目標3誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり

展開方向	方向性	取組内容(第4期)	評価管理シート	内包計画	事業名(取組名)	事業概要	取組(事業)成果	課題	取組方向性	次年度(今後)の取組	R6 主要事業	R7 主要事業	担当所属	一連番号
⑤安全・安心に暮らす取組の推進														
2地域での防犯対策等の推進														
		(4)高齢者の見守り活動等のさまざまな地域の活動と連携し、防犯意識を高める啓発活動や各世代に応じた消費者教育等を行う。	●		街頭犯罪防止等事業	安全で安心な地域社会を実現するため、ひったくり防止や自転車盗難防止等に関する事業を実施する。	特殊詐欺対策として、県自動通話録音電話機普及促進事業を活用し、満65歳以上の高齢者を対象に補助事業を実施した(940人)。また、警察や協力金融機関等と実施しているATM前警戒パトロールなどの取り組みでは、計8件の被害を防いだ。	市内の特殊詐欺認知件数は減少したものの、被害総額は依然として増加傾向にあり、被害の約7割が固定電話を介していることから、固定電話への詐欺対策が必要である。	維持(継続)	特殊詐欺対策として、市政出前講座やサマセミ等、市民への啓発活動の機会を活用し特殊詐欺対策を含めて防犯意識の向上を図る。			生活安全課	92
					消費生活安全推進事業	巡回講座等の啓発活動を通じ、悪質業者に騙されない賢い消費者になるための自立を支援するとともに、多重債務を含めた消費生活相談の実施により、被害に遭った消費者を救済する両輪の取組で、消費者の健全な消費生活を支える。	国が設置しているFAQシステム等へリンクしている本市ホームページの視認性の向上を図るとともに、消費者がより親しみを持てるようイラストや写真を掲載する工夫を図った。	消費生活相談のデジタル化については、令和8年度に予定されている国の全国消費生活情報ネットワークシステムの更新等の動向を踏まえながら、検討を進めていく必要がある。	維持(継続)	市民が主体的に判断して適切に行動し、自身で被害を未然に防止できる消費者となるための情報収集や学習を支援するため、新社会人や新大学生を対象とした啓発講座などに重点的に取り組む。			生活安全課	93
					消費者行政活性化事業	地域社会における消費者問題解決力の強化を図るため、くらしのトラブル防止セミナー等の啓発講座などを実施する。	各種講座や街頭キャンペーンについては、休日や平日の時間外にも実施するなど、若年者や就労者にアプローチしやすい工夫した。	啓発講座の受講者は大半が高齢者が占めており、若年者や就労者により訴求するテーマを提供する必要がある。	維持(継続)	引き続き、市民の情報収集等の意欲を引き出せるよう啓発・発信内容の充実を図る。			生活安全課	94
					在宅高齢者等あんしん通報システム事業	急病や事故等の緊急時の対応や月1回のお元氣コールを行い、単身高齢者や障害者世帯等の日常生活における安全の確保と不安の解消を図るため、緊急通報システムを設置する。	・本事業については、市報や介護保険だより等、各種媒体により広く周知を図ることで、利用件数が令和5年度末624件から令和6年度末660件に増加した。	—	維持(継続)	・単身高齢者や障害者世帯等の利用者にとって自宅で安心して暮らしていくために不可欠な事業であり、引き続き本事業に取り組んでいく。			介護保険事業担当	95
				重層成年	認知症対策推進事業	認知症の人やその家族等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社会全体で支える取組を推進する。	認知症みんなで支えるSOSネットワーク登録者は、961人(令和5年度999人)、認知症高齢者等個人賠償責任保険加入者は、733人(令和5年度728人)となった。また、加入者アンケートで、約6割の方が外出頻度が維持・増加したと回答しており、認知症の人の社会参加の後押しにつながった。また、民生児童委員の研修会等で事業への協力依頼を行い、認知症みんなで支えるSOSネットワークの発見協力機関は、210件(令和5年度129件)に増加した。	今後さらに認知症高齢者が増加することから、認知症高齢者等個人賠償責任保険(認知症みんなで支えるSOSネットワーク)の加入を促進する必要がある。また、認知症みんなで支えるSOSネットワークに係る発見協力機関の増加に努めるとともに、市民の認知症への理解が深まり、住民同士の見守りが進むよう取り組んでいく必要がある。	維持(継続)	引き続き、ケアマネジャーや地域包括支援センター等の支援者からの紹介により、制度加入につながっているケースが多いことから、医療・介護関係者や警察等に両制度への理解を広げることで、対象者への周知を進め、さらなる加入者の増加につなげていく。また、認知症みんなで支えるSOSネットワークについては、見守りネットワークの実効性を高めるため、認知症サポーター養成講座等を企業に実施することで認知症に対する理解の促進を図り、発見協力機関の増加に向けた取組を進めていく。			包括支援担当	96